

(令和6年9月13日提出)

令和6年9月議会定例会議案

新 潟 市

令和6年9月議会定例会議案

目 次

議案第65号	令和6年度新潟市一般会計補正予算	1
議案第66号	令和6年度新潟市介護保険事業会計補正予算	7
議案第67号	令和6年度新潟市後期高齢者医療事業会計補正予算	10
議案第68号	令和6年度新潟市下水道事業会計補正予算	13
議案第69号	令和6年度新潟市水道事業会計補正予算	16
議案第70号	令和6年度新潟市病院事業会計補正予算	18
議案第71号	新潟市歴史博物館条例の一部改正について	20
議案第72号	新潟市美術館条例の一部改正について	22
議案第73号	新潟市万代市民会館条例の一部改正について	24
議案第74号	新潟市民プラザ条例の一部改正について	27
議案第75号	新潟市西新潟市民会館条例の一部改正について	29
議案第76号	新潟市新津美術館条例の一部改正について	31
議案第77号	新潟市小須戸地区ふれあい会館条例の一部改正について	33
議案第78号	新潟市潟東樋口記念美術館条例の一部改正について	35
議案第79号	新潟市新津鉄道資料館条例の一部改正について	37
議案第80号	新潟市しろね大凧と歴史の館条例の一部改正について	39
議案第81号	新潟市北区郷土博物館条例の一部改正について	41
議案第82号	新潟市潟東歴史民俗資料館条例の一部改正について	43
議案第83号	新潟市中之口先人館条例の一部改正について	44
議案第84号	新潟市澤将監の館条例の一部改正について	45
議案第85号	新潟市岩室健康増進センター条例の一部改正について	46
議案第86号	新潟市新津地域学園条例の一部改正について	48
議案第87号	新潟市亀田市民会館条例の一部改正について	51
議案第88号	新潟市亀田駅前地域交流センター条例の一部改正について	53

議案第 89 号	新潟市潟東ゆう学館条例の一部改正について	55
議案第 90 号	新潟市岩室すこやかセンター条例の一部改正について	58
議案第 91 号	新潟市巻文化会館条例の一部改正について	60
議案第 92 号	新潟市巻郷土資料館条例の一部改正について	63
議案第 93 号	新潟市勤労者福祉施設条例の一部改正について	65
議案第 94 号	新潟市黒埼市民会館条例の一部改正について	67
議案第 95 号	新潟市北区文化会館条例の一部改正について	70
議案第 96 号	新潟市岩室観光施設条例の一部改正について	72
議案第 97 号	新潟市江南区文化会館条例の一部改正について	74
議案第 98 号	新潟市秋葉区文化会館条例の一部改正について	77
議案第 99 号	新潟市岩室民俗史料館条例の一部改正について	79
議案第 100 号	新潟市西川学習館条例の一部改正について	82
議案第 101 号	新潟市西川多目的ホール条例の一部改正について	84
議案第 102 号	新潟市体育施設条例の一部改正について	86
議案第 103 号	新潟市文化財旧小澤家住宅条例の一部改正について	172
議案第 104 号	新潟市白根高齢者能力活用センター条例の一部改正について	174
議案第 105 号	新潟市廃棄物処理施設附属施設条例の一部改正について	176
議案第 106 号	新潟市農村環境改善センター及び地域研修センター条例の一部改正について	178
議案第 107 号	新潟市新津地区グリーンセンター条例の一部改正について	188
議案第 108 号	新潟市小須戸地区花とみどりのシンボルゾーン条例の一部改正について	190
議案第 109 号	新潟市新津地区勤労青少年ホーム条例の一部改正について	193
議案第 110 号	新潟市都市公園条例の一部改正について	195
議案第 111 号	新潟市天寿園条例の一部改正について	225
議案第 112 号	新潟市老人福祉センター条例の一部改正について	227

議案第113号	新潟市老人憩の家条例の一部改正について	230
議案第114号	新潟市国民健康保険条例の一部改正について	231
議案第115号	新潟市ひまわりクラブ条例の一部改正について	232
議案第116号	新潟市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部改正について	233
議案第117号	町（字）の区域及び名称の変更について	234
議案第118号	市道路線の認定及び廃止について	240
議案第119号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	254
議案第120号	未処分利益剰余金の処分について	255
議案第121号	未処分利益剰余金の処分について	256
議案第122号	決算の認定について	257

議案第 6 5 号

令和 6 年度新潟市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 6 年度新潟市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 6 9 2, 9 6 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 3 2, 6 4 7, 1 3 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 6 年 9 月 1 3 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 国庫支出金		87,832,313	136,586	87,968,899
	2 国庫補助金	26,619,707	136,586	26,756,293
20 県支出金		23,531,513	642,376	24,173,889
	1 県負担金	15,951,674	632,000	16,583,674
	2 県補助金	6,214,822	10,376	6,225,198
22 寄附金		1,036,944	300,000	1,336,944
	1 寄附金	1,036,944	300,000	1,336,944
23 繰入金		1,961,851	589,988	2,551,839
	2 基金繰入金	1,622,714	589,988	2,212,702
24 繰越金		170,495	15,815	186,310
	1 繰越金	170,495	15,815	186,310
26 市債		37,265,600	8,200	37,273,800
	1 市債	37,265,600	8,200	37,273,800
歳入	合計	430,954,166	1,692,965	432,647,131

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		42,709,885	267,100	42,976,985
	1 総務管理費	39,025,319	150,000	39,175,319
	2 徴税費	2,495,221	87,100	2,582,321
	3 戸籍住民基本台帳費	733,744	30,000	763,744
3 民生費		148,341,538	1,211,265	149,552,803
	2 児童福祉費	50,272,627	4,500	50,277,127
	5 老人福祉費	27,386,669	10,765	27,397,434
	7 災害救助費	7,627,000	1,196,000	8,823,000
4 衛生費		29,364,781	90,000	29,454,781
	2 清掃費	10,516,892	90,000	10,606,892
6 農林水産業費		6,149,438	14,400	6,163,838
	3 水産業費	220,880	14,400	235,280
8 土木費		60,710,681	100,000	60,810,681
	4 都市計画費	24,522,088	100,000	24,622,088
11 災害復旧費		6,159,108	10,200	6,169,308
	2 その他施設災害復旧費	782,728	10,200	792,928
歳 出	合 計	430,954,166	1,692,965	432,647,131

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	西蒲区役所新庁舎整備事業	42,000
3 民生費	7 災害救助費	被災住宅応急修理事業	632,000
		液状化等被害住宅修繕支援事業	564,000

第3表 債務負担行為補正

1 追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
情報系パソコン等運用事業費	令和 7年度	540,000
液状化等被害住宅建替・購入支援事業	令和 7年度	295,000

第4表 地方債補正

1 変更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
漁港整備事業費	52,500	普通貸借	年5.0%以内	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に	58,900	普通貸借	年5.0%以内	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に
その他施設災害復旧事業費	3,003,500	又は債券発行 (他の地方公共団体と共同発行を含む。)	利率見直し方式で借り入れる場合 で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	3,005,300	又は債券発行 (他の地方公共団体と共同発行を含む。)	利率見直し方式で借り入れる場合 で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

議案第 66 号

令和 6 年度新潟市介護保険事業会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度新潟市の介護保険事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 677, 794 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 87, 200, 719 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 9 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 支払基金交付金		22,509,793	84,131	22,593,924
	1 支払基金交付金	22,509,793	84,131	22,593,924
8 繰越金		1	1,593,663	1,593,664
	1 繰越金	1	1,593,663	1,593,664
歳入	合計	85,522,925	1,677,794	87,200,719

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 諸支出金		262,379	1,677,794	1,940,173
	2 償還金		1,677,794	1,677,794
歳 出 合 計		85,522,925	1,677,794	87,200,719

議案第 67 号

令和 6 年度新潟市後期高齢者医療事業会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度新潟市の後期高齢者医療事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 264,468 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11,860,927 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 9 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		1	264,468	264,469
	1 繰越金	1	264,468	264,469
歳 入	合 計	11,596,459	264,468	11,860,927

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連 合納付金		10,992,208	264,468	11,256,676
	1 後期高齢者医療広域連 合納付金	10,992,208	264,468	11,256,676
歳 出	合 計	11,596,459	264,468	11,860,927

令和6年度新潟市下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和6年度新潟市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和6年度新潟市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第3号中「管渠、ポンプ場及び処理場等整備事業14,466,000千円」を「管渠、ポンプ場及び処理場等整備事業15,268,000千円」に改める。

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条本文中「特別損失中災害復旧費7,431,000千円の財源に充てるため、企業債2,631,000千円を借り入れる。」を「特別損失中災害復旧費669,900千円の財源に充てるため、企業債377,300千円を借り入れる。」に改め、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位 千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 事業収益	37,453,262	△4,507,400	32,945,862
第3項 特別利益	4,800,001	△4,507,400	292,601

支 出

（単位 千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 事業費	38,725,794	△6,761,100	31,964,694
第3項 特別損失	7,432,853	△6,761,100	671,753

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額13,705,251千円は、当年度損益勘定留保資金等13,705,251千円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額13,705,338千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額577,056千円、当年度損益勘定留保資金等12,733,478千円及び当年度利益剰余金処分額394,804千円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入

(単位 千円)

科目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	24,662,444	829,300	25,491,744
第1項 企業債	17,831,800	401,500	18,233,300
第2項 国県補助金	3,929,976	427,800	4,357,776

支出

(単位 千円)

科目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	38,367,695	829,387	39,197,082
第1項 建設改良費	16,134,521	829,387	16,963,908

(債務負担行為)

第5条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、
次のとおり補正する。

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
公共下水道建設改良事業 (災害復旧)	令和7年度から 令和8年度まで	3,656,600

(変更)

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
坂井輪ポンプ場受変電設備 工事	令和7年度	310,000	令和7年度から 令和8年度まで	490,000

令和6年9月13日提出

新潟市長 中原 八一

議案第 6 9 号

令和 6 年度新潟市水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 6 年度新潟市水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 6 年度新潟市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 事業費	17,397,336	60,472	17,457,808
第 2 項 営業外費用	673,503	60,472	733,975

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 7,699,143 千円は、」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 7,072,143 千円は、」に、「、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 791,267 千円」を「、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 730,795 千円」に、「及び建設改良積立金 1,566,443 千円で」を「及び建設改良積立金 999,915 千円で」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 資本的収入	7,232,117	△1,859,000	5,373,117
第 6 項 補償金	2,043,000	△1,859,000	184,000

支 出

(単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 資本的支出	14,931,260	△2,486,000	12,445,260
第 1 項 建設改良費	11,492,009	△2,486,000	9,006,009

(債務負担行為)

第 4 条 予算第 5 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり補正する。

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
配水管布設工事 (災害復旧)	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	2,100,000

令和 6 年 9 月 1 3 日提出

新潟市長 中原 八一

議案第70号

令和6年度新潟市病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和6年度新潟市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度新潟市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、特別損失中災害復旧費2,700千円の財源に充てるため、企業債900千円を借り入れる。

収 入 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 市民病院事業収益	28,613,473	1,800	28,615,273
第2項 医業外収益	3,542,839	1,800	3,544,639

支 出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 市民病院事業費用	28,941,140	2,700	28,943,840
第3項 特別損失	10,000	2,700	12,700

（債務負担行為）

第3条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
医療情報システム更新事業	令和7年度	2,150,200

(企業債)

第4条 予算第6条に定めた企業債について、起債の目的及び限度額を次のとおり追加する。

(単位 千円)

起債の目的	限度額
災害復旧事業	900

令和6年9月13日提出

新潟市長 中原 八一

議案第 7 1 号

新潟市歴史博物館条例の一部改正について

新潟市歴史博物館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 9 月 1 3 日 提出

新潟市長 中原 八一

新潟市歴史博物館条例の一部を改正する条例

新潟市歴史博物館条例（平成 1 5 年新潟市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「1 0 0 円」を「1 3 0 円」に改める。

別表第 1 博物館本館の項を次のように改める。

博物館本館	通年	午前 9 時 3 0 分から午後 5 時まで
-------	----	------------------------

別表第 2 常設展示（ミュージアムシアターの映像を含む。）の項を次のように改める。

常設展示 （ミュージアムシアター の映像を含む。）	一般	3 9 0	3 1 0
	大学生・高校生	2 6 0	2 0 0
	中学生・小学生	1 3 0	1 0 0

別表第 3 のうち 1 の表企画展示室の項、セミナー室 1 の項、セミナー室 2 の項及びセミナー室 3 の項を次のように改める。

企画展示室	1 1, 0 5 0	1 8, 2 0 0
セミナー室 1	1, 9 5 0	3, 2 5 0
セミナー室 2	1, 9 5 0	3, 2 5 0
セミナー室 3	1, 9 5 0	3, 2 5 0

別表第 3 のうち 1 の表備考 4 中「1 円」を「1 0 円」に改め、別表第 3 のうち 2 の表会議室の項及び日本間の項を次のように改める。

会議室	2, 6 0 0	4, 5 5 0	3, 2 5 0
日本間	2, 6 0 0	4, 5 5 0	3, 2 5 0

別表第3のうち2の表備考4中「1円」を「10円」に改め、別表第3のうち3の表行商の項中「100」を「130」に改め、同表業として行う写真、映画撮影又は興行の項中「1, 600」を「2, 080」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項から第4項までの規定 公布の日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 令和7年4月1日

(準備行為)

2 改正後の新潟市歴史博物館条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、前項第2号に掲げる規定の施行の日（以下「2号施行日」という。）前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

(適用区分)

3 2号施行日前に、2号施行日以後の新潟市歴史博物館の利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新条例に規定する額とする。

4 前項の規定にかかわらず、第1項第1号に掲げる規定の施行の前日に2号施行日以後の利用について当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、なお従前の例による。

議案第 7 2 号

新潟市美術館条例の一部改正について

新潟市美術館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 9 月 1 3 日 提出

新潟市長 中原 八一

新潟市美術館条例の一部を改正する条例

新潟市美術館条例（昭和 6 0 年新潟市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 4 項中「別表第 3」を「別表第 3 まで」に改める。

別表第 1 常設展示観覧の項を次のように改める。

常設展示観覧	一般	2 6 0	2 0 0	2 0 0
	大学生・高校生	1 9 0	1 4 0	1 4 0
	中学生・小学生	1 3 0	9 0	9 0

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3（第 6 条関係）

施設等使用料表

区分	施設等使用料の額（円）			
	1 日	午前	午後	追加
	午前 9 時 3 0 分から午後 5 時まで	午前 9 時 3 0 分から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	1 時間につき
展示室 1	3 3, 8 0 0	1 3, 0 0 0	2 0, 8 0 0	5, 2 0 0

展示室 2	27,040	10,400	16,640	4,160
展示室 3	28,140	10,820	17,320	4,330
市民ギャラリー	8,970	3,450	5,520	1,380
実習室	10,140	3,900	6,240	1,560
講堂	12,350	4,750	7,600	1,900
設備	実費を勘案して別に市長が定める額			

備考

- 1 午前及び午後の区分に定める利用時間を継続して利用する場合の使用料の額は、1日の区分に定める使用料の額とする。
- 2 利用時間が表に定める利用時間に満たない場合でも時間割計算は行わない。
- 3 午前及び午後の区分に定める利用時間以外の時間に利用する場合（備考1に規定する場合を除く。）における使用料の額は、1時間につき、追加の区分に定める使用料の額とする。この場合において、その利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。
- 4 施設等の利用の許可を受けた期間の内に、休館日がある場合は、当該休館日に係る施設等使用料は徴収しない。ただし、美術資料の搬入又は搬出のため施設等を利用する場合は、上表及び備考1から備考3までの規定により施設等使用料を徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第6条第4項の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 73 号

新潟市万代市民会館条例の一部改正について

新潟市万代市民会館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 9 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市万代市民会館条例の一部を改正する条例

新潟市万代市民会館条例（平成 3 年新潟市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 1（第 7 条関係）

（単位 円）

区分		室名等	多目的ホール	音楽練習室 1	音楽練習室 2・3
平日	午前（午前 9 時から 正午まで）		5,850	1,560	910
	午後（午後 1 時から 午後 5 時まで）		9,750	2,080	1,430
	夜間（午後 5 時 30 分から午後 9 時 30 分まで）		13,650	2,860	2,210
休日	午前（午前 9 時から 正午まで）		8,450	1,950	1,300
	午後（午後 1 時から		11,700	2,860	2,210

土 曜 日	午後5時まで)			
	夜間（午後5時30分 から午後9時30分 まで)	17,550	3,510	2,860

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

（単位 円）

室名	1回
和室	520
会議室	780
大研修室	1,040 （一部を利用する場合は、780円とする。）
研修室	780
視聴覚室	1,040
美術工芸室	1,560
プレイルーム（専用利用する場 合に限る。）	1,950
保育室（保育以外の目的で専用 利用する場合に限る。）	1,040

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次号に掲げる規定以外の規定 公布の日

(2) 別表第1及び別表第2の改正規定 令和7年4月1日

(準備行為)

2 改正後の新潟市万代市民会館条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、前項第2号に掲げる規定の施行の日（以下「2号施行日」という。）前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

(適用区分)

3 2号施行日前に、2号施行日以後の新潟市万代市民会館の利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新条例に規定する額とする。

4 前項の規定にかかわらず、第1項第1号に掲げる規定の施行の前日に2号施行日以後の多目的ホールの利用について当該利用の許可を受けているものから徴収する使用料の額は、なお従前の例による。

議案第 7 4 号

新潟市民プラザ条例の一部改正について

新潟市民プラザ条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 9 月 1 3 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市民プラザ条例の一部を改正する条例

新潟市民プラザ条例（平成 4 年新潟市条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 6 条関係）

区分	平日	休日・土曜日
午前（午前 9 時から正午まで）	1 8, 2 0 0 円	2 3, 4 0 0 円
午後（午後 1 時から午後 5 時まで）	2 8, 6 0 0 円	3 7, 7 0 0 円
夜間（午後 6 時から午後 1 0 時まで）	4 0, 3 0 0 円	5 2, 0 0 0 円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（1）次号に掲げる規定以外の規定 公布の日

（2）別表の改正規定 令和 7 年 4 月 1 日

（準備行為）

2 改正後の新潟市民プラザ条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、前項第 2 号に掲げる規定の施行の日（以下「2 号施行日」という。）前においても、新条例の規定の例によ

り行うことができる。

(適用区分)

- 3 2号施行日前に、2号施行日以後の新潟市民プラザの利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新条例に規定する額とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、第1項第1号に掲げる規定の施行の日前に2号施行日以後の利用について当該利用の許可を受けているものから徴収する使用料の額は、なお従前の例による。

議案第 75 号

新潟市西新潟市民会館条例の一部改正について

新潟市西新潟市民会館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 9 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市西新潟市民会館条例の一部を改正する条例

新潟市西新潟市民会館条例（平成 8 年新潟市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 8 条関係）

（単位 円）

施設名		多目的ホール	茶室	ギャラリー
区分				
平日	午前（午前 9 時から正午まで）	5, 850	2, 600	1 日（午前 9 時から午後 9 時 30 分まで） 2, 600
	午後（午後 1 時から午後 5 時まで）	9, 750	2, 600	
	夜間（午後 5 時 30 分から午後 9 時 30 分まで）	13, 650	2, 600	
休日・土曜日	午前（午前 9 時から正午まで）	8, 450	2, 600	

午後（午後 1 時から午後 5 時まで）	11,700	2,600
夜間（午後 5 時 30 分から午後 9 時 30 分まで）	17,550	2,600

別表備考 8 中「1 円」を「10 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（1）次項から第 4 項までの規定 公布の日

（2）前号に掲げる規定以外の規定 令和 7 年 4 月 1 日

（準備行為）

2 改正後の新潟市西新潟市民会館条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、前項第 2 号に掲げる規定の施行の日（以下「2 号施行日」という。）前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

（適用区分）

3 2 号施行日前に、2 号施行日以後の新潟市西新潟市民会館の利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新条例に規定する額とする。

4 前項の規定にかかわらず、第 1 項第 1 号に掲げる規定の施行の前日に 2 号施行日以後の利用について当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、なお従前の例による。

議案第 76 号

新潟市新津美術館条例の一部改正について

新潟市新津美術館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 9 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市新津美術館条例の一部を改正する条例

新潟市新津美術館条例（平成 16 年新潟市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

別表のうち 3（1）の表中「8,000円」を「9,200円」に、「15,000円」を「17,250円」に、「20,000円」を「23,000円」に、「25,000円」を「28,750円」に、「30,000円」を「34,500円」に、「35,000円」を「40,250円」に改め、同表備考 2 を削り、同表備考 3 中「備考 2 に規定する期間」を「1 週間」に改め、同表中備考 3 を備考 2 とし、備考 4 を備考 3 とし、別表のうち 3（2）の表中「500円」を「570円」に、「1,000円」を「1,150円」に改め、別表のうち 3（3）の表中「15,000円」を「17,250円」に改め、別表のうち 3（4）の表を次のように改める。

（4） レクチャールーム

区分	使用料の額
午前（午前 10 時から正午まで）	2,300円
午後（午後 1 時から午後 5 時まで）	4,600円
追加（1 時間につき）	1,150円

備考

- 1 午前及び午後の区分に定める利用時間を継続して利用する場合の使用料の額は、午前及び午後の区分に定める使用料の額の合計額とする。
- 2 利用時間が表に定める利用時間に満たない場合でも時間割計算は行わない。
- 3 午前及び午後の区分に定める利用時間以外の時間に利用する場合（備考 1 に規定

する場合を除く。)における使用料の額は、1時間につき、追加の区分に定める使用料の額とする。この場合において、その利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。

4 備品の使用料については、実費等を勘案して市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項から第4項までの規定 公布の日

(2) 前項に掲げる規定以外の規定 令和7年4月1日

(準備行為)

2 改正後の新潟市新津美術館条例(以下「新条例」という。)の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、前項第2号に掲げる規定の施行の日(以下「2号施行日」という。)前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

(適用区分)

3 2号施行日前に、2号施行日以後の新潟市新津美術館の利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新条例に規定する額とする。

4 前項の規定にかかわらず、第1項第1号に掲げる規定の施行の日前に2号施行日以後の利用について当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、なお従前の例による。

議案第 77 号

新潟市小須戸地区ふれあい会館条例の一部改正について

新潟市小須戸地区ふれあい会館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 9 月 13 日 提出

新潟市長 中原 八一

新潟市小須戸地区ふれあい会館条例の一部を改正する条例

新潟市小須戸地区ふれあい会館条例（平成 16 年新潟市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 8 条関係）

区分	使用料の額（円）			
	午前（午前 9 時から正午まで）	午後（午後 1 時から午後 5 時まで）	夜間（午後 6 時 30 分から午後 9 時 30 分まで）	1 日（午前 9 時から午後 9 時 30 分まで）
多目的ホール	1, 410	2, 350	2, 820	6, 580
研修室	470	710	940	2, 120
調理実習室	710	940	1, 410	3, 060
和室	470	710	940	2, 120

別表備考 6 中「1000 円」を「10 円」に、「50 円」を「5 円」に改め、同表備考 7 中「3, 000 円」を「1, 410 円」に、「4, 000 円」を「1, 880 円」に、「10, 000 円」を「4, 700 円」に、「1, 000 円」を「470 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の新潟市小須戸地区ふれあい会館条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

(適用区分)

- 3 施行日前に、施行日以後の新潟市小須戸地区ふれあい会館の利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新条例に規定する額とする。

議案第 78 号

新潟市潟東樋口記念美術館条例の一部改正について

新潟市潟東樋口記念美術館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 9 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市潟東樋口記念美術館条例の一部を改正する条例

新潟市潟東樋口記念美術館条例（平成 16 年新潟市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「（以下「美術館」という。）」を削る。

第 2 条中「美術館」を「新潟市潟東樋口記念美術館」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（施設及びその利用）

第 2 条の 2 新潟市潟東樋口記念美術館に次に掲げる施設を置く。

（1） 美術館

（2） お茶の間美術館

2 お茶の間美術館及びこの設備は、前条の事業に支障がない範囲において、市民の文化活動等の利用（以下「施設等の利用」という。）に供することができる。

第 3 条中「美術館」の次に「（お茶の間美術館を含む。）」を加える。

第 4 条中「するもの」の次に「又は施設等の利用をしようとするもの」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

（使用料の不徴収）

第 4 条の 2 施設等の利用に係る使用料は、徴収しない。

第 5 条各号列記以外の部分中「美術館」の次に「（お茶の間美術館を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条中「前条」を「第 4 条」に改め、同条第 2 号中「収蔵品」を「美術資料」に改める。

第6条第1項中「美術館の収蔵品」を「美術館が展示する美術資料」に改める。

第10条に次の1項を加える。

- 2 施設等の利用の許可を受けたものは、お茶の間美術館をその許可を受けた目的以外の目的に利用し、又は第三者に利用させてはならない。

第10条の次に次の1条を加える。

(特別の設備の許可)

第10条の2 施設等の利用の許可を受けたものは、お茶の間美術館の利用に際し特別の設備をしようとする場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

第11条各号列記以外の部分中「美術館」の次に「(お茶の間美術館を含む。以下同じ。)」を加え、同条第1号から第3号までの規定中「収蔵品」を「美術館が展示する美術資料」に改める。

第14条中「収蔵品」を「美術資料」に改める。

別表第1中「500」を「650」に、「400」を「520」に改め、同表小・中学生の項個人の欄中「300」を「390」に改め、同項団体(20人以上)の欄中「200」を「260」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次号に掲げる規定以外の規定 公布の日
- (2) 別表第1の改正規定 令和7年4月1日

議案第 79 号

新潟市新津鉄道資料館条例の一部改正について

新潟市新津鉄道資料館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 9 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市新津鉄道資料館条例の一部を改正する条例

新潟市新津鉄道資料館条例（平成 16 年新潟市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 号を加える。

（7） 多目的ホール

別表第 1 常設展示の項個人の欄中「300」を「390」に改め、同項団体の欄中「240」を「310」に改め、同項年間観覧券（1 年間につき）の欄中「1,000」を「1,300」に改め、同項個人の欄中「200」を「260」に改め、同項団体の欄中「160」を「200」に改め、同項年間観覧券（1 年間につき）の欄中「700」を「910」に改め、同項個人の欄中「100」を「130」に改め、同項団体の欄中「80」を「100」に改める。

別表第 2 ミニ S L の項使用料の額（1 人 1 回につき）（円）の欄中「100」を「130」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条に 1 号を加える改正規定並びに次項及び第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の別表第 1 及び別表第 2 の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の新潟市新津鉄道資料館の利用に係る使用料について適用し、施行日前の新

潟市新津鉄道資料館の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

- 3 施行日前に発行された改正前の別表第1に規定する年間観覧券は、当該年間観覧券に記載された有効期限日までの利用に限り、施行日以後の利用について改正後の別表第1に規定する年間観覧券とみなして使用することができる。

議案第 80 号

新潟市しろね大風と歴史の館条例の一部改正について

新潟市しろね大風と歴史の館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 9 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市しろね大風と歴史の館条例の一部を改正する条例

新潟市しろね大風と歴史の館条例（平成 16 年新潟市条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 1（第 8 条関係）

区分	観覧料の額（1 人 1 回につき）（円）	
	個人	団体（20 人以上）
一般	520	390
小・中・高校生	260	190

別表第 2 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 2（第 8 条関係）

区分	施設等使用料の額（1 時間につき）（円）
特別展示室	650
会議室	390

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項及び第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の新潟市しろね大凧と歴史の館条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

（適用区分）

3 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後の新潟市しろね大凧と歴史の館の利用に係る観覧料及び施設等使用料について適用し、施行日前の新潟市しろね大凧と歴史の館の利用に係る観覧料及び施設等使用料については、なお従前の例による。

議案第 8 1 号

新潟市北区郷土博物館条例の一部改正について

新潟市北区郷土博物館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 9 月 1 3 日 提出

新潟市長 中原 八一

新潟市北区郷土博物館条例の一部を改正する条例

新潟市北区郷土博物館条例（平成 1 6 年新潟市条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「国民の休日」を「休日」に改める。

第 8 条を次のように改める。

（観覧料等）

第 8 条 展示室及び展示ホールにおける展示（特別展示室兼集会室における企画展示を含む。）を観覧しようとする者から別表に掲げる観覧料を徴収する。

2 特別な展示を行う場合は、特別な展示を観覧しようとする者から市長がその都度定める観覧料（以下「特別観覧料」という。）を徴収することができる。

3 第 6 条の許可に係る使用料は、無料とする。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（観覧料等の徴収の時期）

第 8 条の 2 観覧料及び特別観覧料（以下「観覧料等」という。）は、観覧するときに徴収する。ただし、市長は、特別の理由があると認める場合は、別に観覧料等の納付期日を定めることができる。

第 9 条（見出しを含む。）及び第 1 0 条（見出しを含む。）中「特別観覧料」を「観覧料等」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 8 条関係）

区分	観覧料の額（1人1回につき）（円）	
	個人	団体（20人以上）
一般	260	200
大学生・高校生	130	100

備考

- 1 この表において「一般」とは、大学生・高校生以外の者で15歳以上のもの（学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める中学校、中等教育学校の前期課程及びこれらに準ずる学校の生徒を除く。）をいう。
- 2 この表において「大学生・高校生」とは、学校教育法に定める大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程及びこれらに準ずる学校の学生、生徒等をいう。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 8 2 号

新潟市潟東歴史民俗資料館条例の一部改正について

新潟市潟東歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 9 月 1 3 日 提出

新潟市長 中原 八一

新潟市潟東歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例

新潟市潟東歴史民俗資料館条例（平成 1 6 年新潟市条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 4 条関係）

区分	観覧料の額（1 人 1 回につき）（円）	
	個人	団体（2 0 人以上）
一般	6 5 0	5 2 0
小・中学生	3 9 0	2 6 0

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 8 3 号

新潟市中之口先人館条例の一部改正について

新潟市中之口先人館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 9 月 1 3 日 提出

新潟市長 中原 八一

新潟市中之口先人館条例の一部を改正する条例

新潟市中之口先人館条例（平成 1 6 年新潟市条例第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 9 条関係）

区分		観覧料の額（1 人 1 回につき）（円）	
		個人	団体（2 0 人以上）
通常券	一般	2 6 0	1 9 0
	高校生	1 3 0	6 0
澤将監の館との共通券	一般	5 2 0	3 9 0
	高校生	2 6 0	1 3 0

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 8 4 号

新潟市澤将監の館条例の一部改正について

新潟市澤将監の館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 9 月 1 3 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市澤将監の館条例の一部を改正する条例

新潟市澤将監の館条例（平成 1 6 年新潟市条例第 5 6 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 6 条関係）

区分		観覧料の額（1 人 1 回につき）（円）	
		個人	団体（2 0 人以上）
通常券	一般	3 9 0	2 6 0
	高校生	1 9 0	1 3 0
中之口先人館との 共通券	一般	5 2 0	3 9 0
	高校生	2 6 0	1 3 0

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 85 号

新潟市岩室健康増進センター条例の一部改正について

新潟市岩室健康増進センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 9 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市岩室健康増進センター条例の一部を改正する条例

新潟市岩室健康増進センター条例（平成 16 年新潟市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

別表入館料の項中「500円」を「650円」に、「5,000円」を「6,500円」に、「300円」を「390円」に、「3,000円」を「3,900円」に改め、同表部屋使用料（入館料の外）の項中「2,000円」を「2,600円」に、「500円」を「650円」に、「6,000円」を「7,800円」に、「1,500円」を「1,950円」に、「9,000円」を「11,700円」に、「5,500円」を「7,150円」に、「1,200円」を「1,560円」に、「3,500円」を「4,550円」に、「800円」を「1,040円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項及び第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の新潟市岩室健康増進センターの利用に係る使用料について適用し、施行日前の新潟市岩室健康増進センターの利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に発行した回数利用券は、施行日以後においても、

なお使用することができる。

議案第 86 号

新潟市新津地域学園条例の一部改正について

新潟市新津地域学園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 9 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市新津地域学園条例の一部を改正する条例

第 1 条 新潟市新津地域学園条例（平成 16 年新潟市条例第 73 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 4 号及び第 5 号を削る。

別表研修棟の部研修室 407 の項及び研修室 501 の項並びに資料棟の部多目的ホールの項を削る。

第 2 条 新潟市新津地域学園条例の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 8 条関係）

区分		使用料の額（円）		
		午前 （午前 9 時から正午まで）	午後 （午後 1 時から午後 5 時まで）	夜間 （午後 6 時から午後 10 時まで）
研修棟	音楽練習室	480	600	600
	研修室 201	600	720	720
	研修室 301	240	310	310

	研修室 3 0 2 (和室)	2 4 0	3 1 0	3 1 0
	研修室 3 0 3 (和室)	2 4 0	3 1 0	3 1 0
	研修室 3 0 4	3 6 0	4 3 0	4 3 0
	研修室 3 0 5	4 8 0	6 0 0	6 0 0
	研修室 3 0 6	4 3 0	5 0 0	5 0 0
	研修室 4 0 1 (和室)	2 4 0	3 1 0	3 1 0
	研修室 4 0 2 (和室)	2 4 0	3 1 0	3 1 0
	研修室 4 0 3 (和室)	2 4 0	3 1 0	3 1 0
	研修室 4 0 5	4 3 0	5 0 0	5 0 0
	研修室 4 0 6	4 3 0	5 0 0	5 0 0
	研修室 5 0 2	3 6 0	4 3 0	4 3 0
	研修室 5 0 3	4 3 0	5 0 0	5 0 0
	研修室 5 0 4	4 3 0	5 0 0	5 0 0
資料棟	陶芸室	2 4 0	2 4 0	2 4 0

別表備考 6 中「1 0 0 円」を「1 0 円」に、「5 0 円」を「5 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次号に掲げる規定以外の規定 公布の日

(2) 第2条の規定 令和7年4月1日

(準備行為)

- 2 第2条の規定による改正後の新潟市新津地域学園条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、前項第2号に掲げる規定の施行の日（以下「2号施行日」という。）前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

(適用区分)

- 3 新条例別表の規定は、2号施行日以後の新潟市新津地域学園の利用に係る使用料について適用し、2号施行日前の新潟市新津地域学園の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(新潟市公民館条例の一部改正)

- 4 新潟市公民館条例（昭和34年新潟市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表のうち16の表研修室407の項及び多目的ホールの項を削る。

議案第 87 号

新潟市亀田市民会館条例の一部改正について

新潟市亀田市民会館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 9 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市亀田市民会館条例の一部を改正する条例

新潟市亀田市民会館条例（平成 16 年新潟市条例第 75 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 11 条関係）

区分	使用料の額（1 時間につき）（円）				
	一般（市 内）	一般（市 外）	営業（市 内）	営業（市 外）	興行
大ホール	720	1,440	1,440	2,160	3,600
和室 1	150	290	290	440	720
和室 2	150	290	290	440	720
会議室	150	290	290	440	720
講習室（A）	150	290	290	440	720
講習室（B）	150	290	290	440	720
視聴覚室（ 大）	360	720	720	1,080	1,800

視聴覚室（ 小）	150	290	290	440	720
作法室	150	290	290	440	720
調理実習室	180	360	360	540	900

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の新潟市亀田市民会館条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

（適用区分）

- 3 施行日前に、施行日以後の新潟市亀田市民会館の利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新条例に規定する額とする。

議案第 88 号

新潟市亀田駅前地域交流センター条例の一部改正について

新潟市亀田駅前地域交流センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 9 月 13 日 提出

新潟市長 中原 八一

新潟市亀田駅前地域交流センター条例の一部を改正する条例

新潟市亀田駅前地域交流センター条例（平成 19 年新潟市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 10 条関係）

施設名	使用料の額（円）		
	午前	午後	夜間
	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで
ギャラリー	850	1,130	1,130
多目的ルーム	1,910	2,550	2,550
会議室	630	850	850
和室 1	420	560	560
和室 2	420	560	560

別表備考 3 中「400円」を「280円」に、「900円」を「630円」に、「300円」を「210円」に、「200円」を「140円」に改め、同表備考 7 中「1円」を

「10円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の新潟市亀田駅前地域交流センター条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

(適用区分)

- 3 施行日前に、施行日以後の新潟市亀田駅前地域交流センターの利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新条例に規定する額とする。

議案第 89 号

新潟市潟東ゆう学館条例の一部改正について

新潟市潟東ゆう学館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 9 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市潟東ゆう学館条例の一部を改正する条例

第 1 条 新潟市潟東ゆう学館条例（平成 16 年新潟市条例第 79 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「相談室」を「大広間及び相談室」に改める。

別表中「大広間及び浴室」を「浴室」に改める。

第 2 条 新潟市潟東ゆう学館条例の一部を次のように改正する。

第 5 条を次のように改める。

（開館時間）

第 5 条 ゆう学館（福祉棟に限る。）の開館時間は、午前 9 時から午後 7 時までとする。

ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

別表を次のように改める。

別表（第 11 条関係）

1 浴室

区分		単位	使用料の額（1 人につき）（円）
市内に 住所を 有する	60 歳 以上の 者	定期利用券以外の利用	1 回 120
		定期利用券による利用	1 か月 600
			6 か月 3,600

者			1年	6,000
	60歳未満の者	小・中学生及び乳幼児以外の者の利用	1回	300
		小・中学生の利用	1回	140
		乳幼児の利用	1回	無料
市外に住所を有する者	小・中学生及び乳幼児以外の者の利用	1回	540	
	小・中学生の利用	1回	140	
	乳幼児の利用	1回	無料	

備考 この表において「小・中学生」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及びこれらに準ずる学校の児童及び生徒をいう。

2 和室

区分	単位	使用料の額（1室につき）（円）
市内に住所を有する者の利用	1回	760
市外に住所を有する者の利用	1回	1,270

3 機能訓練室及びデイホーム室

施設名	単位	使用料の額（円）
機能訓練室	1時間	440
デイホーム室	1時間	440

備考 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条及び次項から第4項までの規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の新潟市潟東ゆう学館条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

(適用区分)

- 3 施行日前に、施行日以後の新潟市潟東ゆう学館の利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新条例に規定する額とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、施行日前に発行した定期利用券は、当該定期利用券に記載された有効期限内に限り、施行日以後においても、使用することができるものとする。

議案第 90 号

新潟市岩室すこやかセンター条例の一部改正について

新潟市岩室すこやかセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 9 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市岩室すこやかセンター条例の一部を改正する条例

新潟市岩室すこやかセンター条例（平成 16 年新潟市条例第 80 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「市長がセンターの利用を許可するとき」を「センターの利用の開始前まで」に改める。

第 9 条第 2 項第 2 号中「7 日前」を「前日」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 7 条関係）

室名	使用料の額（円）		
	午前（午前 8 時 30 分から正午まで）	午後（正午から午後 5 時まで）	夜間（午後 5 時から午後 9 時 30 分まで）
大研修室（1）	140	190	230
大研修室（2）	140	190	230
研修室	60	100	120
調理室	160	260	330
体育室	330	460	580

備考

- 1 利用時間が上表に定める利用時間に満たない場合でも時間割計算は行わない。
- 2 営利を目的として利用する場合の使用料の額は、上表に定める使用料の額の1.5倍に相当する額とする。
- 3 使用料に10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の新潟市岩室すこやかセンター条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

(適用区分)

- 3 施行日前に、施行日以後の新潟市岩室すこやかセンターの利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新条例に規定する額とする。

議案第 9 1 号

新潟市巻文化会館条例の一部改正について

新潟市巻文化会館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 9 月 1 3 日 提出

新潟市長 中原 八一

新潟市巻文化会館条例の一部を改正する条例

第 1 条 新潟市巻文化会館条例（平成 1 7 年新潟市条例第 7 6 号）の一部を次のように改正する。

別表ホワイエ（1 階）の項及びホワイエ（2 階）の項を削る。

第 2 条 新潟市巻文化会館条例の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 9 条関係）

室名	単位	使用料の額（円）			
		午前（午前 8 時 3 0 分 から正午ま で）	午後（午後 0 時 3 0 分 から午後 5 時まで）	夜間（午後 5 時 3 0 分 から午後 1 0 時まで）	全日（午前 8 時 3 0 分 から午後 1 0 時まで）
大ホール（平日 ）		1 6 , 3 8 0	2 7 , 3 0 0	3 4 , 1 2 0	6 8 , 2 5 0
大ホール（土曜 日、日曜日及び 休日）		2 7 , 3 0 0	3 4 , 1 2 0	4 7 , 7 7 0	9 5 , 5 5 0

楽屋	1室	680	1,360	2,040	3,410
浴室	1室	400	400	400	1,360
練習室(1)	1室	810	810	1,630	2,730
練習室(2)	1室	680	680	1,360	2,450

別表備考6ただし書中「、舞台を2日以上にわたって継続して利用する場合で」を削り、「利用をするとき」を「場合」に改め、同表備考7を削り、同表備考8を同表備考7とし、同表備考9中「備考7」を「備考6」に改め、同表備考9を同表備考8とし、同表備考10を同表備考9とし、同表備考11を同表備考10とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次号に掲げる規定以外の規定 公布の日

(2) 第2条の規定 令和7年4月1日

(準備行為)

2 第2条の規定による改正後の新潟市巻文化会館条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、前項第2号に掲げる規定の施行の日（以下「2号施行日」という。）前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

(適用区分)

3 2号施行日前に、2号施行日以後の新潟市巻文化会館の利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新条例に規定する額とする。

4 前項の規定にかかわらず、第1項第1号に掲げる規定の施行の前日に2号施行日以後

の利用について当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、なお従前の例による。

議案第 9 2 号

新潟市巻郷土資料館条例の一部改正について

新潟市巻郷土資料館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 9 月 1 3 日 提出

新潟市長 中原 八一

新潟市巻郷土資料館条例の一部を改正する条例

新潟市巻郷土資料館条例（平成 1 7 年新潟市条例第 7 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「企画展示室兼集会室」を「次に掲げる施設」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 民俗資料展示室
- (2) 企画展示室兼集会室
- (3) 図書室

第 8 条を次のように改める。

（観覧料等）

第 8 条 市長は、民俗資料展示室及び企画展示室兼集会室において展示する資料を観覧しようとする者から別表に掲げる観覧料を徴収する。

2 特別な展示を行う場合は、特別な展示を観覧しようとする者から市長がその都度定める観覧料（以下「特別観覧料」という。）を徴収することができる。

3 第 6 条の許可に係る使用料は、無料とする。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（観覧料等の徴収の時期）

第 8 条の 2 観覧料及び特別観覧料（以下「観覧料等」という。）は、観覧するときに徴収する。ただし、市長は、特別の理由があると認める場合は、別に観覧料等の納付期日を定めることができる。

第9条（見出しを含む。）及び第10条（見出しを含む。）中「特別観覧料」を「観覧料等」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第8条関係）

区分	観覧料の額（1人1回につき）（円）	
	個人	団体（20人以上）
一般	260	200
大学生・高校生	130	100

備考

- 1 この表において「一般」とは、大学生・高校生以外の者で15歳以上のもの（学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める中学校、中等教育学校の前期課程及びこれらに準ずる学校の生徒を除く。）をいう。
- 2 この表において「大学生・高校生」とは、学校教育法に定める大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程及びこれらに準ずる学校の学生、生徒等をいう。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 9 3 号

新潟市勤労者福祉施設条例の一部改正について

新潟市勤労者福祉施設条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 9 月 1 3 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市勤労者福祉施設条例の一部を改正する条例

新潟市勤労者福祉施設条例（平成 1 6 年新潟市条例第 6 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 8 条関係）

新潟市横越地区勤労者総合福祉センター

室名	使用料の額（1 時間につき）（円）
多目的ホール	2 0 0
コミュニケーションルーム	1 5 0
研修室	1 0 0
教養文化室	5 0
音楽室 1	5 0
音楽室 2	1 0 0

備考

- 1 利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間に切り上げる。
- 2 次に掲げる場合の使用料の額は、上表に規定する使用料の額の 8 倍に相当する額とする。

(1) 営利を目的として利用する場合

(2) 営利を目的としないで入場料を徴収して利用する場合

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項及び第3項の規定については、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の新潟市勤労者福祉施設条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

(適用区分)

- 3 施行日前に、施行日以後の新潟市横越地区勤労者総合福祉センターの利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新条例に規定する額とする。

議案第 9 4 号

新潟市黒崎市民会館条例の一部改正について

新潟市黒崎市民会館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 9 月 1 3 日 提出

新潟市長 中原 八一

新潟市黒崎市民会館条例の一部を改正する条例

新潟市黒崎市民会館条例（平成 1 7 年新潟市条例第 1 5 4 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 8 条関係）

施設名	使用料の額（円）					
	午前		午後		夜間	
	午前 9 時から正午まで		午後 1 時から午後 5 時まで		午後 5 時 3 0 分から午後 9 時 3 0 分まで	
ホール	平日	5, 8 5 0	平日	9, 7 5 0	平日	1 3, 6 5 0
	土曜日及び休日	8, 4 5 0	土曜日及び休日	1 1, 7 0 0	土曜日及び休日	1 7, 5 5 0
プレイルーム	1, 6 9 0		2, 3 4 0		2, 3 4 0	
多目的ルーム 1	1, 0 4 0		1, 3 0 0		1, 3 0 0	

多目的ルーム 2	1,040	1,300	1,300
講座室1	650	780	780
講座室2	650	780	780
講座室3	390	520	520
和室1	1,040	1,430	1,430
和室2	1,170	1,560	1,560
美術工作室	1,690	2,340	2,340
調理実習室	1,170	1,560	1,560
音楽室	2,470	3,380	3,380

別表備考8中「1円」を「10円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項から第4項までの規定 公布の日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 令和7年4月1日

(準備行為)

2 改正後の新潟市黒崎市民会館条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、前項第2号に掲げる規定の施行の日（以下「2号施行日」という。）前においても、新条例の規定の例

により行うことができる。

(適用区分)

- 3 2号施行日前に、2号施行日以後の新潟市黒埼市民会館の利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新条例に規定する額とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、第1項第1号に掲げる規定の施行の日前に2号施行日以後の利用について当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、なお従前の例による。

議案第 95 号

新潟市北区文化会館条例の一部改正について

新潟市北区文化会館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 9 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市北区文化会館条例の一部を改正する条例

新潟市北区文化会館条例（平成 21 年新潟市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 8 条関係）

（単位 円）

区分		ホール	練習室 1	練習室 2	練習室 3	練習室 4	会議室	保育室
平日	午前	13,780	1,950	780	390	650	650	390
	午後	25,610	3,640	1,560	780	1,300	1,300	780
	夜間	36,270	5,200	2,080	1,040	1,820	1,820	1,040
	全日	70,720	10,140	4,030	2,080	3,380	3,380	2,080
土曜日及 び休日	午前	21,970	3,120	1,300	650	1,040	1,040	650
	午後	34,840	4,940	2,080	1,040	1,690	1,690	1,040
	夜間	46,280	6,630	2,730	1,430	2,210	2,210	1,430
	全日	94,250	13,390	5,460	2,730	4,550	4,550	2,730

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次号に掲げる規定以外の規定 公布の日

(2) 別表の改正規定 令和7年4月1日

(準備行為)

2 改正後の新潟市北区文化会館条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、前項第2号に掲げる規定の施行の日（以下「2号施行日」という。）前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

(適用区分)

3 2号施行日前に、2号施行日以後の新潟市北区文化会館の利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新条例に規定する額とする。

4 前項の規定にかかわらず、第1項第1号に掲げる規定の施行の前日に2号施行日以後の利用について当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、なお従前の例による。

議案第 96 号

新潟市岩室観光施設条例の一部改正について

新潟市岩室観光施設条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 9 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市岩室観光施設条例の一部を改正する条例

新潟市岩室観光施設条例（平成 21 年新潟市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 9 条関係）

施設名	使用料の額（円）		
	午前	午後	夜間
	午前 9 時から正午まで	正午から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 7 時（伝統文化伝承館にあっては、午後 9 時）まで
企画展示室	2,340	3,900	1,560
会議室	780	1,300	520
伝統文化伝承館	3,900	6,500	5,200

別表備考 3 中「600 円」を「780 円」に、「200 円」を「260 円」に、「1,000 円」を「1,300 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の新潟市岩室観光施設条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

(適用区分)

- 3 施行日前に、施行日以後の新潟市岩室観光施設の利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新条例に規定する額とする。

議案第 97 号

新潟市江南区文化会館条例の一部改正について

新潟市江南区文化会館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 9 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市江南区文化会館条例の一部を改正する条例

新潟市江南区文化会館条例（平成 24 年新潟市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表のうち 1 の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 音楽演劇ホールの使用料

区分	使用料の額（円）			
	午前（午前 9 時から正午まで）	午後（午後 1 時から午後 5 時まで）	夜間（午後 5 時 30 分から午後 9 時 30 分まで）	全日（午前 9 時から午後 9 時 30 分まで）
平日	10,920	20,280	28,730	56,030
土曜日	17,420	27,560	36,530	74,490
日曜日及び休日	17,420	27,560	—	—

別表のうち 2 の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 音楽演劇ホール以外の施設の使用料

施設名	使用料の額（円）			
	午前（午前 9 時から正午まで）	午後 1（午後 1 時から午後 3 時まで）	午後 2（午後 3 時 30 分から午後 5 時 30 分まで）	夜間（午後 6 時 30 分から午後 9 時 30 分まで）

			0分まで)	分まで)
多目的ルーム1	2,340	1,560	1,560	2,340
多目的ルーム2	2,340	1,560	1,560	2,340
講座室1	1,170	780	780	1,170
講座室2	390	260	260	390
和室1	390	260	260	390
和室2	390	260	260	390
美術工作室1	780	520	520	780
美術工作室2	780	520	520	780
音楽練習室1	1,560	1,040	1,040	1,560
音楽練習室2	1,170	780	780	1,170
保育室	780	520	520	780

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次号に掲げる規定以外の規定 公布の日

(2) 別表の改正規定 令和7年4月1日

(準備行為)

2 改正後の新潟市江南区文化会館条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、前項第2号に掲げる規定の施行の日（以下「2号施行日」という。）前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

(適用区分)

3 2号施行日前に、2号施行日以後の新潟市江南区文化会館の利用につき、当該利用の

許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新条例に規定する額とする。

- 4 前項の規定にかかわらず、第1項第1号に掲げる規定の施行の日前に2号施行日以後の利用について当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、なお従前の例による。

議案第 98 号

新潟市秋葉区文化会館条例の一部改正について

新潟市秋葉区文化会館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 9 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市秋葉区文化会館条例の一部を改正する条例

新潟市秋葉区文化会館条例（平成 24 年新潟市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 9 条関係）

（単位 円）

区分		施設名						
		ホール	練習室 1	練習室 2	スタジ オ	楽屋兼 会議室 1	楽屋兼 会議室 2	控室兼 会議室
平日	午前	11,570	1,950	390	780	390	520	260
	午後	21,580	3,640	780	1,430	780	910	520
	夜間	30,420	5,070	1,040	2,080	1,040	1,430	650
	全日	59,410	10,010	1,950	4,030	1,950	2,730	1,300
日曜日、	午前	18,460	3,120	650	1,300	650	780	390
土曜日及	午後	29,250	4,940	1,040	1,950	1,040	1,300	650
び休日	夜間	38,870	6,500	1,300	2,600	1,300	1,690	910
	全日	79,170	13,390	2,730	5,330	2,730	3,510	1,820

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次号に掲げる規定以外の規定 公布の日

(2) 別表の改正規定 令和7年4月1日

(準備行為)

2 改正後の新潟市秋葉区文化会館条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、前項第2号に掲げる規定の施行の日（以下「2号施行日」という。）前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

(適用区分)

3 2号施行日前に、2号施行日以後の新潟市秋葉区文化会館の利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新条例に規定する額とする。

4 前項の規定にかかわらず、第1項第1号に掲げる規定の施行の前日に2号施行日以後の利用について当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、なお従前の例による。

議案第 99 号

新潟市岩室民俗史料館条例の一部改正について

新潟市岩室民俗史料館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 9 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市岩室民俗史料館条例の一部を改正する条例

新潟市岩室民俗史料館条例（平成 26 年新潟市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の見出しを「（施設等の利用）」に改め、同条中「交流室」の次に「及び体験室並びにこれらの設備」を、「利用」の次に「（以下「施設等の利用」という。）」を加える。

第 7 条中「交流室を利用」を「施設等の利用を」に改める。

第 8 条各号列記以外の部分中「交流室の利用を許可しない」を「史料館への入館を拒み、又は前条の許可をしない」に改め、同条第 1 号中「交流室の利用の目的又は内容」を「史料館への入館又は施設等の利用の目的若しくは内容」に改め、同条第 2 号中「交流室の利用の内容又は方法が」を削り、同条第 3 号中「交流室」を「史料館」に改める。

第 9 条中「交流室の利用」を「施設等の利用」に改める。

第 10 条を次のように改める。

（観覧料等）

第 10 条 常設展示室及び鍛冶展示室における展示を観覧しようとする者から別表に掲げる観覧料を徴収する。

2 特別な展示を行う場合は、当該展示を観覧しようとする者から当該展示に係る実費等を勘案してその都度市長が定める額の観覧料（以下「特別観覧料」という。）を徴収することができる。

3 第 7 条の許可に係る使用料は、無料とする。

第11条の見出し中「特別観覧料」を「観覧料等」に改め、同条本文中「特別観覧料」を「観覧料及び特別観覧料（以下「観覧料等」という。）」に改め、「特別な展示を」を削り、同条ただし書中「その特別観覧料」を「観覧料等」に改める。

第12条（見出しを含む。）及び第13条（見出しを含む。）中「特別観覧料」を「観覧料等」に改める。

第14条中「交流室」を「史料館」に改める。

第15条中「交流室の利用」を「施設等の利用」に改める。

第18条第1項第3号中「この条例の規定による許可を受けたもの」を「史料館に入館したもの又は第7条の許可を受けたもの」に改める。

第19条第1項第1号中「交流室の利用」を「施設等の利用」に改める。

第23条第3号中「特別観覧料」を「観覧料等」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第10条関係）

区分	観覧料の額（1人1回につき）（円）	
	個人	団体（20人以上）
一般	260	200
大学生・高校生	130	100

備考

- この表において「一般」とは、大学生・高校生以外の者で15歳以上のもの（学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める中学校、中等教育学校の前期課程及びこれらに準ずる学校の生徒を除く。）をいう。
- この表において「大学生・高校生」とは、学校教育法に定める大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程及びこれらに準ずる学校の学生、生徒等を

いう。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次号に掲げる規定以外の規定 公布の日
- (2) 第10条の改正規定、第11条の改正規定、第12条及び第13条の改正規定
並びに第23条第3号の改正規定並びに附則の次に別表を加える改正規定 令和
7年4月1日

議案第 100 号

新潟市西川学習館条例の一部改正について

新潟市西川学習館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 9 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市西川学習館条例の一部を改正する条例

新潟市西川学習館条例（平成 16 年新潟市条例第 77 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 9 条関係）

区分	使用料の額（円）			
	午前 9 時から正 午まで	午後 1 時から午 後 3 時まで	午後 3 時 30 分 から午後 5 時 3 0 分まで	午後 6 時から 午後 9 時 30 分まで
講堂 A	2,960	1,620	1,620	4,000
講堂 B	1,480	810	810	2,000
研修室 A	740	370	370	880
研修室 B	740	370	370	880
研修室 C	740	370	370	880
和室 A	1,250	660	660	1,620
和室 B	960	510	510	1,330

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の新潟市西川学習館条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新条例の規定により行うことができる。

(適用区分)

- 3 施行日前に、施行日以後の新潟市西川学習館の利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新条例に規定する額とする。

議案第 101 号

新潟市西川多目的ホール条例の一部改正について

新潟市西川多目的ホール条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 9 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市西川多目的ホール条例の一部を改正する条例

新潟市西川多目的ホール条例（平成 16 年新潟市条例第 78 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条中「教育委員会がホールの利用を許可するとき」を「ホールの利用の開始前まで」に改める。

第 12 条第 2 項第 2 号中「30 日前」を「前日」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 9 条関係）

施設名	単位	使用料の額（円）
多目的ホール	1 時間につき	3, 200
控室 1	1 回につき	800
控室 2	1 回につき	640
控室 3	1 回につき	640

備考

- 1 利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間に切り上げる。
- 2 休日（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。）に利用する場合の多目的ホール及び控室の使用料の額は、上表に規定する使用料の額の 1.25 倍に相当する額とする。
- 3 営利又は宣伝の目的をもって利用する場合の多目的ホール及び控室の使用料の額は、上表及び備考 2 に規定する使用料の額の 2 倍に相当する額とする。

- 4 市外に住所を有するものが利用する場合の多目的ホール及び控室の使用料の額は、上表、備考2及び備考3に規定する使用料の額の1.5倍に相当する額とする。
- 5 準備、練習等のために利用する場合の多目的ホールの使用料の額は、上表及び備考2から備考4までに規定する使用料の額の0.5倍に相当する額とする。
- 6 冷暖房機を使用する場合の多目的ホールの使用料の額は、上表及び備考2から備考5までに規定する使用料の額の1.3倍に相当する額とする。
- 7 「1回」とは、同一の利用者が利用する場合で翌日にわたらない時間内をいう。
- 8 多目的ホールの附属設備に係る使用料については、実費等を勘案して市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の新潟市西川多目的ホール条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

(適用区分)

- 3 施行日前に、施行日以後の新潟市西川多目的ホールの利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新条例に規定する額とする。

議案第 102 号

新潟市体育施設条例の一部改正について

新潟市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 9 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市体育施設条例の一部を改正する条例

新潟市体育施設条例（昭和 39 年新潟市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 のうち 1（1）の表中備考以外の部分を次のように改める。

（1） 体育館、体育室、トレーニング室並びに陸上競技場及び補助競技場

体育施設名	利用者	区分	単位	使用料の額（円）
新潟市豊栄総合体育館	小学生、	普通券	1 回	1 3 0
新潟市北地区スポーツセンター	中学生及	回数券	1 1 枚	1, 3 0 0
新潟市東総合スポーツセンター	び 6 5 歳	定期券	1 か月	1, 3 0 0
新潟市下山スポーツセンター	以上の者		3 か月	3, 1 2 0
新潟市鳥屋野総合体育館			6 か月	4, 6 8 0
新潟市亀田総合体育館			1 2 か月	6, 7 6 0
新潟市横越総合体育館	上に掲げ	普通券	1 回	3 1 0
新潟市秋葉区総合体育館	る者以外	回数券	1 1 枚	3, 1 0 0
新潟市西総合スポーツセンター	の者（未	定期券	1 か月	3, 1 0 0
新潟市黒埼地区総合体育館	就学児を		3 か月	7, 4 4 0
新潟市西川総合体育館	除く。）		6 か月	1 1, 1 6 0
新潟市西川体育センター			1 2 か月	1 6, 1 2 0
新潟市中之口体育館				

新潟市陸上競技場	小学生、	普通券	1回	130
		回数券	11枚	1,300
	中学生及び65歳以上の者	定期券	1か月	1,300
			3か月	3,120
			6か月	4,680
			12か月	6,760
	高校生（中等教育学校の後期課程の生徒を含む。以下同じ。）	普通券	1回	150
		回数券	11枚	1,500
		定期券	1か月	1,500
			3か月	3,600
			6か月	5,400
			12か月	7,800
	上に掲げる者以外の者（未就学児を除く。）	普通券	1回	310
		回数券	11枚	3,100
		定期券	1か月	3,100
			3か月	7,440
			6か月	11,160
			12か月	16,120

別表第2のうち1(2)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(2) クライミングルーム

体育施設名	利用者	区分	単位	使用料の額（円）
新潟市東総合スポーツセンター	小学生、	普通券	1回	130

	中学生及び65歳以上の者	回数券	11枚	1,300	
		定期券	1か月	1,300	
			3か月	3,120	
			6か月	4,680	
			12か月	6,760	
	上に掲げる者以外の者（未就学児を除く。）	普通券	1回	370	
		回数券	11枚	3,700	
			定期券	1か月	3,700
				3か月	8,880
				6か月	13,320
12か月	19,240				

別表第2のうち1(3)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(3) 屋内プール及び屋外プール

体育施設名	利用者	区分	単位	使用料の額（円）	
新潟市下山スポーツセンター 新潟市鳥屋野総合体育館 新潟市亀田総合体育館 新潟市西総合スポーツセンター	小学生、	普通券	1回	250	
		中学生及び65歳以上の者	回数券	11枚	2,500
	定期券		1か月	2,500	
			3か月	6,000	
			6か月	9,000	
			12か月	13,000	
	上に掲げる者以外の者（未		普通券	1回	610
			回数券	11枚	6,100
				定期券	1か月

	就学児を 除く。)		3 か月	1 4, 6 4 0
			6 か月	2 1, 9 6 0
			1 2 か月	3 1, 7 2 0
新潟市新津 B & G 海洋センター	小学生、	普通券	1 回	1 3 0
新潟市味方 B & G 海洋センター プール	中学生及 び 6 5 歳	回数券	1 1 枚	1, 3 0 0
新潟市中之口 B & G 海洋センタ ープール	以上の者			
	上に掲げ る者以外 の者（未 就学児を 除く。）	普通券	1 回	2 5 0
		回数券	1 1 枚	2, 5 0 0

別表第 2 のうち 1 (4) の表中備考以外の部分を次のように改める。

(4) 武道館及び武道場（柔道場、剣道場、柔剣道場、弓道場及び相撲場を含む。）

体育施設名	利用者	区分	単位	使用料の額（円）
新潟市鳥屋野総合体育館	小学生、	普通券	1 回	1 3 0
新潟市亀田総合体育館	中学生及	回数券	1 1 枚	1, 3 0 0
新潟市横越総合体育館	び 6 5 歳	定期券	1 か月	1, 3 0 0
新潟市新津地域学園	以上の者		3 か月	3, 1 2 0
新潟市新津武道館			6 か月	4, 6 8 0
新潟市小須戸武道館			1 2 か月	6, 7 6 0
新潟市味方体育館	上に掲げ	普通券	1 回	3 1 0
新潟市黒埼地区総合体育館	る者以外	回数券	1 1 枚	3, 1 0 0
新潟市中之口体育館	の者（未	定期券	1 か月	3, 1 0 0

	就学児を除く。)	3か月	7,440
		6か月	11,160
		12か月	16,120

別表第2のうち1(5)の表を次のように改める。

(5) アーチェリー場

体育施設名	利用者	区分	単位	使用料の額(円)
新潟市西総合スポーツセンター	小学生、	普通券	1回	130
		回数券	11枚	1,300
	中学生及び65歳以上の者	定期券	1か月	1,300
			3か月	3,120
			6か月	4,680
			12か月	6,760
	上に掲げる者以外の者(未就学児を除く。)	普通券	1回	310
			回数券	11枚
		定期券	1か月	3,100
			3か月	7,440
			6か月	11,160
			12か月	16,120

別表第2のうち2の表を次のように改める。

2 専用利用及び附属設備

(1) 新潟市豊栄総合体育館

ア 体育館

(ア) 専用利用

室名	利用目的	入場料の徴収の	使用料の額(1時
----	------	---------	----------

			有無	間につき) (円)
大体育室	スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	4, 240
			入場料を徴収する場合	8, 480
		営利又は営業を目的とする場合	—	55, 120
	上に掲げるものの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	16, 960
			入場料を徴収する場合	33, 920
		営利又は営業を目的とする場合	—	55, 120
中体育室	スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	1, 210
			入場料を徴収する場合	2, 420
		営利又は営業を目的とする場合	—	15, 730
	上に掲げるものの以外の各種	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	4, 840

の行事及び集 会の利用	い場合	入場料を徴収す る場合	9,680
	営利又は営業 を目的とする 場合	—	15,730

備考 大体育室の利用が大体育室の面積の2分の1の面積の利用である場合の使用料の額は、この表に規定する使用料の額の2分の1の額とする。

(イ) 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額 (円)
会議室 1	—	冷暖房設備を利 用しない場合 1時間につき	370
		冷暖房設備を利 用する場合 1 時間につき	610
会議室 2	—	冷暖房設備を利 用しない場合 1時間につき	310
		冷暖房設備を利 用する場合 1 時間につき	430
冷暖房 (大体育室)	—	1時間につき	2,420
冷暖房 (中体育室)	—	1時間につき	1,210
照明設備 (大体育室)	全点灯	1時間につき	1,210

電光得点板	一式	1回	1,210
放送設備	一式	1回	1,210

イ テニスコート

(ア) 専用利用

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1面1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	970
		入場料を徴収する場合	1,940
	営利又は営業を目的とする場合	—	12,610

(イ) 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額（円）
照明設備	1面	1時間につき	730

(2) 新潟市北地区スポーツセンター（体育館）

ア 専用利用

室名	利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1時間につき）（円）
大体育室	スポーツ、体育及びレクリエーションの	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	3,630
			入場料を徴収する場合	7,260

	催物及び練習 の利用	営利又は営業 を目的とする 場合	—	47,190
	上に掲げるも の以外の各種 の行事及び集 会の利用	営利又は営業 を目的としな い場合	入場料を徴収し ない場合	14,520
入場料を徴収す る場合			29,040	
営利又は営業 を目的とする 場合		—	47,190	
多目的ル ーム	スポーツ、体 育及びレクリ エーションの 催物及び練習 の利用	営利又は営業 を目的としな い場合	入場料を徴収し ない場合	610
			入場料を徴収す る場合	1,220
		営利又は営業 を目的とする 場合	—	7,930
	上に掲げるも の以外の各種 の行事及び集 会の利用	営利又は営業 を目的としな い場合	入場料を徴収し ない場合	2,440
			入場料を徴収す る場合	4,880
		営利又は営業 を目的とする 場合	—	7,930

		場合		
備考 大体育室の利用が大体育室の面積の2分の1の面積の利用である場合の使用料の額は、この表に規定する使用料の額の2分の1の額とする。				

イ 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額 (円)
会議室	—	冷暖房設備を利 用しない場合 1時間につき	310
		冷暖房設備を利 用する場合 1 時間につき	490
暖房 (大体育室 (アリー ナ))	—	1時間につき	4,240
暖房 (大体育室 (観覧 席))	—	1時間につき	2,420
冷暖房 (多目的ルーム)	—	1時間につき	610
照明設備 (大体育室)	全点灯	1時間につき	1,210
電光得点板	1組	1時間につき	370
放送設備	一式	1時間につき	730
特殊電源	1キロワット時	1時間につき	30
ロッカー	—	1回につき	20

(3) 新潟市豊栄武道館 (専用利用)

利用目的	入場料の徴収の 有無	使用料の額 (1時 間につき) (円)
------	---------------	------------------------

スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	370
		入場料を徴収する場合	740
	営利又は営業を目的とする場合	—	4,810
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	1,480
		入場料を徴収する場合	2,960
	営利又は営業を目的とする場合	—	4,810

(4) 新潟市濁川運動広場

ア 庭球場

(ア) 専用利用

利用目的	入場料の徴収の有無	使用料の額（1面1時間につき）（円）	
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	730
		入場料を徴収する場合	1,460
	営利又は営業を目的とする場合	—	9,490

(イ) 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額 (円)
照明設備	1 面	1 時間につき	4 3 0

イ 野球場

(ア) 専用利用

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額 (1 時間につき) (円)
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	1, 210
		入場料を徴収する場合	2, 420
	営利又は営業を目的とする場合	—	15, 730
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	4, 840
		入場料を徴収する場合	9, 680
	営利又は営業を目的とする場合	—	15, 730

(イ) 附属設備

種類	利用区分	使用料の額 (円)
照明設備	1 時間につき	4, 240

(5) 新潟市豊栄木崎野球場 (専用利用)

利用目的	入場料の徴収の有無	使用料の額 (1 面

		有無	1時間につき) (円)
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	1,820
		入場料を徴収する場合	3,640
	営利又は営業を目的とする場合	—	23,660
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	7,280
		入場料を徴収する場合	14,560
	営利又は営業を目的とする場合	—	23,660

(6) 新潟市東総合スポーツセンター(体育館)

ア 専用利用

室名	利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額(1時間につき)(円)
大体育室	スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	4,720
			入場料を徴収する場合	9,440
	営利又は営業を目的とする場合	—	61,360	

	上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	18,880
		合	入場料を徴収する場合	37,760
			営利又は営業を目的とする場合	—
中体育室	スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	1,820
		合	入場料を徴収する場合	3,640
			営利又は営業を目的とする場合	—
	上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	7,280
		合	入場料を徴収する場合	14,560
			営利又は営業を目的とする場合	—

備考 大体育室の利用が、大体育室の面積の3分の1を超え2分の1以下の面積の利用である場合の使用料の額はこの表に規定する使用料の額の2分の1の額とし、大体育室の面積の3分の1以下の面積の利用である場合の使用料の額はこの表に規定する使用料の額の3分の1の額とする。

イ 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額（円）
----	----	------	----------

研修室 1	—	冷暖房設備を利 用しない場合 1時間につき	370
		冷暖房設備を利 用する場合 1 時間につき	610
研修室 2	—	冷暖房設備を利 用しない場合 1時間につき	370
		冷暖房設備を利 用する場合 1 時間につき	610
会議室 1	—	冷暖房設備を利 用しない場合 1時間につき	310
		冷暖房設備を利 用する場合 1 時間につき	550
会議室 2	—	冷暖房設備を利 用しない場合 1時間につき	310
		冷暖房設備を利 用する場合 1 時間につき	550

会議室 3	—	冷暖房設備を利 用しない場合 1時間につき	3 1 0
		冷暖房設備を利 用する場合 1 時間につき	5 5 0
会議室 4	—	冷暖房設備を利 用しない場合 1時間につき	3 1 0
		冷暖房設備を利 用する場合 1 時間につき	5 5 0
選手控室 1	—	冷暖房設備を利 用しない場合 1時間につき	6 1 0
		冷暖房設備を利 用する場合 1 時間につき	9 7 0
選手控室 2	—	冷暖房設備を利 用しない場合 1時間につき	6 1 0
		冷暖房設備を利 用する場合 1 時間につき	9 7 0

暖房（大体育室）	—	1時間につき	12,100
暖房（中体育室）	—	1時間につき	2,420
冷房（大体育室）	—	1時間につき	30,250
照明設備（大体育室）	全点灯	1時間につき	1,210
電光得点板	1組	1時間につき	370
移動観覧席	一式	1日につき	12,100
放送設備（大体育室）	一式	1時間につき	730
放送設備（中体育室）	一式	1時間につき	370
特殊電源	1キロワット時	1時間につき	30
ロッカー	—	1回につき	20

(7) 新潟市中地区運動広場

ア 庭球場（専用利用）

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1面1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	730
		入場料を徴収する場合	1,460
	営利又は営業を目的とする場合	—	9,490

イ 野球場

(ア) 専用利用

利用目的	入場料の徴収の有無	使用料の額（1時
------	-----------	----------

		有無	間につき) (円)
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	1,820
		入場料を徴収する場合	3,640
	営利又は営業を目的とする場合	—	23,660
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	7,280
		入場料を徴収する場合	14,560
	営利又は営業を目的とする場合	—	23,660

(イ) 附属設備

種類	利用区分	使用料の額 (円)
照明設備	1時間につき	4,240

(8) 新潟市庭球場 (庭球場)

ア 専用利用

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額 (1面1時間につき) (円)
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	1,210
		入場料を徴収する場合	2,420

		る場合	
	営利又は営業を 目的とする場合	—	15,730

イ 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額（円）
会議室	—	冷暖房設備を使 用しない場合 1時間につき	370
		冷暖房設備を使 用する場合 1 時間につき	670
照明設備	1面	1時間につき	850
放送設備	一式	1時間につき	370
特殊電源	1キロワット時	1時間につき	30
ロッカー	—	1回につき	50

(9) 新潟市下山スポーツセンター

ア 屋内プール

(ア) 専用利用

利用目的		入場料の徴収の 有無	使用料の額（1 時間につき）（ 円）
スポーツ、体育及びレク リエーションの催物及び 練習の利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	14,520
		入場料を徴収す	29,040

		る場合	
	営利又は営業を 目的とする場合	—	188,760

(イ) 附属設備

種類	利用区分	使用料の額 (円)
ロッカー	1回につき	20

イ トレーニング室 (附属設備)

種類	利用区分	使用料の額 (円)
ロッカー	1回につき	20

(10) 新潟市鳥屋野総合体育館

ア 体育室

(ア) 専用利用

室名	利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額 (1時間につき) (円)
大体育室	スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	4,240
		合	入場料を徴収する場合	8,480
		営利又は営業を目的とする場合	—	55,120
	上に掲げるものの以外の各種の行事及び集	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	16,960
入場料を徴収する場合			33,920	

	会の利用		る場合	
		営利又は営業を 目的とする場合	—	55,120
中体育室	スポーツ、体 育及びレクリ エーションの 催物及び練習 の利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	1,210
			入場料を徴収す る場合	2,420
		営利又は営業を 目的とする場合	—	15,730
	上に掲げるも の以外の各種 の行事及び集 会の利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	4,840
			入場料を徴収す る場合	9,680
		営利又は営業を 目的とする場合	—	15,730

備考 大体育室の利用が大体育室の面積の2分の1の面積の利用である場合の使用料の額は、この表に規定する使用料の額の2分の1の額とする。

(イ) 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額 (円)
体操練習室	—	暖房設備を利用 しない場合 1 時間につき	610
		暖房設備を利用 する場合 1時	1,340

		間につき	
研修室	—	冷暖房設備を利用しない場合 1時間につき	430
		冷暖房設備を利用する場合 1 時間につき	1,030
役員室	—	冷暖房設備を利用しない場合 1時間につき	310
		冷暖房設備を利用する場合 1 時間につき	550
指導員室	—	冷暖房設備を利用しない場合 1時間につき	310
		冷暖房設備を利用する場合 1 時間につき	550
男子控室	—	暖房設備を利用しない場合 1 時間につき	190
		暖房設備を利用する場合 1時	670

		間につき	
女子控室	—	暖房設備を利用 しない場合 1 時間につき	1 9 0
		暖房設備を利用 する場合 1 時 間につき	6 7 0
暖房（大体育室（アリー ナ））	—	1 時間につき	4, 2 4 0
暖房（大体育室（観覧 席））	—	1 時間につき	2, 4 2 0
暖房（中体育室）	—	1 時間につき	1, 3 4 0
照明設備（大体育室）	全点灯	1 時間につき	1, 2 1 0
電光得点板	1 組	1 時間につき	3 7 0
放送設備	一式	1 時間につき	7 3 0
特殊電源	1 キロワット時	1 時間につき	3 0
ロッカー	—	1 回につき	2 0

イ 屋内プール

(ア) 専用利用

利用目的		入場料の徴収の 有無	使用料の額（1 時 間につき）（円）
スポーツ、体育及びレク リエーションの催物及び 練習の利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	1 4, 5 2 0
		入場料を徴収す	2 9, 0 4 0

		る場合	
	営利又は営業を 目的とする場合	—	188,760

(イ) 附属設備

種類	利用区分	使用料の額 (円)
ロッカー	1回につき	20

ウ 武道館

(ア) 専用利用

室名	利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額 (1面1時間につき) (円)	
柔道場及び剣道場	スポーツ、 体育及びレ クリエーシ ョンの催物 及び練習の 利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	670	
			入場料を徴収す る場合	1,340	
		営利又は営業を 目的とする場合	—	8,710	
	上に掲げる もの以外の 各種の行事 及び集会の 利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	2,680	
			入場料を徴収す る場合	5,360	
		営利又は営業を 目的とする場合	—	8,710	
弓道	近的	スポーツ、	営利又は営業を	入場料を徴収し	1,340

場	場	体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	目的としない場合	ない場合	
				入場料を徴収する場合	2,680
			営利又は営業を目的とする場合	—	17,420
	遠的場	スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	目的としない場合	入場料を徴収しない場合	970
				入場料を徴収する場合	1,940
			営利又は営業を目的とする場合	—	12,610
相撲場	スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	目的としない場合	入場料を徴収しない場合	610	
			入場料を徴収する場合	1,220	
		営利又は営業を目的とする場合	—	7,930	

(イ) 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額(円)
武道館会議室	—	冷暖房設備を利用しない場合 1時間につき	370
		冷暖房設備を利用する場合 1	610

		時間につき	
暖房（柔道場）	—	1時間につき	2,420
暖房（剣道場）	—	1時間につき	2,420
暖房（弓道場）	—	1時間につき	130
暖房（相撲場）	—	1時間につき	610
電光表示器	一式	1時間につき	370
ロッカー	—	1回につき	20

(11) 新潟市体育館

ア 専用利用

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	4,240
		入場料を徴収する場合	8,480
	営利又は営業を目的とする場合	—	55,120
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	16,960
		入場料を徴収する場合	33,920
	営利又は営業を目的とする場合	—	55,120
備考 利用面積が2分の1の面積である場合の使用料の額は、この表に規定する使			

用料の額の2分の1の額とする。

イ 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額（円）
北練習場	—	暖房設備を利用 しない場合 1 時間につき	610
		暖房設備を利用 する場合 1時 間につき	1,090
南練習場	—	暖房設備を利用 しない場合 1 時間につき	610
		暖房設備を利用 する場合 1時 間につき	1,090
応接室	—	冷暖房設備を利 用しない場合 1時間につき	310
		冷暖房設備を利 用する場合 1 時間につき	550
和室	—	冷暖房設備を利 用しない場合 1時間につき	310

		冷暖房設備を利 用する場合 1 時間につき	430
第1控室	—	冷暖房設備を利 用しない場合 1時間につき	190
		冷暖房設備を利 用する場合 1 時間につき	310
第2控室	—	冷暖房設備を利 用しない場合 1時間につき	190
		冷暖房設備を利 用する場合 1 時間につき	310
暖房（アリーナ）	—	1時間につき	4,240
暖房（観覧席）	—	1時間につき	2,420
冷房（アリーナ）	—	1時間につき	22,990
照明設備（大体育室）	全点灯	1時間につき	1,210
ピアノ	1台	1時間につき	2,000
スポットライト	1台	1時間につき	130
電光得点板	1組	1時間につき	370
放送設備	一式	1時間につき	730
特殊電源	1キロワット時	1時間につき	30

(12) 新潟市陸上競技場

ア 陸上競技場

(ア) 専用利用

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額
スポーツ、 体育及びレ クリエーシ ョンの催物 及び練習の 利用	営利又は営 業を目的と しない場合	入場料を徴収し ない場合	1時間につき 4,240円
		入場料を徴収す る場合	1時間につき4,240円に利用し た時間数を乗じて得た額（以下この 表において「基本額」という。）に、 1日につき、1人当たりの入場料の 最高額に300を乗じて得た額を加 算した額
	営利又は営 業を目的と する場合	入場料を徴収し ない場合	1時間につき 55,120円
		入場料を徴収す る場合	入場料を徴収しない場合の区分に応 じて計算した額又は基本額に、1日 につき、1人当たりの入場料の最高 額に360を乗じて得た額を加算し た額のいずれか大きい方の額
上に掲げる もの以外の 各種の行事 及び集会の	営利又は営 業を目的と しない場合	入場料を徴収し ない場合	1時間につき 16,960円
		入場料を徴収す る場合	基本額に、1日につき、1人当たり の入場料の最高額に300を乗じて

利用			得た額を加算した額
	営利又は営業を目的とする場合	入場料を徴収しない場合	1時間につき 55,120円
		入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の区分に応じて計算した額又は基本額に、1日につき、1人当たりの入場料の最高額に360を乗じて得た額を加算した額のいずれか大きい方の額

(イ) 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額 (円)	
第1会議室	—	1時間につき	370	
第3会議室	—	1時間につき	430	
第4会議室	—	1時間につき	430	
第5会議室A	—	1時間につき	310	
第5会議室B	—	1時間につき	310	
談話室	—	1時間につき	310	
照明設備	全点灯	1時間につき	121,000	
	3分の2点灯	1時間につき	84,700	
	2分の1点灯	営利又は営業を目的としない場合	1時間につき	13,310
		営利又は営業を目的とする場合		60,500

		1時間につき	
	3分の1点灯	営利又は営業を 目的としない場 合 1時間につ き	9,080
		営利又は営業を 目的とする場合 1時間につき	42,350
	5分の1点灯	営利又は営業を 目的としない場 合 1時間につ き	6,050
		営利又は営業を 目的とする場合 1時間につき	24,200
電光得点表示板	一式	営利又は営業を 目的としない場 合 1時間につ き	1,210
		営利又は営業を 目的とする場合 1時間につき	2,420
放送設備	一式	1時間につき	730
写真判定装置	一式	1時間につき	4,540

ロッカー	—	1回につき	20
駐車場	普通自動車（長さが5メートル以下であり、かつ、幅が2メートル以下であるものに限る。）	1台	30分につき 100
	上に掲げるもの以外のもの	1台	30分につき 200

備考 上表の規定にかかわらず、駐車場については、市長が特に必要があると認める場合の使用料の額は、上表に規定する使用料の額の範囲内で市長が別に定める額とする。

イ 補助競技場

(ア) 専用利用

利用目的	入場料の徴収の有無	使用料の額（1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合 1,210
	営利又は営業を目的とする場合	入場料を徴収する場合 2,420
	—	15,730
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合 4,840

	合	入場料を徴収する 場合	9,680
	営利又は営業を 目的とする場合	—	15,730

備考 陸上競技場を専用利用する者が補助競技場を利用する場合は、補助競技場の使用料は徴収しない。

(イ) 附属設備

種類	利用区分	使用料の額(円)
照明設備	1時間につき	2,060

(13) 新潟市山二ツ運動広場

ア 専用利用

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額(1時間につき)(円)
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	1,210
		入場料を徴収する場合	2,420
	営利又は営業を目的とする場合	—	15,730
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	4,840
		入場料を徴収する場合	9,680
	営利又は営業を目的とする場合	—	15,730

	的とする場合		
--	--------	--	--

イ 附属設備

種類	利用区分	使用料の額（円）
照明設備	1時間につき	730

(14) 新潟市亀田総合体育館

ア 体育館

(ア) 専用利用

室名	利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1時間につき）（円）
大体育室	スポーツ、 体育及びレ クリエーシ ョンの催物 及び練習の 利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	4,240
			入場料を徴収する場合	8,480
	上に掲げる もの以外の 各種の行事 及び集会の 利用	営利又は営業を目的とする場合	—	55,120
			入場料を徴収しない場合	16,960
				入場料を徴収する場合
			—	55,120
中体育室	スポーツ、 体育及びレ	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	1,820

クリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的とする場合	入場料を徴収する場合	3,640
		—	23,660
	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	7,280
		入場料を徴収する場合	14,560
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的とする場合	—	23,660

備考 大体育室の利用が大体育室の面積の2分の1の面積の利用である場合の使用料の額は、この表に規定する使用料の額の2分の1の額とする。

(イ) 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額(円)
会議室	—	冷暖房設備を利用しない場合 1時間につき	370
		冷暖房設備を利用する場合 1 時間につき	850
ミーティング室	—	冷暖房設備を利用しない場合 1時間につき	430
		冷暖房設備を利用する場合	790

		用する場合 1 時間につき	
暖房（大体育室）	—	1時間につき	1, 210
暖房（中体育室）	—	1時間につき	850
照明設備（大体育室）	全点灯	1時間につき	1, 210
電光得点板	1組	1回につき	2, 420
放送設備	一式	1回につき	3, 630

イ テニスコート

(ア) 専用利用

利用目的		入場料の徴収の有 無	使用料の額（1 面1時間につき ）（円）
スポーツ、体育及びレ クリエーションの催物 及び練習の利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収しな い場合	970
		入場料を徴収する 場合	1, 940
	営利又は営業を 目的とする場合	—	12, 610

(イ) 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額（円）
照明設備	1面	1時間につき	970

ウ 屋内プール（専用利用）

利用目的	入場料の徴収の 有無	使用料の額（1時 間につき）（円）

スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	14,520
	合	入場料を徴収する場合	29,040
		営利又は営業を目的とする場合	—

エ 武道場

(ア) 専用利用

室名	利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1面1時間につき）（円）
柔道場及び剣道場	スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	670
		合	入場料を徴収する場合	1,340
			営利又は営業を目的とする場合	—
	上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	2,680
			入場料を徴収する場合	5,360
		営利又は営業を目的とする場合	—	8,710

(イ) 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額（円）
冷房	1室	1時間につき	610
暖房	1室	1時間につき	1,460
放送設備	一式	1時間につき	730
ロッカー	—	1回につき	20
備考 「1室」とは、柔道場又は剣道場をいう。			

オ 屋内多目的運動場

(ア) 専用利用

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	3,630
		入場料を徴収する場合	7,260
	営利又は営業を目的とする場合	—	47,190
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	14,520
		入場料を徴収する場合	29,040
	営利又は営業を目的とする場合	—	47,190
備考 利用面積が2分の1の面積である場合の使用料の額は、この表に規定する使用料の額の2分の1の額とする。			

(イ) 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額 (円)
放送設備	一式	1時間につき	730

(15) 新潟市横越総合体育館

ア 体育館

(ア) 専用利用

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額 (1時間につき) (円)
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	3,630
		入場料を徴収する場合	7,260
	営利又は営業を目的とする場合	—	47,190
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	14,520
		入場料を徴収する場合	29,040
	営利又は営業を目的とする場合	—	47,190

備考 利用面積が2分の1の面積である場合の使用料の額は、この表に規定する使用料の額の2分の1の額とする。

(イ) 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額 (円)
----	----	------	-----------

ミーティングルーム	—	冷暖房設備を利 用しない場合 1時間につき	370
		冷暖房設備を利 用する場合 1 時間につき	490
会議室 1	—	冷暖房設備を利 用しない場合 1時間につき	310
		冷暖房設備を利 用する場合 1 時間につき	370
会議室 2	—	冷暖房設備を利 用しない場合 1時間につき	310
		冷暖房設備を利 用する場合 1 時間につき	370
身体障がい者観覧席	—	冷暖房設備を利 用しない場合 1時間につき	130
		冷暖房設備を利 用する場合 1 時間につき	190

暖房器具	1台	1時間につき	370
照明設備（体育館）	全点灯	1時間につき	1,210
電光得点板	1組	1回につき	1,210
放送設備	一式	1回につき	2,420
ロッカー	—	1回につき	20

イ 剣道場

(ア) 専用利用

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	670
		入場料を徴収する場合	1,340
	営利又は営業を目的とする場合	—	8,710
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	2,680
		入場料を徴収する場合	5,360
	営利又は営業を目的とする場合	—	8,710

(イ) 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額（円）
暖房器具	1台	1時間につき	190

(16) 新潟市横越体育センター

ア 専用利用

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	850
		入場料を徴収する場合	1,700
	営利又は営業を目的とする場合	—	11,050
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	3,400
		入場料を徴収する場合	6,800
	営利又は営業を目的とする場合	—	11,050
備考 利用面積が2分の1の面積である場合の使用料の額は、この表に規定する使用料の額の2分の1の額とする。			

イ 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額（円）
ミーティングルーム	—	冷暖房設備を利用しない場合 1時間につき	310
		冷暖房設備を利用	370

		用する場合 1 時間につき	
暖房器具	1台	1時間につき	370

(17) 新潟市亀田運動広場（ふれあいドームの専用利用）

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	730
		入場料を徴収する場合	1,460
	営利又は営業を目的とする場合	—	9,490
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	2,920
		入場料を徴収する場合	5,840
	営利又は営業を目的とする場合	—	9,490

備考 利用面積が2分の1の面積である場合の使用料の額は、この表に規定する使用料の額の2分の1の額とする。

(18) 新潟市秋葉区総合体育館

ア 専用利用

室名	利用目的	入場料の徴収の有無	使用料の額（1時間につき）（円）
----	------	-----------	------------------

大体育室	スポーツ、 体育及びレ クリエーシ ョンの催物	営利又は営業を目 的としない場合	入場料を徴収し ない場合	5, 4 5 0
			入場料を徴収す る場合	1 0, 9 0 0
	及び練習の 利用	営利又は営業を目 的とする場合	—	7 0, 8 5 0
	上に掲げる もの以外の 各種の行事 及び集会の 利用	営利又は営業を目 的としない場合	入場料を徴収し ない場合	2 1, 8 0 0
			入場料を徴収す る場合	4 3, 6 0 0
		営利又は営業を目 的とする場合	—	7 0, 8 5 0
多目的ル ーム	スポーツ、 体育及びレ クリエーシ ョンの催物	営利又は営業を目 的としない場合	入場料を徴収し ない場合	6 1 0
			入場料を徴収す る場合	1, 2 2 0
	及び練習の 利用	営利又は営業を目 的とする場合	—	7, 9 3 0
	上に掲げる もの以外の 各種の行事 及び集会の 利用	営利又は営業を目 的としない場合	入場料を徴収し ない場合	2, 4 4 0
			入場料を徴収す る場合	4, 8 8 0
		営利又は営業を目 的とする場合	—	7, 9 3 0

備考 大体育室の利用が大体育室の面積の3分の1の面積の利用である場合の使用料の額は、この表に規定する使用料の額の3分の1の額とする。

イ 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額（円）
会議室	—	冷暖房設備を利 用しない場合 1時間につき	370
		冷暖房設備を利 用する場合 1 時間につき	730
研修室	—	冷暖房設備を利 用しない場合 1時間につき	370
		冷暖房設備を利 用する場合 1 時間につき	730
冷暖房（大体育室）	—	1時間につき	5,810
冷暖房（多目的ルー ム）	—	1時間につき	430
照明設備（大体育室）	全点灯	1時間につき	1,820
電光得点板	一式	1時間につき	370
放送設備	一式	1時間につき	730
ロッカー	—	1回につき	20

（19） 新潟市新津地域学園

ア 体育館（専用利用）

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	610
		入場料を徴収する場合	1,220
	営利又は営業を目的とする場合	—	7,930
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	2,440
		入場料を徴収する場合	4,880
	営利又は営業を目的とする場合	—	7,930

イ 相撲場及び弓道場（専用利用）

室名	利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1時間につき）（円）
相撲場	スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	610
			入場料を徴収する場合	1,220
	営利又は営業を目的とする場合	—	7,930	

弓道場	近的場	スポーツ、 体育及びレ クリエーシ ョンの催物 及び練習の 利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	970
				入場料を徴収する場合	1,940
			営利又は営業を目的とする場合	—	12,610
	遠的場	スポーツ、 体育及びレ クリエーシ ョンの催物 及び練習の 利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	610
				入場料を徴収する場合	1,220
			営利又は営業を目的とする場合	—	7,930

ウ 庭球場

(ア) 専用利用

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1面1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	970
		入場料を徴収する場合	1,940
	営利又は営業を目的とする場合	—	12,610

(イ) 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額（円）
照明設備	1面	1時間につき	250

(20) 新潟市新津B&G海洋センター（体育館）

ア 専用利用

室名	利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1時間につき）（円）
体育室	スポーツ、 体育及びレ クリエーシ ョンの催物 及び練習の 利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	850
			入場料を徴収す る場合	1,700
	上に掲げる もの以外の 各種の行事 及び集会の 利用	営利又は営業を 目的とする場合	—	11,050
			入場料を徴収し ない場合	3,400
				入場料を徴収す る場合
			—	11,050
トレーニ ングルー ム	スポーツ、 体育及びレ クリエーシ ョンの催物 及び練習の 利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	610
			入場料を徴収す る場合	1,220
	—	営利又は営業を 目的とする場合	—	7,930

上に掲げる もの以外の 各種の行事 及び集会の 利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	2, 4 4 0
		入場料を徴収す る場合	4, 8 8 0
	営利又は営業を 目的とする場合	—	7, 9 3 0

備考

- 1 体育室の利用が体育室の面積の2分の1の面積の利用である場合の使用料の額は、この表に規定する使用料の額の2分の1の額とする。
- 2 トレーニングルームの利用がトレーニングルームの面積の2分の1の面積の利用である場合の使用料の額は、この表に規定する使用料の額の2分の1の額とする。

イ 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額（円）
ミーティングルーム	—	1時間につき	3 7 0
暖房機（トレーニングルーム）	1台	1時間につき	2 5 0

(21) 新潟市小須戸体育館（専用利用）

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	1, 8 2 0
		入場料を徴収す	3, 6 4 0

		る場合	
	営利又は営業を 目的とする場合	—	23,660
上に掲げるもの以外の各 種の行事及び集会の利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	7,280
		入場料を徴収す る場合	14,560
	営利又は営業を 目的とする場合	—	23,660

備考 利用面積が2分の1の面積である場合の使用料の額は、この表に規定する使用料の額の2分の1の額とする。

(22) 新潟市新津武道館

ア 専用利用

利用目的		入場料の徴収の 有無	使用料の額（1面 1時間につき）（ 円）
スポーツ、体育及びレク リエーションの催物及び 練習の利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	670
		入場料を徴収す る場合	1,340
	営利又は営業を 目的とする場合	—	8,710
上に掲げるもの以外の各 種の行事及び集会の利用	営利又は営業を 目的としない場	入場料を徴収し ない場合	2,680

	合	入場料を徴収する 場合	5,360
	営利又は営業を 目的とする場合	—	8,710

イ 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額（円）
研修室	—	1時間につき	370
暖房機（演武場）	1台	1時間につき	250

(23) 新潟市小須戸武道館

ア 専用利用

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1面 1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を 目的としない場合	入場料を徴収しない場合	670
		入場料を徴収する場合	1,340
	営利又は営業を 目的とする場合	—	8,710
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を 目的としない場合	入場料を徴収しない場合	2,680
		入場料を徴収する場合	5,360
	営利又は営業を 目的とする場合	—	8,710

	目的とする場合	
--	---------	--

イ 附属設備

種類	利用区分	使用料の額（円）
冷暖房	1時間につき	2,420

(24) 新潟市新津金屋運動広場

ア 野球場

(ア) 専用利用

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額
スポーツ、 体育及びレ クリエーシ ョンの催物 及び練習の 利用	営利又は営 業を目的と しない場合	入場料を徴収し ない場合	1時間につき 2,420円
		入場料を徴収す る場合	1時間につき2,420円に利用し た時間数を乗じて得た額（以下この 表において「基本額」という。）に、 1日につき、1人当たりの入場料の 最高額に100を乗じて得た額を加 算した額
	営利又は営 業を目的と する場合	入場料を徴収し ない場合	1時間につき 31,460円
		入場料を徴収す る場合	入場料を徴収しない場合の区分に応 じて計算した額又は基本額に、1日 につき、1人当たりの入場料の最高 額に100を乗じて得た額を加算し た額のいずれか大きい方の額

上に掲げる もの以外の 各種の行事 及び集会の 利用	営利又は営 業を目的と しない場合	入場料を徴収し ない場合	1時間につき 9,680円
	営利又は営 業を目的と する場合	入場料を徴収 する場合	基本額に、1日につき、1人当たり の入場料の最高額に100を乗じて 得た額を加算した額
		入場料を徴収す る場合	入場料を徴収しない場合の区分に応 じて計算した額又は基本額に、1日 につき、1人当たりの入場料の最高 額に100を乗じて得た額を加算し た額のいずれか大きい方の額
	営利又は営 業を目的と する場合	入場料を徴収し ない場合	1時間につき 31,460円

(イ) 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額(円)
照明設備	—	1時間につき	4,840
スコアボード	一式	1時間につき	250
放送設備	一式	1時間につき	250

イ 多目的グラウンド(専用利用)

利用目的		入場料の徴収の 有無	使用料の額(1時 間につき)(円)
スポーツ、体育及びレク リエーションの催物及び 練習の利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	2,420
		入場料を徴収す る場合	4,840

	営利又は営業を 目的とする場合	—	31,460
上に掲げるもの以外の各 種の行事及び集会の利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	9,680
		入場料を徴収す る場合	19,360
	営利又は営業を 目的とする場合	—	31,460

(25) 新潟市新津東部運動広場（野球場の専用利用）

利用目的		入場料の徴収の 有無	使用料の額（1時 間につき）（円）
スポーツ、体育及びレク リエーションの催物及び 練習の利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	1,210
		入場料を徴収す る場合	2,420
	営利又は営業を 目的とする場合	—	15,730
上に掲げるもの以外の各 種の行事及び集会の利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	4,840
		入場料を徴収す る場合	9,680
	営利又は営業を 目的とする場合	—	15,730

(26) 新潟市新津七日町運動広場

ア 庭球場（専用利用）

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1面1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	490
		入場料を徴収する場合	980
	営利又は営業を目的とする場合	—	6,370

イ 屋内ゲートボール場（専用利用）

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1面1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	370
		入場料を徴収する場合	740
	営利又は営業を目的とする場合	—	4,810
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	1,480
		入場料を徴収する場合	2,960

	営利又は営業を 目的とする場合	—	4, 810
--	--------------------	---	--------

(27) 新潟市小須戸運動広場

ア 野球場

(ア) 専用利用

利用目的		入場料の徴収 の有無	使用料の額（1時 間につき）（円）
スポーツ、体育及びレク リエーションの催物及び 練習の利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収 しない場合	1, 820
		入場料を徴収 する場合	3, 640
	営利又は営業を 目的とする場合	—	23, 660
上に掲げるもの以外の各 種の行事及び集会の利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収 しない場合	7, 280
		入場料を徴収 する場合	14, 560
	営利又は営業を 目的とする場合	—	23, 660

(イ) 附属設備

種類	利用区分	使用料の額（円）
照明設備	1時間につき	3, 030

イ テニスコート

(ア) 専用利用

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1面1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	730
		入場料を徴収する場合	1,460
	営利又は営業を目的とする場合	—	9,490

(イ) 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額（円）
照明設備	1面	1時間につき	970

(28) 新潟市新津東町庭球場（専用利用）

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1面1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	730
		入場料を徴収する場合	1,460
	営利又は営業を目的とする場合	—	9,490

(29) 新潟市味方体育館

ア 体育室

(ア) 専用利用

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	850
	営利又は営業を目的とする場合	入場料を徴収する場合	1,700
		—	11,050
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	3,400
		入場料を徴収する場合	6,800
	営利又は営業を目的とする場合	—	11,050
備考 利用面積が2分の1の面積である場合の使用料の額は、この表に規定する使用料の額の2分の1の額とする。			

(イ) 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額（円）
暖房器具	1台	1時間につき	130

イ 柔道場

(ア) 専用利用

利用目的	入場料の徴収の有無	使用料の額（1時間につき）（円）

スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	670
		入場料を徴収する場合	1,340
	営利又は営業を目的とする場合	—	8,710
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	2,680
		入場料を徴収する場合	5,360
	営利又は営業を目的とする場合	—	8,710

(イ) 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額(円)
暖房器具	1台	1時間につき	130

(30) 新潟市白根野球場

ア 専用利用

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	1時間につき 2,420円
		入場料を徴収する場合	1時間につき2,420円に利用した時間数を乗じて得た額(以下この表において「基本額」という。)に

利用			、1日につき、1人当たりの入場料の最高額に100を乗じて得た額を加算した額
	営利又は営業を目的とする場合	入場料を徴収しない場合	1時間につき 31,460円
		入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の区分に応じて計算した額又は基本額に、1日につき、1人当たりの入場料の最高額に100を乗じて得た額を加算した額のいずれか大きい方の額
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	1時間につき 9,680円
		入場料を徴収する場合	基本額に、1日につき、1人当たりの入場料の最高額に100を乗じて得た額を加算した額
	営利又は営業を目的とする場合	入場料を徴収しない場合	1時間につき 31,460円
		入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の区分に応じて計算した額又は基本額に、1日につき、1人当たりの入場料の最高額に100を乗じて得た額を加算した額のいずれか大きい方の額

イ 附属設備

種類	利用区分	使用料の額 (円)
----	------	-----------

照明設備	1時間につき	3,630
------	--------	-------

(31) 新潟市味方野球場

ア 専用利用

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額(1時間につき)(円)
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	1,820
	営利又は営業を目的とする場合	入場料を徴収する場合	3,640
		—	23,660
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	7,280
		入場料を徴収する場合	14,560
	営利又は営業を目的とする場合	—	23,660

イ 附属設備

種類	利用区分	使用料の額(円)
照明設備	1時間につき	3,030

(32) 新潟市月潟野球場

ア 専用利用

利用目的	入場料の徴収の有無	使用料の額(1時間につき)(円)

スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	1, 210
		入場料を徴収する場合	2, 420
	営利又は営業を目的とする場合	—	15, 730
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	4, 840
		入場料を徴収する場合	9, 680
	営利又は営業を目的とする場合	—	15, 730

イ 附属設備

種類	利用区分	使用料の額（円）
照明設備	1時間につき	3, 030

(33) 新潟市味方テニスコート

ア 専用利用

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1面1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	730
		入場料を徴収する場合	1, 460

	営利又は営業を 目的とする場合	—	9,490
--	--------------------	---	-------

イ 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額（円）
照明設備	1面	1時間につき	730

(34) 新潟市月潟テニス場

ア 専用利用

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1面1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	730
		入場料を徴収する場合	1,460
	営利又は営業を目的とする場合	—	9,490

イ 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額（円）
照明設備	1面	1時間につき	730

(35) 新潟市味方ゲートボール場（屋内ゲートボール場）

ア 専用利用

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1面1時間につき）（円）

スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	370
		入場料を徴収する場合	740
	営利又は営業を目的とする場合	—	4,810
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	1,480
		入場料を徴収する場合	2,960
	営利又は営業を目的とする場合	—	4,810

イ 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額（円）
暖房器具	1台	1時間につき	130

(36) 新潟市西総合スポーツセンター

ア 体育館

(ア) 専用利用

室名	利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1時間につき）（円）
大体育室	スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	4,240
			入場料を徴収する場合	8,480

	の利用	営利又は営業を 目的とする場合	—	55,120
	上に掲げるも の以外の各種 の行事及び集 会の利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	16,960
入場料を徴収す る場合			33,920	
営利又は営業を 目的とする場合		—	55,120	
中体育室	スポーツ、体 育及びレクリ エーションの 催物及び練習 の利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	1,210
			入場料を徴収す る場合	2,420
		営利又は営業を 目的とする場合	—	15,730
	上に掲げるも の以外の各種 の行事及び集 会の利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	4,840
			入場料を徴収す る場合	9,680
		営利又は営業を 目的とする場合	—	15,730
小体育室	スポーツ、体 育及びレクリ エーションの 催物及び練習	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	610
			入場料を徴収す る場合	1,220

の利用 上に掲げるも の以外の各種 の行事及び集 会の利用	営利又は営業を 目的とする場合	—	7,930
	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	2,440
		入場料を徴収す る場合	4,880
	営利又は営業を 目的とする場合	—	7,930

備考 大体育室の利用が大体育室の面積の2分の1の面積の利用である場合の使用料の額は、この表に規定する使用料の額の2分の1の額とする。

(イ) 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額(円)
研修室	—	冷暖房設備を利 用しない場合 1時間につき	370
		冷暖房設備を利 用する場合 1 時間につき	610
暖房(大体育室(アリー ナ))	—	1時間につき	4,240
暖房(大体育室(観覧席))	—	1時間につき	2,420
暖房(中体育室)	—	1時間につき	1,340
暖房(小体育室)	—	1時間につき	490

照明設備（大体育室）	全点灯	1時間につき	1,210
電光得点板	1組	1時間につき	370
放送設備	一式	1時間につき	730
特殊電源	1キロワット時	1時間につき	30
ロッカー	—	1回につき	20

イ 庭球場

(ア) 専用利用

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1面1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	970
		入場料を徴収する場合	1,940
	営利又は営業を目的とする場合	—	12,610

(イ) 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額（円）
照明設備	1面	1時間につき	370

ウ 屋内プール

(ア) 専用利用

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレク	営利又は営業を	入場料を徴収し	14,520

リエーションの催物及び 練習の利用	目的としない場 合	ない場合	
		入場料を徴収す る場合	29,040
	営利又は営業を 目的とする場合	—	188,760

(イ) 附属設備

種類	利用区分	使用料の額 (円)
ロッカー	1回につき	20

エ 屋内ゲートボール場

(ア) 専用利用

利用目的		入場料の徴収の 有無	使用料の額 (1時 間につき) (円)
スポーツ、体育及びレク リエーションの催物及び 練習の利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	3,630
		入場料を徴収す る場合	7,260
	営利又は営業を 目的とする場合	—	47,190
上に掲げるもの以外の各 種の行事及び集会の利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	14,520
		入場料を徴収す る場合	29,040
	営利又は営業を 目的とする場合	—	47,190

備考 利用面積が3分の1の面積である場合の使用料の額は、この表に規定する使用料の額の3分の1の額とする。

(イ) 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額(円)
暖房器具	1台	1時間につき	250

オ アーチェリー場(専用利用)

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額(1時間につき)(円)
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	2,910
		入場料を徴収する場合	5,820
	営利又は営業を目的とする場合	—	37,830
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	11,640
		入場料を徴収する場合	23,280
	営利又は営業を目的とする場合	—	37,830

(37) 新潟市黒埼地区総合体育館

ア 体育館

(ア) 専用利用

利用目的	入場料の徴収の有無	使用料の額(1時間につき)(円)
------	-----------	------------------

		有無	間につき) (円)
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	2,420
		入場料を徴収する場合	4,840
	営利又は営業を目的とする場合	—	31,460
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	9,680
		入場料を徴収する場合	19,360
	営利又は営業を目的とする場合	—	31,460

備考 利用面積が2分の1の面積である場合の使用料の額は、この表に規定する使用料の額の2分の1の額とする。

(イ) 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額 (円)
1階会議室	—	1時間につき	310
2階会議室	—	冷房設備を使用しない場合 1時間につき	370
		冷房設備を使用する場合 1時間につき	490

暖房（体育館（アリーナ））	—	1時間につき	3,650
暖房（体育館（観覧席））	—	1時間につき	2,040
暖房器具（体育館）	1台	1時間につき	650
暖房器具（会議室）	1台	1時間につき	70

備考 体育館の暖房の利用が、その全基数の2分の1に相当する数の利用である場合の使用料の額は、この表に規定する使用料の額の2分の1の額とする。

イ 武道館（専用利用）

室名	利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1面1時間につき）（円）
柔道場及び剣道場	スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	670
			入場料を徴収する場合	1,340
		営利又は営業を目的とする場合	—	8,710
	上に掲げるものの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	2,680
			入場料を徴収する場合	5,360
		営利又は営業を目的とする場合	—	8,710

相撲場	スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	610
		合	入場料を徴収する場合	1,220
			営利又は営業を目的とする場合	—

(38) 新潟市黒埼地区野球場

ア 専用利用

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	1,210
		入場料を徴収する場合	2,420
	営利又は営業を目的とする場合	—	15,730
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	4,840
		入場料を徴収する場合	9,680
	営利又は営業を目的とする場合	—	15,730

イ 附属設備

種類	利用区分	使用料の額（円）
----	------	----------

照明設備	1時間につき	3,630
------	--------	-------

(39) 新潟市西川総合体育館

ア 専用利用

室名	利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額(1時間につき)(円)
大体育室	スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	3,630
		合	入場料を徴収する場合	7,260
		営利又は営業を目的とする場合	—	47,190
	上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	14,520
		合	入場料を徴収する場合	29,040
		営利又は営業を目的とする場合	—	47,190
多目的ルーム	スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	610
		合	入場料を徴収する場合	1,220
		営利又は営業を目的とする場合	—	7,930
	上に掲げるもの	営利又は営業を	入場料を徴収し	2,440

の以外の各種 の行事及び集 会の利用	目的としない場 合	ない場合	
		入場料を徴収す る場合	4, 880
	営利又は営業を 目的とする場合	—	7, 930

備考 大体育室の利用が大体育室の面積の2分の1の面積の利用である場合の使用料の額は、この表に規定する使用料の額の2分の1の額とする。

イ 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額 (円)
会議室	—	冷暖房設備を利 用しない場合 1時間につき	310
		冷暖房設備を利 用する場合 1 時間につき	550
冷暖房 (多目的ルーム)	—	1時間につき	490
照明設備 (大体育室)	全点灯	1時間につき	1, 210
電光得点板	一式	1時間につき	370
放送設備	一式	1回につき	730
特殊電源	1キロワット時	1時間につき	30
ロッカー	—	1回につき	20

(40) 新潟市巻体育館 (専用利用)

利用目的	入場料の徴収の 有無	使用料の額 (1時 間につき) (円)
------	---------------	------------------------

スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	610
		入場料を徴収する場合	1,220
	営利又は営業を目的とする場合	—	7,930
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	2,440
		入場料を徴収する場合	4,880
	営利又は営業を目的とする場合	—	7,930

備考 利用面積が2分の1の面積である場合の使用料の額は、この表に規定する使用料の額の2分の1の額とする。

(41) 新潟市岩室体育館（専用利用）

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	2,420
		入場料を徴収する場合	4,840
	営利又は営業を目的とする場合	—	31,460
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的とする場合	入場料を徴収し	9,680

種の行事及び集会の利用	目的としない場合	ない場合	
		入場料を徴収する場合	19,360
	営利又は営業を目的とする場合	—	31,460

備考 利用面積が2分の1の面積である場合の使用料の額は、この表に規定する使用料の額の2分の1の額とする。

(42) 新潟市西川体育センター（体育館の専用利用）

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	850
		入場料を徴収する場合	1,700
	営利又は営業を目的とする場合	—	11,050
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	3,400
		入場料を徴収する場合	6,800
	営利又は営業を目的とする場合	—	11,050

備考 利用面積が2分の1の面積である場合の使用料の額は、この表に規定する使用料の額の2分の1の額とする。

(43) 新潟市中之口体育館

ア 体育館

(ア) 専用利用

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	2,420
		入場料を徴収する場合	4,840
	営利又は営業を目的とする場合	—	31,460
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	9,680
		入場料を徴収する場合	19,360
	営利又は営業を目的とする場合	—	31,460

備考 利用面積が2分の1の面積である場合の使用料の額は、この表に規定する使用料の額の2分の1の額とする。

(イ) 附属設備

種類	利用区分	使用料の額（円）
会議室	1時間につき	310

イ 柔剣道場（専用利用）

利用目的	入場料の徴収の有無	使用料の額（1時間につき）（円）

		有無	間につき) (円)
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	670
		入場料を徴収する場合	1,340
	営利又は営業を目的とする場合	—	8,710
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	2,680
		入場料を徴収する場合	5,360
	営利又は営業を目的とする場合	—	8,710

(44) 新潟市漆山グラウンド (専用利用)

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額 (1時間につき) (円)
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	610
		入場料を徴収する場合	1,220
	営利又は営業を目的とする場合	—	7,930
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	2,440

	合	入場料を徴収する 場合	4,880
	営利又は営業を 目的とする場合	—	7,930

(45) 新潟市岩室野球場

ア 専用利用

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	1,210
	合	入場料を徴収する場合	2,420
	営利又は営業を目的とする場合	—	15,730
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	4,840
	合	入場料を徴収する場合	9,680
	営利又は営業を目的とする場合	—	15,730

イ 附属設備

種類	利用区分	使用料の額（円）
照明設備	1時間につき	3,630

(46) 新潟市西川野球場

ア 専用利用

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	1,210
		入場料を徴収する場合	2,420
	営利又は営業を目的とする場合	—	15,730
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	4,840
		入場料を徴収する場合	9,680
	営利又は営業を目的とする場合	—	15,730

イ 附属設備

種類	利用区分	使用料の額（円）
照明設備	1時間につき	3,740

(47) 新潟市中之口野球場

ア 専用利用

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び	営利又は営業を目的としない場	入場料を徴収しない場合	1,820

練習の利用	合	入場料を徴収する 場合	3,640
	営利又は営業を 目的とする場合	—	23,660
上に掲げるもの以外の各 種の行事及び集会の利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	7,280
		入場料を徴収す る場合	14,560
	営利又は営業を 目的とする場合	—	23,660

イ 附属設備

種類	利用区分	使用料の額（円）
照明設備	1時間につき	4,000

(48) 新潟市スポーツパーク西川

ア テニスコート

(ア) 専用利用

利用目的		入場料の徴収の 有無	使用料の額（1面 1時間につき）（ 円）
スポーツ、体育及びレク リエーションの催物及び 練習の利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	730
		入場料を徴収す る場合	1,460

	営利又は営業を 目的とする場合	—	9, 490
--	--------------------	---	--------

(イ) 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額 (円)
照明設備	1面	1時間につき	1, 210

イ 屋根付きゲートボール場 (専用利用)

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額 (1面 1時間につき) (円)
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	370
		入場料を徴収する場合	740
	営利又は営業を目的とする場合	—	4, 810
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	1, 480
		入場料を徴収する場合	2, 960
	営利又は営業を目的とする場合	—	4, 810

ウ 多目的グラウンド (専用利用)

利用目的	入場料の徴収の有無	使用料の額 (1時間につき) (円)

スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	2, 420
		入場料を徴収する場合	4, 840
	営利又は営業を目的とする場合	—	31, 460
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	9, 680
		入場料を徴収する場合	19, 360
	営利又は営業を目的とする場合	—	31, 460

(49) 新潟市岩室緑地広場テニスコート (専用利用)

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額 (1面1時間につき) (円)
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	730
		入場料を徴収する場合	1, 460
	営利又は営業を目的とする場合	—	9, 490

(50) 新潟市中之ロテニスコート

ア 専用利用

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1面1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	490
		入場料を徴収する場合	980
	営利又は営業を目的とする場合	—	6,370

イ 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額（円）
照明設備	1面	1時間につき	390

(51) 新潟市潟東サルビアサッカー場

ア 専用利用

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	3,030
		入場料を徴収する場合	6,060
	営利又は営業を目的とする場合	—	39,390
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	12,120

	合	入場料を徴収する 場合	24,240
	営利又は営業を 目的とする場合	—	39,390

備考 利用面積が2分の1の面積である場合の使用料の額は、この表に規定する使用料の額の2分の1の額とする。

イ 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額（円）
照明設備	一式	1時間につき	1,210
ロッカー	—	1回につき	20

備考 照明設備の利用が、その全基数の2分の1に相当する数の利用である場合の使用料の額は、この表に規定する使用料の額の2分の1の額とする。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項から第4項までの規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 改正後の新潟市体育施設条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

（適用区分）

- 新条例別表第2の規定は、施行日以後の体育施設の利用に係る使用料について適用し、施行日以前の体育施設の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 前項の規定にかかわらず、施行日前に体育施設で発行した回数券及び定期券は、施行日以後に当該施設で発行した回数券及び定期券とみなして、使用することができる。こ

の場合において、定期券については、当該定期券に記載された利用期間内に限り、使用することができるものとする。

議案第103号

新潟市文化財旧小澤家住宅条例の一部改正について

新潟市文化財旧小澤家住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年9月13日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市文化財旧小澤家住宅条例の一部を改正する条例

新潟市文化財旧小澤家住宅条例（平成22年新潟市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第1一般の項中「200」を「260」に、「160」を「200」に改め、同表小学生・中学生の項中「100」を「130」に、「80」を「100」に改める。

別表第2離れ座敷の項中「900」を「1,170」に、「1,500」を「1,950」に改め、同表道具蔵の項中「600」を「780」に、「1,000」を「1,300」に改め、同表次ノ間の項中「500」を「650」に、「800」を「1,040」に改め、同表寝間の項中「500」を「650」に、「800」を「1,040」に改め、同表藤ノ間（1）の項中「600」を「780」に、「1,000」を「1,300」に改め、同表藤ノ間（2）の項中「600」を「780」に、「1,000」を「1,300」に改め、同表中備考7を備考8とし、備考6の次に次のように加える。

7 使用料に10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の新潟市文化財旧小澤家住宅条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく

使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

（適用区分）

- 3 施行日前に、施行日以後の新潟市文化財旧小澤家住宅の利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新条例に規定する額とする。

議案第104号

新潟市白根高齢者能力活用センター条例の一部改正について

新潟市白根高齢者能力活用センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年9月13日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市白根高齢者能力活用センター条例の一部を改正する条例

新潟市白根高齢者能力活用センター条例（平成16年新潟市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第7条関係）

室名	使用料（1時間につき）
庭園の間	70円
大風の間1	140円
大風の間2	140円

別表備考1中「100円」を「70円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の新潟市白根高齢者能力活用センター条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

(適用区分)

- 3 施行日前に、施行日以後の新潟市白根高齢者能力活用センターの利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新条例に規定する額とする。

議案第105号

新潟市廃棄物処理施設附属施設条例の一部改正について

新潟市廃棄物処理施設附属施設条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年9月13日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市廃棄物処理施設附属施設条例の一部を改正する条例

新潟市廃棄物処理施設附属施設条例（平成16年新潟市条例第66号）の一部を次のように改正する。

別表のうち1の表新潟市舞平清掃センター附属休憩所の項使用料の欄中「100円」を「130円」に、「1,000円」を「1,300円」に、「50円」を「60円」に、「500円」を「600円」に改め、同表新潟市亀田清掃センター附属休憩所の項使用料の欄中「200円」を「240円」に、「2,000円」を「2,400円」に、「100円」を「120円」に、「1,000円」を「1,200円」に改め、別表のうち2の表中「多目的ホール」を「新潟市舞平清掃センター附属休憩所多目的ホール」に、「500円」を「650円」に改め、同表に次のように加える。

新潟市亀田清掃センター附属休憩所	1時間につき 600円
多目的ホール	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項から第4項までの規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の新潟市廃棄物処理施設附属施設条例（以下「新条例」という。）の規定に基

づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

（適用区分）

- 3 施行日前に、施行日以後の新潟市舞平清掃センター附属休憩所及び新潟市亀田清掃センター附属休憩所の利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新条例に規定する額とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、施行日前に発行した回数券は、施行日から令和7年9月30日までの間に限り、使用することができるものとする。

議案第106号

新潟市農村環境改善センター及び地域研修センター条例の一部改正について

新潟市農村環境改善センター及び地域研修センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年9月13日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市農村環境改善センター及び地域研修センター条例の一部を改正する条例

第1条 新潟市農村環境改善センター及び地域研修センター条例（昭和55年新潟市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「利用を許可するとき」を「利用の開始前まで」に改める。

第2条 新潟市農村環境改善センター及び地域研修センター条例の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（使用料の徴収）

第5条 改善センターのうち別表第3に掲げる施設を利用しようとする者から同表に掲げる使用料を徴収する。

2 地域センターの利用については使用料を徴収しない。

第5条の次に次の3条を加える。

（使用料の徴収時期）

第5条の2 使用料は、改善センターの利用の開始前までに徴収する。ただし、市長は、特別の理由があると認める場合は、別にその使用料の納付期日を定めることができる。

（使用料の免除）

第5条の3 市長は、規則で定める特別の理由があると認める場合は、その使用料の全部又は一部を免除することができる。

（使用料の不還付）

第5条の4 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、第8条第2項の規定により処分をした場合その他規則で定める特別の理由があると認める場合は、その使用料の全部又は一部を還付することができる。

第10条第1項中「改善センター」の次に「及び地域センター」を加え、「午後10時」を「午後9時」に改め、同条第2項を削る。

第13条第1号中「利用」を「改善センター及び地域センターの利用」に改め、同条第2号中「使用料の」の次に「納付期日の決定及び」を加える。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第2条関係）

名称	位置	施設
新潟市大江山 農村環境改善 センター	新潟市江南区細山 401番地	多目的ホール、第1大会議室、第2大会議室 (和室)、中会議室、小会議室(和室)、料 理実習室、図書資料コーナー、談話コーナー
新潟市横越農 村環境改善セ ンター	新潟市江南区沢海 3丁目1番30号	多目的ホール、第1大会議室、第2大会議室 (和室)、第1小会議室(和室)、第2小会 議室(和室)、料理実習室、図書資料コーナ ー、談話コーナー
新潟市月潟農 村環境改善セ ンター	新潟市南区西萱場 1069番地	多目的ホール、第1小会議室、第2小会議 室、郷土物産資料室、談話コーナー
新潟市黒埼農 村環境改善セ ンター	新潟市西区金巻7 46番地3	多目的ホール、第1大会議室(和室)、第2 大会議室、第1中会議室(和室)、第2中会 議室、料理実習室、談話コーナー

新潟市岩室農村環境改善センター	新潟市西蒲区和納 2丁目21番1号	多目的ホール、大会議室（和室）、第1小会議室、第2小会議室、料理実習室、談話コーナー
新潟市巻農村環境改善センター	新潟市西蒲区福井 3975番地1	多目的ホール、第1中会議室、第2中会議室、第3中会議室、第4中会議室（和室）、料理実習室、談話コーナー

別表第2（第2条関係）

名称	位置	施設
新潟市木津地域研修センター	新潟市江南区木津2丁目3番28号	大広間、小広間、研修室
新潟市新保地域研修センター	新潟市秋葉区新保1747番地	ホール、大広間、研修室、料理実習室
新潟市鎌倉地域研修センター	新潟市秋葉区鎌倉273番地1	ホール、大広間、研修室、料理実習室

別表第3（第5条関係）

1 新潟市大江山農村環境改善センター

区分	施設の使用料（円）					
	多目的ホール	第1大会議室	第2大会議室（和室）	中会議室	小会議室（和室）	料理実習室
一 午前	960	200	200	160	80	160

般 利 用	午後	960	200	200	160	80	160
	夜間	960	200	200	160	80	160
	全日	2,880	600	600	480	240	480
目 的 外 利 用	午前	5,200	1,950	1,950	1,370	780	910
	午後	5,200	1,950	1,950	1,370	780	910
	夜間	5,200	1,950	1,950	1,370	780	910
	全日	13,000	4,940	4,940	3,450	1,950	2,210

備考

- 「一般利用」とは目的外利用以外の利用をいい、「目的外利用」とは改善センターの設置の目的以外の目的又は営利目的での利用をいう。
- 「午前」とは午前9時から午後1時まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「夜間」とは午後5時から午後9時まで、「全日」とは午前9時から午後9時までをいう。
- 利用時間が備考2に規定する利用時間に満たない場合でも時間割計算は行わない。

2 新潟市横越農村環境改善センター

区分	施設の使用料（円）					
	多目的ホール	第1大会議室	第2大会議室（和室）	第1小会議室（和室）	第2小会議室（和室）	料理実習室
一 午前	960	200	200	80	80	160

一般利用	午後	960	200	200	80	80	160
	夜間	960	200	200	80	80	160
	全日	2,880	600	600	240	240	480
目的外利用	午前	5,200	1,950	1,950	780	780	910
	午後	5,200	1,950	1,950	780	780	910
	夜間	5,200	1,950	1,950	780	780	910
	全日	13,000	4,940	4,940	1,950	1,950	2,210

備考

- 「一般利用」とは目的外利用以外の利用をいい、「目的外利用」とは改善センターの設置の目的以外の目的又は営利目的での利用をいう。
- 「午前」とは午前9時から午後1時まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「夜間」とは午後5時から午後9時まで、「全日」とは午前9時から午後9時までをいう。
- 利用時間が備考2に規定する利用時間に満たない場合でも時間割計算は行わない。

3 新潟市月潟農村環境改善センター

区分		施設の使用料（円）		
		多目的ホール	第1小会議室	第2小会議室
一般	午前	960	80	80
	午後	960	80	80

利 用	夜間	960	80	80
	全日	2,880	240	240
目 的 外 利 用	午前	5,200	780	780
	午後	5,200	780	780
	夜間	5,200	780	780
	全日	13,000	1,950	1,950

備考

- 1 「一般利用」とは目的外利用以外の利用をいい、「目的外利用」とは改善センターの設置の目的以外の目的又は営利目的での利用をいう。
- 2 「午前」とは午前9時から午後1時まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「夜間」とは午後5時から午後9時まで、「全日」とは午前9時から午後9時までをいう。
- 3 利用時間が備考2に規定する利用時間に満たない場合でも時間割計算は行わない。
- 4 新潟市黒埼農村環境改善センター

区分		施設の使用料（円）					料理実習室
		多目的ホール	第1大会議室（和室）	第2大会議室	第1中会議室（和室）	第2中会議室	
一 般	午前	960	200	200	160	160	160
	午後	960	200	200	160	160	160

利 用	夜間	960	200	200	160	160	160
	全日	2,880	600	600	480	480	480
目 的 外 利 用	午前	5,200	1,950	1,950	1,370	1,370	910
	午後	5,200	1,950	1,950	1,370	1,370	910
	夜間	5,200	1,950	1,950	1,370	1,370	910
	全日	13,000	4,940	4,940	3,450	3,450	2,210

備考

- 1 「一般利用」とは目的外利用以外の利用をいい、「目的外利用」とは改善センターの設置の目的以外の目的又は営利目的での利用をいう。
- 2 「午前」とは午前9時から午後1時まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「夜間」とは午後5時から午後9時まで、「全日」とは午前9時から午後9時までをいう。
- 3 利用時間が備考2に規定する利用時間に満たない場合でも時間割計算は行わない。

5 新潟市岩室農村環境改善センター

区分	施設の使用料（円）					
	多目的ホール	大会議室（和室）	第1小会議室	第2小会議室	料理実習室	
一 般	午前	960	200	80	80	160
	午後	960	200	80	80	160

利 用	夜間	960	200	80	80	160
	全日	2,880	600	240	240	480
目 的 外 利 用	午前	5,200	1,950	780	780	910
	午後	5,200	1,950	780	780	910
	夜間	5,200	1,950	780	780	910
	全日	13,000	4,940	1,950	1,950	2,210

備考

- 1 「一般利用」とは目的外利用以外の利用をいい、「目的外利用」とは改善センターの設置の目的以外の目的又は営利目的での利用をいう。
- 2 「午前」とは午前9時から午後1時まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「夜間」とは午後5時から午後9時まで、「全日」とは午前9時から午後9時までをいう。
- 3 利用時間が備考2に規定する利用時間に満たない場合でも時間割計算は行わない。

6 新潟市巻農村環境改善センター

区分	施設の使用料（円）					
	多目的ホール	第1中会議室	第2中会議室	第3中会議室	第4中会議室（和室）	料理実習室
一 般	午前	560	160	160	160	160
	午後	560	160	160	160	160

利 用	夜間	560	160	160	160	160	160
	全日	1,680	480	480	480	480	480
目 的 外 利 用	午前	5,200	1,370	1,370	1,370	1,370	910
	午後	5,200	1,370	1,370	1,370	1,370	910
	夜間	5,200	1,370	1,370	1,370	1,370	910
	全日	13,000	3,450	3,450	3,450	3,450	2,210

備考

- 1 「一般利用」とは目的外利用以外の利用をいい、「目的外利用」とは改善センターの設置の目的以外の目的又は営利目的での利用をいう。
- 2 「午前」とは午前9時から午後1時まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「夜間」とは午後5時から午後9時まで、「全日」とは午前9時から午後9時までをいう。
- 3 利用時間が備考2に規定する利用時間に満たない場合でも時間割計算は行わない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条の規定並びに次項及び第3項の規定 公布の日
 - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 令和7年4月1日

(準備行為)

- 2 第2条の規定による改正後の新潟市農村環境改善センター及び地域研修センター条例

(以下「新条例」という。)の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、前項第2号に掲げる規定の施行の日(以下「2号施行日」という。)前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

(適用区分)

- 3 2号施行日前に、2号施行日以後の新潟市農村環境改善センターの利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新条例に規定する額とする。

議案第 107 号

新潟市新津地区グリーンセンター条例の一部改正について

新潟市新津地区グリーンセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 9 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市新津地区グリーンセンター条例の一部を改正する条例

新潟市新津地区グリーンセンター条例（平成 16 年新潟市条例第 71 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中「市長が研修センターの利用を許可するとき」を「研修センターの利用の開始前まで」に改める。

第 14 条第 2 項第 2 号中「3 日前」を「前日」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 11 条関係）

区分	使用料の額（円）		
	午前（午前 9 時から正午まで）	午後（午後 1 時から午後 5 時まで）	1 日（午前 9 時から午後 5 時まで）
研修室	520	1,040	1,300
和室	520	1,040	1,300
料理実習室	780	1,560	1,950
食品加工室	780	1,560	1,950

別表備考 2 中「100 円」を「10 円」に、「50 円」を「5 円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第12条の改正規定及び第14条第2項第2号の改正規定並びに次項及び第3項の規定 公布の日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 令和7年4月1日

(準備行為)

2 改正後の新潟市新津地区グリーンセンター条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、前項第2号に掲げる規定の施行の日（以下「2号施行日」という。）前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

(適用区分)

3 2号施行日前に、2号施行日以後の新潟市新津地区グリーンセンターの利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新条例に規定する額とする。

議案第108号

新潟市小須戸地区花とみどりのシンボルゾーン条例の一部改正について

新潟市小須戸地区花とみどりのシンボルゾーン条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年9月13日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市小須戸地区花とみどりのシンボルゾーン条例の一部を改正する条例

新潟市小須戸地区花とみどりのシンボルゾーン条例（平成16年新潟市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項本文を次のように改める。

ホール等の使用料にあつてはホール等の利用の開始前までに、市民農園等の使用料にあつては市長が利用を許可するときに徴収する。

別表花とみどり館の項、常設展示場の項及び総合交流拠点施設の項を次のように改める。

花とみどり館	多目的ホール	午前	1,300
		午後	1,950
		全日	3,250
常設展示場	屋内	1区画（3.33平方メートル）	6,500
	下屋	につき年額	4,550
	屋外	1区画（12.7平方メートル） につき年額	6,500
総合交流拠点	農産物等加工室	午前	3,900

施設		午後	6,500	
		全日	10,400	
	花き・花木展示 直売室	全面利用する場合	全日	39,000
		半面利用する場合		19,500
	研修室	午前	1,300	
		午後	1,950	
		全日	3,250	
	体験加工室	午前	2,600	
		午後	3,900	
		全日	6,500	

別表備考4中「100円」を「10円」に、「50円」を「5円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第11条第1項本文の改正規定並びに次項及び第3項の規定 公布の日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 令和7年4月1日

(準備行為)

2 改正後の新潟市小須戸地区花とみどりのシンボルゾーン条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、前項第2号に掲げる規定の施行の日（以下「2号施行日」という。）前に

においても、新条例の規定の例により行うことができる。

(適用区分)

- 3 2号施行日前に、2号施行日以後の新潟市小須戸地区花とみどりのシンボルゾーン（市民農園及び体験農園を除く。）の利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新条例に規定する額とする。

議案第109号

新潟市新津地区勤労青少年ホーム条例の一部改正について

新潟市新津地区勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年9月13日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市新津地区勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例

新潟市新津地区勤労青少年ホーム条例（平成16年新潟市条例第67号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第14条関係）

区分	使用料の額（円）			
	午前（午前10時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後6時から午後9時まで）	1日（午前10時から午後9時まで）
体育館（全面）	360	700	800	1,860
体育館（片面）	180	350	400	930
料理講習室	260	530	660	1,450
集会室	180	350	400	930
音楽室	180	350	400	930
グループ室	180	350	400	930

講習室	180	350	400	930
-----	-----	-----	-----	-----

別表備考3中「100円」を「10円」に、「50円」を「5円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の新潟市新津地区勤労青少年ホーム条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

(適用区分)

- 3 施行日前に、施行日以後の新潟市新津地区勤労青少年ホームの利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新条例に規定する額とする。

議案第 1 1 0 号

新潟市都市公園条例の一部改正について

新潟市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 9 月 1 3 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市都市公園条例の一部を改正する条例

新潟市都市公園条例（昭和 3 2 年新潟市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条の 1 2 第 1 項の表に次のように加える。

西川だいろの家の 和室	西川ふれあい公園	新潟市西蒲区松崎 7 3 番地
----------------	----------	-----------------

別表第 1 野外音楽堂の項及び西川だいろの家の項を削る。

別表第 3 のうち別表第 3 の適用に関する通則 5 及び 6 中「（1 3）の表、（2 0）の表から（2 3）の表まで、（2 6）の表」を「（2 0）の表から（2 3）の表まで」に改め、別表第 3 のうち（1）の表中「2, 0 0 0」を「2, 6 0 0」に、「2 5 0 円」を「3 2 5 円」に改め、別表第 3 のうち（2）の表 1 回につきの項中「4, 0 0 0」を「5, 2 0 0」に、「3, 0 0 0」を「3, 9 0 0」に改め、別表第 3 のうち（5）アの表中備考以外の部分を次のように改める。

ア 施設（専用利用）

利用目的		入場料の徴収 の有無	使用料の額
スポーツ、 体育及びレ クリエーシ ョンの催物	営利又は営 業を目的と しない場合	入場料を徴収 しない場合	1 時間につき 3, 0 3 0 円
	しない場合	入場料を徴収 する場合	1 時間につき 3, 0 3 0 円に利用し た時間数を乗じて得た額（以下この

及び練習の 利用			表において「基本額」という。)に 、1日につき、1人当たりの入場料 の最高額に300を乗じて得た額を 加算した額
	営利又は営 業を目的と する場合	入場料を徴収 しない場合	1時間につき 39,390円
入場料を徴収 する場合		入場料を徴収しない場合の区分に応 じて計算した額又は基本額に、1日 につき、1人当たりの入場料の最高 額に300を乗じて得た額を加算し た額のいずれか大きい方の額	
上に掲げる もの以外の 各種の行事 及び集会の 利用	営利又は営 業を目的と しない場合	入場料を徴収 しない場合	1時間につき 12,120円
		入場料を徴収 する場合	基本額に、1日につき、1人当たり の入場料の最高額に300を乗じて 得た額を加算した額
	営利又は営 業を目的と する場合	入場料を徴収 しない場合	1時間につき 39,390円
		入場料を徴収 する場合	入場料を徴収しない場合の区分に応 じて計算した額又は基本額に、1日 につき、1人当たりの入場料の最高 額に300を乗じて得た額を加算し た額のいずれか大きい方の額

別表第3のうち(5)イの表会議室の項中「300」を「370」に改め、同表貴賓室
の項中「250」を「310」に改め、同表放送設備の項中「150」を「190」に改

め、別表第3のうち(6)アの表中備考以外の部分を次のように改める。

ア 施設(専用利用)

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額
スポーツ、 体育及びレ クリエーシ ョンの催物 及び練習の 利用	営利又は営 業を目的と しない場合	入場料を徴収し ない場合	1時間につき 3,030円
		入場料を徴収す る場合	1時間につき3,030円に利用し た時間数を乗じて得た額(以下この 表において「基本額」という。)に 、1日につき、1人当たりの入場料 の最高額に150を乗じて得た額を 加算した額
	営利又は営 業を目的と する場合	入場料を徴収し ない場合	1時間につき 39,390円
		入場料を徴収す る場合	入場料を徴収しない場合の区分に応 じて計算した額又は基本額に、1日 につき、1人当たりの入場料の最高 額に150を乗じて得た額を加算し た額のいずれか大きい方の額
上に掲げる もの以外の 各種の行事 及び集会の 利用	営利又は営 業を目的と しない場合	入場料を徴収し ない場合	1時間につき 12,120円
		入場料を徴収す る場合	基本額に、1日につき、1人当たり の入場料の最高額に150を乗じて 得た額を加算した額
	営利又は営	入場料を徴収し	1時間につき 39,390円

	業を目的とする場合	ない場合	入場料を徴収しない場合の区分に応じて計算した額又は基本額に、1日につき、1人当たりの入場料の最高額に150を乗じて得た額を加算した額のいずれか大きい方の額
		入場料を徴収する場合	

別表第3のうち(6)イの表照明器具(大)の項中「700」を「850」に改め、同表照明器具(小)の項中「300」を「370」に改め、別表第3のうち(7)アの表中「29,000」を「35,090」に、「1,000」を「1,210」に改め、別表第3のうち(7)イの表中「22,000」を「26,620」に改め、別表第3のうち(8)ア(ア)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(ア) 専用利用

室名	利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額
屋外プール	スポーツ、 体育及びレ クリエーシ ョンの催物 及び練習の 利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴 収しない場 合	1時間につき 14 , 520円
			入場料を徴 収する場合	1時間につき14, 520円に利用した 時間数を乗じて得た 額(以下この表にお いて「基本額」とい う。)に、1日につ き、1人当たりの入

					場料の最高額に100を乗じて得た額を加算した額
			営利又は営業を目的とする場合	入場料を徴収しない場合	1時間につき 188,760円
				入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の区分に応じて計算した額又は基本額に、1日につき、1人当たりの入場料の最高額に100を乗じて得た額を加算した額のいずれか大きい方の額
屋内プール	競泳プール	スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	1時間につき 14,520円
				入場料を徴収する場合	1時間につき 29,040円
			営利又は営業を目的とする場合	—	1時間につき 188,760円
	多目的プール	スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	1時間につき 14,520円

	ヨンの催物 及び練習の 利用		入場料を徴 収する場合	1時間につき 29 、040円
		営利又は営業を 目的とする場合	—	1時間につき 18 8、760円

別表第3のうち(8)ア(イ)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(イ) 個人利用

使用者	区分	単位	使用料の額(円)
小学生、中学生及び6 5歳以上の者	普通券	1回	250
	回数券	11枚	2,500
	定期券	1か月	2,500
		3か月	6,000
		6か月	9,000
		12か月	13,000
上に掲げる者以外の者 (未就学児を除く。)	普通券	1回	610
	回数券	11枚	6,100
	定期券	1か月	6,100
		3か月	14,640
		6か月	21,960
		12か月	31,720

別表第3のうち(8)イの表会議室の項中「300」を「370」に改め、同表電光表示器の項中「300」を「370」に改め、別表第3のうち(9)アの表中備考以外の部分を次のように改める。

ア 施設(専用利用)

利用目的	入場料の徴収の	使用料の額(1時
------	---------	----------

		有無	間につき) (円)
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	1,820
		入場料を徴収する場合	3,640
	営利又は営業を目的とする場合	—	23,660
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	7,280
		入場料を徴収する場合	14,560
	営利又は営業を目的とする場合	—	23,660

別表第3のうち(9)イの表ナイター照明の項中「4,400」を「5,330」に改め、別表第3のうち(10)アの表を次のように改める。

ア 施設

区分	使用料の額 (円)	
	普通券	回数券
大人	1人1回につき 260	11枚 2,600
中学生以下の者	1人1回につき 130	11枚 1,300

別表第3のうち(11)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(11) 津島屋公園運動広場の使用料

施設 (専用利用)

利用目的	入場料の徴収の	使用料の額 (1時
------	---------	-----------

		有無	間につき) (円)
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	1, 210
		入場料を徴収する場合	2, 420
	営利又は営業を目的とする場合	—	15, 730
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	4, 840
		入場料を徴収する場合	9, 680
	営利又は営業を目的とする場合	—	15, 730

別表第3のうち(12)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(12) 善久河川敷公園庭球場の使用料

施設(専用利用)

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額(1面1時間につき)(円)
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	730
		入場料を徴収する場合	1, 460
	営利又は営業を目的とする場合	—	9, 490

	的とする場合		
--	--------	--	--

別表第3のうち(13)の表を次のように改める。

(13) 削除

別表第3のうち(14)ア(ア)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(ア) 専用利用

室名	利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額(1時間につき)(円)
メインアリーナ	スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	4,240
			入場料を徴収する場合	8,480
		営利又は営業を目的とする場合	—	55,120
	上に掲げるものの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	16,960
			入場料を徴収する場合	33,920
		営利又は営業を目的とする場合	—	55,120
サブアリーナ	スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	1,210
			入場料を徴収する場合	2,420
		営利又は営業を目的とする場合	—	15,730

		目的とする場合		
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	合	入場料を徴収しない場合	4, 840
			入場料を徴収する場合	9, 680
	営利又は営業を目的とする場合	—	15, 730	

別表第3のうち(14)ア(イ)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(イ) 個人利用(トレーニング室を含む。)

使用者	区分	単位	使用料の額(円)	
小学生、中学生及び65歳以上の者	普通券	1回	130	
	回数券	11枚	1,300	
		定期券	1か月	1,300
			3か月	3,120
			6か月	4,680
	12か月		6,760	
上に掲げる者以外の者 (未就学児を除く。)	普通券	1回	310	
	回数券	11枚	3,100	
		定期券	1か月	3,100
			3か月	7,440
			6か月	11,160
	12か月		16,120	

別表第3のうち(14)イ(ア)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(ア) 専用利用

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1面1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	670
		入場料を徴収する場合	1,340
	営利又は営業を目的とする場合	—	8,710
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	2,680
		入場料を徴収する場合	5,360
	営利又は営業を目的とする場合	—	8,710

別表第3のうち(14)イ(イ)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(イ) 個人利用

使用者	区分	単位	使用料の額（円）	
小学生、中学生及び6歳以上の者	普通券	1回	130	
	回数券	11枚	1,300	
		定期券	1か月	1,300
			3か月	3,120
			6か月	4,680
			12か月	6,760

上に掲げる者以外の者 (未就学児を除く。)	普通券	1回	310
	回数券	11枚	3,100
	定期券	1か月	3,100
		3か月	7,440
		6か月	11,160
		12か月	16,120

別表第3のうち(14)ウの表を次のように改める。

ウ 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額(円)
視聴覚室	—	冷暖房設備を利 用しない場合 1時間につき	370
	—	冷暖房設備を利 用する場合 1 時間につき	610
研修室	—	冷暖房設備を利 用しない場合 1時間につき	430
	—	冷暖房設備を利 用する場合 1 時間につき	670
展示コーナー	—	冷暖房設備を利 用しない場合 1時間につき	130

	—	冷暖房設備を利用する場合 1時間につき	370
ミーティングルーム	—	冷暖房設備を利用しない場合 1時間につき	310
	—	冷暖房設備を利用する場合 1時間につき	550
暖房設備（メインアリーナ）	—	1時間につき	6,050
冷暖房設備（サブアリーナ）	—	1時間につき	2,420
冷暖房設備（柔道場）	—	1時間につき	1,210
暖房器具	1台	1時間につき	130
照明設備（メインアリーナ）	全点灯	1時間につき	1,210
放送設備	一式	1回につき	610
機器具（視聴覚室）	一式	1時間につき	130
電光得点板	一式	1回につき	610

別表第3のうち（15）の表中備考以外の部分を次のように改める。

（15） 白根総合公園多目的広場の使用料

施設（専用利用）

利用目的	入場料の徴収の	使用料の額（1時
------	---------	----------

		有無	間につき) (円)
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	2,420
		入場料を徴収する場合	4,840
	営利又は営業を目的とする場合	—	31,460
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	9,680
		入場料を徴収する場合	19,360
	営利又は営業を目的とする場合	—	31,460

別表第3のうち(16)アの表中備考以外の部分を次のように改める。

ア 施設(専用利用)

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額(1面1時間につき)(円)
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	970
		入場料を徴収する場合	1,940
	営利又は営業を目的とする場合	—	12,610

別表第3のうち(16)イの表照明設備の項中「400」を「490」に改め、別表第3のうち(16)の2アの表中備考以外の部分を次のように改める。

ア 施設(専用利用)

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額(1時間につき)(円)
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	2,420
		入場料を徴収する場合	4,840
	営利又は営業を目的とする場合	—	31,460
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	9,680
		入場料を徴収する場合	19,360
	営利又は営業を目的とする場合	—	31,460

別表第3のうち(16)の2イの表照明設備の項中「1,000」を「1,210」に改め、別表第3のうち(16)の3ア(ア)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(ア) 専用利用

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額(1時間につき)(円)
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	14,520

及び練習の利用		入場料を徴収する 場合	29,040
	営利又は営業を 目的とする場合	—	188,760

別表第3のうち(16)の3ア(イ)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(イ) 個人利用

使用者	区分	単位	使用料の額(円)
小学生、中学生及び6 5歳以上の者	普通券	1回	250
	回数券	11枚	2,500
	定期券	1か月	2,500
		3か月	6,000
		6か月	9,000
		12か月	13,000
上に掲げる者以外の者 (未就学児を除く。)	普通券	1回	610
	回数券	11枚	6,100
	定期券	1か月	6,100
		3か月	14,640
		6か月	21,960
		12か月	31,720

別表第3のうち(17)アの表中備考以外の部分を次のように改める。

ア 施設(専用利用)

利用目的	入場料の徴収の有無	使用料の額(1時間につき)(円)
スポーツ、体育及びレ	営利又は営業を 目的とする場合	入場料を徴収し 1,210

クリエイションの催物 及び練習の利用	的としない場合	ない場合	
		入場料を徴収す る場合	2, 420
	営利又は営業を 目的とする場合	—	15, 730
上に掲げるもの以外の 各種の行事及び集会の 利用	営利又は営業を 目的としない場合	入場料を徴収し ない場合	4, 840
		入場料を徴収す る場合	9, 680
	営利又は営業を 目的とする場合	—	15, 730

別表第3のうち(17)イの表照明設備の項中「3, 000」を「3, 630」に改め、
別表第3のうち(18)アの表中備考以外の部分を次のように改める。

ア 施設(専用利用)

室名	利用目的		入場料の徴収の 有無	使用料の額(1時 間につき)(円)
屋内ゲー トボール 場	スポーツ、体 育及びレクリ エーションの 催物及び練習 の利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	730
			入場料を徴収す る場合	1, 460
		営利又は営業を 目的とする場合	—	9, 490
	上に掲げるも の以外の各種	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	2, 920

	の行事及び集 会の利用	合	入場料を徴収す る場合	5, 8 4 0
		営利又は営業を 目的とする場合	—	9, 4 9 0
多目的グ ラウンド	スポーツ、体 育及びレクリ エーションの 催物及び練習 の利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	6 1 0
			入場料を徴収す る場合	1, 2 2 0
		営利又は営業を 目的とする場合	—	7, 9 3 0
	上に掲げるも の以外の各種 の行事及び集 会の利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	2, 4 4 0
			入場料を徴収す る場合	4, 8 8 0
		営利又は営業を 目的とする場合	—	7, 9 3 0

別表第3のうち(18)イの表暖房設備(屋内ゲートボール場)の項中「200」を「250」に改め、同表照明設備の項中「800」を「970」に改め、別表第3のうち(19)アの表中備考以外の部分を次のように改める。

ア 施設(個人利用)

使用者	区分	単位	使用料の額(円)
小学生、中学生及び65歳 以上の者	普通券	1回	250
	回数券	11枚	2,500
	定期券	1か月	2,500

		3 か月	6, 0 0 0
		6 か月	9, 0 0 0
		1 2 か月	1 3, 0 0 0
上に掲げる者以外の者（未 就学児を除く。）	普通券	1 回	6 1 0
	回数券	1 1 枚	6, 1 0 0
	定期券	1 か月	6, 1 0 0
		3 か月	1 4, 6 4 0
		6 か月	2 1, 9 6 0
		1 2 か月	3 1, 7 2 0

別表第 3 のうち（2 0）の表及び（2 1）の表を次のように改める。

（2 0） 水の公園福島潟木舟水路の使用料

利用区分	使用料の額（円）
木舟 1 艘 1 時間につき	2 5 0

（2 1） 水の公園福島潟来亭の使用料

利用区分	使用料の額（円）
午後 5 時から午後 1 1 時までの専用利用 1 時間 につき	1, 0 4 0

別表第 3 のうち（2 2）の表中備考以外の部分を次のように改める。

（2 2） 水の公園福島潟水の駅「ビュー福島潟」の使用料

利用区分		使用料の額（円）	
		一般	小学生・中学生・高校生
4 階	個人	1 回につき 5 2 0	1 回につき 2 6 0
以上	年間利用券	1, 3 0 0	6 5 0
	団体（2 0 人以上）	1 人 1 回につき 4 1 0	1 人 1 回につき 2 0 0

特別展示等	市長が定める額
展望ホール専用利用	1時間につき 5,200

別表第3のうち(23)の表1人につきの項中「200」を「260」に、「100」を「130」に改め、別表第3のうち(24)の表及び(25)の表を次のように改める。

(24) から (26) まで 削除

別表第3のうち(26)の表を削り、別表第3のうち(27)アの表中備考以外の部分を次のように改める。

ア 施設(専用利用)

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額
スポーツ、 体育及びレ クリエーシ ョンの催物 及び練習の 利用	営利又は営 業を目的と しない場合	入場料を徴収し ない場合	1時間につき 3,030円
		入場料を徴収す る場合	1時間につき3,030円に利用し た時間数を乗じて得た額(以下この 表において「基本額」という。)に 、1日につき、1人当たりの入場料 の最高額に150を乗じて得た額を 加算した額
	営利又は営 業を目的と する場合	入場料を徴収し ない場合	1時間につき 39,390円
		入場料を徴収す る場合	入場料を徴収しない場合の区分に応 じて計算した額又は基本額に、1日 につき、1人当たりの入場料の最高 額に150を乗じて得た額を加算し

			た額のいずれか大きい方の額
上に掲げる もの以外の 各種の行事 及び集会の 利用	営利又は営 業を目的と しない場合	入場料を徴収し ない場合	1時間につき 12,120円
		入場料を徴収す る場合	基本額に、1日につき、1人当たり の入場料の最高額に150を乗じて 得た額を加算した額
	営利又は営 業を目的と する場合	入場料を徴収し ない場合	1時間につき 39,390円
		入場料を徴収す る場合	入場料を徴収しない場合の区分に応 じて計算した額又は基本額に、1日 につき、1人当たりの入場料の最高 額に150を乗じて得た額を加算し た額のいずれか大きい方の額

別表第3のうち(27)イの表ナイター照明の項中「3,500」を「4,240」に
改め、別表第3のうち(27)の2の表中備考以外の部分を次のように改める。

(27)の2 城山運動公園サブ野球場の使用料
施設(専用利用)

利用目的		入場料の徴収の 有無	使用料の額(1時 間につき)(円)
スポーツ、体育及びレクリ エーションの催物及び練習 の利用	営利又は営業 を目的としな い場合	入場料を徴収し ない場合	610
		入場料を徴収す る場合	1,220
	営利又は営業	—	7,930

	を目的とする 場合		
上に掲げるもの以外の各種 の行事及び集会の利用	営利又は営業 を目的としな い場合	入場料を徴収し ない場合	2, 440
		入場料を徴収す る場合	4, 880
	営利又は営業 を目的とする 場合	—	7, 930

別表第3のうち(27)の3アの表中備考以外の部分を次のように改める。

ア 施設(専用利用)

利用目的		入場料の徴収の 有無	使用料の額(1面 1時間につき)(円)
スポーツ、体育及びレクリ エーションの催物及び練習 の利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	3, 030
		入場料を徴収す る場合	6, 060
	営利又は営業を 目的とする場合	—	39, 390
上に掲げるもの以外の各種 の行事及び集会の利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	12, 120
		入場料を徴収す る場合	24, 240

	営利又は営業を 目的とする場合	—	39,390
--	--------------------	---	--------

別表第3のうち(27)の3イの表照明設備の項中「1,000」を「1,210」に
改め、別表第3のうち(28)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(28) 城山運動公園テニスコートの使用料

施設(専用利用)

利用目的		入場料の徴収の 有無	使用料の額(1面 1時間につき)(円)
スポーツ、体育及びレクリ エーションの催物及び練習 の利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	490
		入場料を徴収す る場合	980
	営利又は営業を 目的とする場合	—	6,370

別表第3のうち(29)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(29) 城山運動公園管理棟の使用料

区分	使用料の額(1人につき)(円)		
	小学生・中学生	高校生	一般
宿泊	390	510	640
日帰り	190	260	320

別表第3のうち(29)の2アの表中備考以外の部分を次のように改める。

ア 施設(専用利用)

利用目的	入場料の徴収の	使用料の額(1時
------	---------	----------

		有無	間につき) (円)
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	9,680
		入場料を徴収する場合	19,360
	営利又は営業を目的とする場合	—	125,840
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	38,720
		入場料を徴収する場合	77,440
	営利又は営業を目的とする場合	—	125,840

別表第3のうち(29)の2イの表会議室の項中「300」を「370」に改め、別表第3のうち(30)アの表中備考以外の部分を次のように改める。

ア 施設(専用利用)

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	1時間につき 3,030円
		入場料を徴収する場合	1時間につき3,030円に利用した時間数を乗じて得た額(以下この表において「基本額」という。)に、1日につき、1人当たりの入場料

			の最高額に150を乗じて得た額を加算した額
	営利又は営業を目的とする場合	入場料を徴収しない場合	1時間につき 39,390円
		入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の区分に応じて計算した額又は基本額に、1日につき、1人当たりの入場料の最高額に150を乗じて得た額を加算した額のいずれか大きい方の額
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	1時間につき 12,120円
		入場料を徴収する場合	基本額に、1日につき、1人当たりの入場料の最高額に150を乗じて得た額を加算した額
	営利又は営業を目的とする場合	入場料を徴収しない場合	1時間につき 39,390円
		入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の区分に応じて計算した額又は基本額に、1日につき、1人当たりの入場料の最高額に150を乗じて得た額を加算した額のいずれか大きい方の額

別表第3のうち(30)イの表会議室の項中「300」を「370」に改め、同表放送設備の項中「150」を「190」に改め、同表ナイター照明の項中「3,500」を「4,240」に改め、別表第3のうち(31)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(31) みどりと森の運動公園屋内コートの使用料

施設（専用利用）

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1面1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	3,630
		入場料を徴収する場合	7,260
	営利又は営業を目的とする場合	—	47,190
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	14,520
		入場料を徴収する場合	29,040
	営利又は営業を目的とする場合	—	47,190

別表第3のうち（32）アの表中備考以外の部分を次のように改める。

ア 施設（専用利用）

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1面1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	2,420
		入場料を徴収する場合	4,840

		る場合	
	営利又は営業を 目的とする場合	—	31,460
上に掲げるもの以外の各種 の行事及び集会の利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	9,680
		入場料を徴収す る場合	19,360
	営利又は営業を 目的とする場合	—	31,460

別表第3のうち(32)イの表ナイター照明の項中「1,000」を「1,210」に
改め、別表第3のうち(33)アの表中備考以外の部分を次のように改める。

ア 施設（専用利用）

利用目的		入場料の徴収の 有無	使用料の額（1時 間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリ エーションの催物及び練習 の利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	1,820
		入場料を徴収す る場合	3,640
	営利又は営業を 目的とする場合	—	23,660
上に掲げるもの以外の各種 の行事及び集会の利用	営利又は営業を 目的としない場 合	入場料を徴収し ない場合	7,280
		入場料を徴収す る場合	14,560

	営利又は営業を 目的とする場合	—	23,660
--	--------------------	---	--------

別表第3のうち(33)イの表ナイター照明の項中「2,500」を「3,030」に
改め、別表第3のうち(34)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(34) 太夫浜運動公園球技場の使用料

施設(専用利用)

利用目的		入場料の徴収の 有無	使用料の額(1面 1時間につき)(円)
スポーツ、体育及びレク リエーションの催物及び 練習の利用	営利又は営業 を目的としな い場合	入場料を徴収し ない場合	2,420
		入場料を徴収す る場合	4,840
	営利又は営業 を目的とする 場合	—	31,460
上に掲げるもの以外の各 種の行事及び集会の利用	営利又は営業 を目的としな い場合	入場料を徴収し ない場合	9,680
		入場料を徴収す る場合	19,360
	営利又は営業 を目的とする 場合	—	31,460

別表第3のうち(35)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(35) 流通公園庭球場の使用料

施設（専用利用）

利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1面1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	730
		入場料を徴収する場合	1,460
	営利又は営業を目的とする場合	—	9,490

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項から第4項までの規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の新潟市都市公園条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

（適用区分）

- 3 施行日前に、施行日以後の第10条の3に規定する有料公園施設（以下「有料公園施設」という。）の利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新条例に規定する額とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、施行日前に有料公園施設で発行した回数券及び定期券（年間利用券を含む。以下同じ。）は、施行日以後に当該有料公園施設で発行した回数券及

び定期券とみなして、使用することができる。この場合において、定期券については、当該定期券の有効期間内に限り、使用することができるものとする。

議案第 1 1 1 号

新潟市天寿園条例の一部改正について

新潟市天寿園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 9 月 1 3 日 提出

新潟市長 中原 八一

新潟市天寿園条例の一部を改正する条例

新潟市天寿園条例（平成 7 年新潟市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 3 条関係）

施設名	1 回
大広間	3, 9 0 0 円
茶室	3, 9 0 0 円
ホール	6, 5 0 0 円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（1）次号に掲げる規定以外の規定 公布の日

（2）別表の改正規定 令和 7 年 4 月 1 日

（準備行為）

2 改正後の新潟市天寿園条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、前項第 2 号に掲げる規定の施行の日（以下「2 号施行日」という。）前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

（適用区分）

3 2号施行日前に、2号施行日以後の新潟市天寿園の利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新条例に規定する額とする。

4 前項の規定にかかわらず、第1項第1号に掲げる規定の施行の日前に2号施行日以後の利用について当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、なお従前の例による。

議案第 1 1 2 号

新潟市老人福祉センター条例の一部改正について

新潟市老人福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 9 月 1 3 日 提出

新潟市長 中原 八一

新潟市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

新潟市老人福祉センター条例（平成 1 6 年新潟市条例第 9 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 のうち（1）の表市内に住所を有する者の項中「2 5 0 円」を「3 0 0 円」に、「1 2 0 円」を「1 4 0 円」に改め、同表市外に住所を有する者の項中「4 5 0 円」を「5 4 0 円」に、「1 2 0 円」を「1 4 0 円」に改める。

別表第 1 のうち（2）の表老人福祉センター黒埼荘の項中「1, 5 0 0 円」を「2 3 0 円」に改め、同表老人福祉センター横雲荘の項及び老人福祉センター福寿荘の項を次のように改める。

老人福祉センター横雲荘	利用時間	教養娯楽室			集会室		
	午前 9 時から午後 1 時まで	230 円					410 円
	午後 1 時から午後 4 時 3 0 分まで	230 円				410 円	

老人福祉センター福寿荘	利用時間	鶴の間	亀の間	梅の間	松の間	竹の間	皁月の間
	午前 9 時から午後 1 時まで	60 円	60 円	80 円	110 円	110 円	130 円
	午後 1 時から午後 4 時 3 0 分まで	60 円	60 円	80 円	110 円	110 円	130 円

別表第 1 のうち（2）の表いこいの家西川荘の項中「4, 0 0 0 円」を「1, 5 0 0 円」に、「2, 0 0 0 円」を「7 5 0 円」に、「5 0 0 円」を「1 8 0 円」に、「5, 5 0 0

円」を「2,070円」に、「2,700円」を「1,010円」に、「1,000円」を「370円」に、「100円未満の端数が生じたときは、その端数が50円未満であるときはこれを切り捨て、50円以上であるときはこれを100円に切り上げて計算する」を「10円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる」に、「規定の使用料の額の1.5倍に相当する額とする」を「規定の使用料の額の1.5倍に相当する額とし、算出された使用料の額に10円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる」に、「規定の使用料の額の2倍に相当する額とする」を「規定の使用料の額の2倍に相当する額とし、算出された使用料の額に10円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる」に改め、同表いこの家楽友荘の項中「500円」を「170円」に改め、同表中之口老人福祉センターの項中「800円」を「380円」に、「1,000円」を「480円」に改め、同表老人福祉センター白寿荘の項中「1,000円」を「320円」に改める。

別表第2定期利用券による利用以外の利用の項使用料の額（1人につき）の欄中「100円」を「120円」に改め、同表定期利用券の項使用料の額（1人につき）の欄中「500円」を「600円」に、「3,000円」を「3,600円」に、「5,000円」を「6,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項から第4項までの規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の新潟市老人福祉センター条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

（適用区分）

- 3 施行日前に、施行日以後の新潟市老人福祉センターの利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新条例に規定する額とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、施行日前に発行した定期利用券は、当該定期利用券に記載された有効期限内に限り、施行日以後においても、使用することができるものとする。

議案第 1 1 3 号

新潟市老人憩の家条例の一部改正について

新潟市老人憩の家条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 9 月 1 3 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市老人憩の家条例の一部を改正する条例

新潟市老人憩の家条例（昭和 4 0 年新潟市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 定期利用券による利用以外の利用の項使用料の額（1 人につき）（円）の欄中「1 0 0」を「1 2 0」に改め、同表定期利用券の項使用料の額（1 人につき）（円）の欄中「5 0 0」を「6 0 0」に、「3, 0 0 0」を「3, 6 0 0」に、「5, 0 0 0」を「6, 0 0 0」に改める。

別表第 3 定期利用券による利用以外の利用の項利用料金の額（1 人につき）（円）の欄中「1 0 0」を「1 2 0」に改め、同表定期利用券の項利用料金の額（1 人につき）（円）の欄中「5 0 0」を「6 0 0」に、「3, 0 0 0」を「3, 6 0 0」に、「5, 0 0 0」を「6, 0 0 0」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例の施行の日前に発行した定期利用券は、当該定期利用券に記載された有効期限内に限り、同日以後においても、使用することができるものとする。

議案第 1 1 4 号

新潟市国民健康保険条例の一部改正について

新潟市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 9 月 1 3 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市国民健康保険条例の一部を改正する条例

新潟市国民健康保険条例（昭和 3 4 年新潟市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 3 条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 2 6 0 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 1 1 5 号

新潟市ひまわりクラブ条例の一部改正について

新潟市ひまわりクラブ条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 9 月 1 3 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市ひまわりクラブ条例の一部を改正する条例

新潟市ひまわりクラブ条例（平成 5 年新潟市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

別表北区の項中「新潟市北区川西 3 丁目 4 番 2 号」を「新潟市北区川西 3 丁目 9 番 2 4 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 1 1 6 号

新潟市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部改正について

新潟市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 9 月 1 3 日 提出

新潟市長 中原 八一

新潟市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部を改正する条例

新潟市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例（平成 1 8 年新潟市条例第 7 0 号）の一部を次のように改正する。

別表江南区の項区域の欄中「下早通 1 丁目から 2 丁目まで」を「下早通 1 丁目から 3 丁目まで」に改める。

附 則

この条例は、下早通 3 丁目に係る地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 2 項の規定による市長の告示の効力が生ずる日から施行する。

議案第 1 1 7 号

町（字）の区域及び名称の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により、本市区域内の町（字）の区域及びその名称を次のように変更し、土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）第 1 0 3 条第 4 項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から施行するものとする。

令和 6 年 9 月 1 3 日提出

新潟市長 中原 八一

町（字）の区域及び名称変更調書

変 更 前			変 更 後
町	字	地 番	町
亀田早通	東郷	2 5 0 2 の 1、2 5 0 2 の 3、2 5 0 3 の 1、 2 5 0 3 の 6 から 2 5 0 3 の 8 まで、2 5 0 4 の 1、 2 5 0 4 の 3、2 5 0 4 の 4、2 5 0 7 の 1、 2 5 0 7 の 4、2 5 0 7 の 5、2 5 0 8 の 1、 2 5 0 8 の 5、2 5 0 8 の 6、2 5 0 9 の 1、 2 5 0 9 の 4 から 2 5 0 9 の 6 まで、2 5 1 0 の 1、 2 5 1 0 の 3、2 5 1 1 の 1、2 5 1 1 の 3、 2 5 1 2 の 1、2 5 1 2 の 3、2 5 1 2 の 6、 2 5 1 2 の 7、2 5 1 3 の 1、2 5 1 3 の 2、 2 5 1 3 の 5、2 5 1 3 の 6、2 5 1 4 の 1、 2 5 1 4 の 3、2 5 1 4 の 4、2 5 1 5 の 1、 2 5 1 5 の 3、2 5 1 5 の 4、2 5 1 6 の 1、 2 5 1 6 の 4 から 2 5 1 6 の 7 まで	下早通 3 丁目

川根	2744の1から2744の5まで、2745の1、 2745の2、2746の1、2746の2、 2747の1、2747の2、2748の1、 2748の2、2749の1、2749の2、 2750の1、2750の2、2751の1、 2751の2、2752の1、2752の2、 2753の1、2753の2、2754の1、 2754の2、2755、2756の1、2756の2、 2757の1、2757の2、2757の4、 2757の5、2758の1、2758の2、 2758の4、2758の5、 2759の1から2759の3まで、 2760から2762まで、2763の1、2763の2、 2764の1、2764の2、2765の1、 2765の2、2766の1、2766の2、 2767の1、2767の2、2768の1、 2768の2、2769の1から2769の5まで、 2770の1から2770の3まで、2770の5、 2770の6、2771の1、2771の2、 2772の1から2772の4まで、 2773の1から2773の4まで、2774の1、 2774の2、2775の3、2775の4、 2776の3から2776の6まで、2780、 2781の1、2781の2、2782の1、
----	---

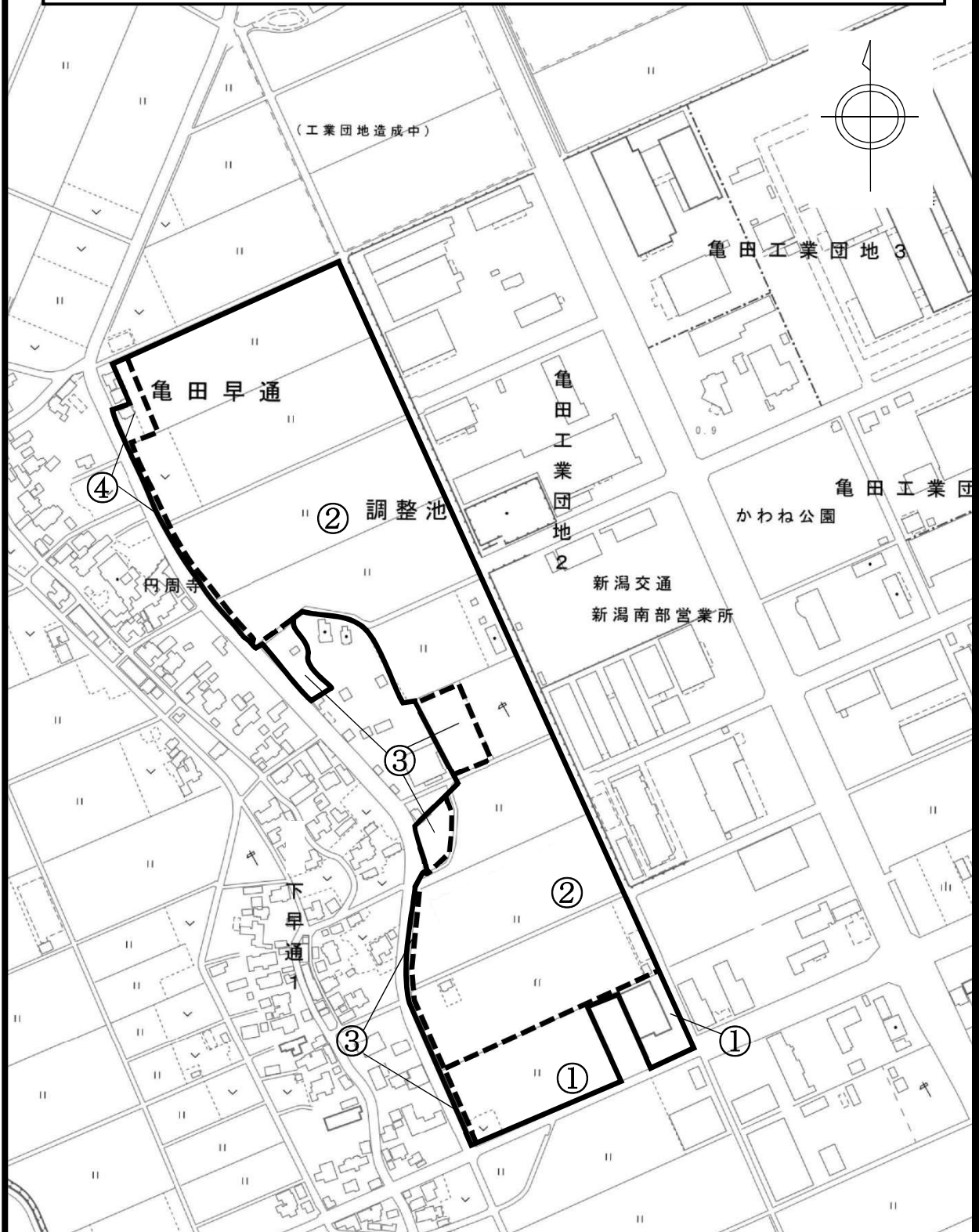
2782の2、2782の4、
2782の5から2782の7まで、2783、
2783の1から2783の6まで、2784の1、
2784の2、2785の1、2785の2、
2786の1、2786の2、2787、2788の1、
2788の2、2789の1、2789の2、
2857の1、2857の2、
2857の4から2857の6まで、
2858の1から2858の3まで、2859の1、
2859の2、2860の1、2860の2、
2861の1、2861の2、
2862の1から2862の5まで、
2863の1から2863の3まで、
2864の1から2864の4まで、2865の1、
2865の2、2866の1から2866の3まで、
2867の1から2867の3まで、2868の1、
2868の2、2869の1から2869の3まで、
2870の1から2870の5まで、
2900の1から2900の5まで、2901の1、
2901の2、2902、2903、2904の1、
2904の2、2905の1、2905の2、
2906の1から2906の3まで、2907の1、
2907の2、2908、2909、
2910の1から2910の4まで、2911の1、

		<p>2911の2、2912の1、2912の2、 2913、2914の1から2914の3まで、 2928の1から2928の3まで、2928の10、 2928の11、2929の1、2929の2、 2930の1、2930の2、2931の1、 2931の2、2932の1、2932の2、2933、 2934の1、2934の2、2935の1、 2935の2、2936の1、2936の2、 2937の1から2937の4まで、2938の1、 2938の2、2939の1、2939の2、 2940の1から2940の3まで、2941の1、 2941の2、2942の1から2942の5まで、 3021の1から3021の3まで、3021の5、 3022、3023の1、3023の2、3024の1、 3024の2、3025の1、3025の2、 3026の1、3026の2、3027の1、 3027の2、3028の1、3028の2、 3029の1、3029の2、3030、3031の1、 3031の2、3032の1、3032の2、 3033の1、3033の2、3034の1、3034の2</p>
下早通 1丁目	—	<p>2516の4、2757の3、2758の3、 2777の4、2777の5、 2777の7から2777の9、 2778の1から2778の3まで、2779の1、</p>

		<p>2779の2、2819の1、2833の1、 2833の2、2834の1、2835の1、 2835の2、2857の3、3852の2、 3852の3、3852の11から3852の14まで、 3853の3、3889の2</p>
<p>下早通 2丁目</p>	—	<p>2857の7、2928の5から2928の7まで、 2928の9、2928の12、2928の13、 3035の1から3035の4まで</p>

及び当該変更に伴う公有地を含む。

町（字）の区域及び名称変更区域図



番号	変更前		変更後
	町	字	町
①	亀田早通	東郷	下早通3丁目
②	亀田早通	川根	
③	下早通1丁目	-	
④	下早通2丁目	-	

はん例	
	変更予定区域線
	旧町（字）区域線

縮尺 1 : 5, 000

議案第118号

市道路線の認定及び廃止について

次のとおり市道路線の認定及び廃止をするものとする。

令和6年9月13日提出

新潟市長 中原 八一

1 認定する路線

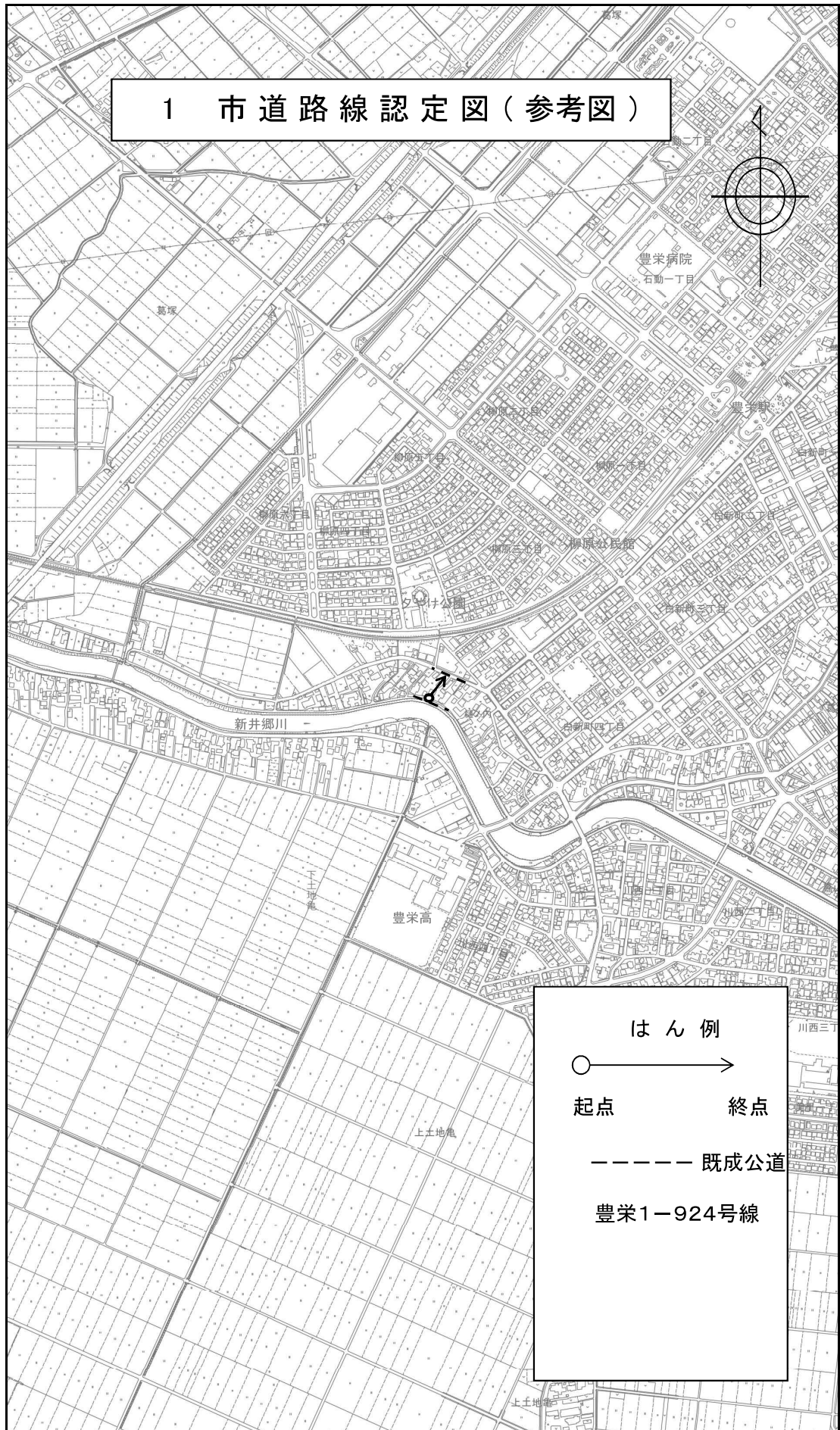
図面 番号	路線名	起 点		重要な経過地
		終 点		
1	豊栄1-	新潟市北区葛塚字樋ノ内 2425番6地先		新潟市北区葛塚字樋ノ内 2425番1地先
	924号線	新潟市北区葛塚字樋ノ内屋敷付 1315番1地先		
2	東7-	新潟市東区石山三丁目 911番地先		新潟市東区石山三丁目 1779番4地先
	291号線	新潟市東区石山三丁目 1774番6地先		
3	中央1-	新潟市中央区浜浦町2丁目 54番77地先		新潟市中央区浜浦町 2丁目 54番59地先
	195号線	新潟市中央区浜浦町2丁目 54番69地先		
4	小須戸1-	新潟市秋葉区天ヶ沢字草水沢 147番1地先		新潟市秋葉区天ヶ沢字草 水沢 147番1地先
	344号線	新潟市秋葉区天ヶ沢字草水沢 141番地先		
5	白根1-	新潟市南区上下諏訪木字論地 1081番1地先		新潟市南区上下諏訪木字 論地 1038番1地先
	544号線	新潟市南区上下諏訪木字論地 1039番22地先		
6	白根2-	新潟市西区木場字堤 5番19地先		新潟市南区中塩俵 163番1地先
	316号線	新潟市南区中塩俵字イツケ 25番1地先		
7	西南6-	新潟市西区笠木字十五歩 1714番3地先		新潟市西区笠木字十五歩 1714番9地先
	187号線	新潟市西区笠木字十五歩 1736番4地先		
8	西2-	新潟市西区五十嵐一の町 6748番13地先		新潟市西区五十嵐一の町 6674番8地先
	309号線	新潟市西区五十嵐一の町 6674番19地先		
9	黒埼1-	新潟市西区善久字新川向 539番18地先		新潟市西区善久字新川向 539番40地先
	454号線	新潟市西区善久字新川向 539番38地先		

図面 番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
9	黒埼 1 -	新潟市西区黒鳥字深潟 4539 番 16 地先	新潟市西区北場字立野 38 番 7 地先
	4 5 5 号線	新潟市西区北場字立野 38 番 9 地先	

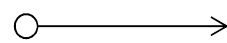
2 廃止する路線

図面 番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
10	白根2-	新潟市南区中塩俵88番1地先	新潟市南区中塩俵字イツ ケ25番1地先
	316号線	新潟市南区中塩俵字イツケ25番1地先	
11	西1-	新潟市西区五十嵐二の町8769番地先	新潟市西区五十嵐二の町 8770地先
	998号線	新潟市西区五十嵐二の町9142番地先	

1 市道路線認定図（参考図）



はん例



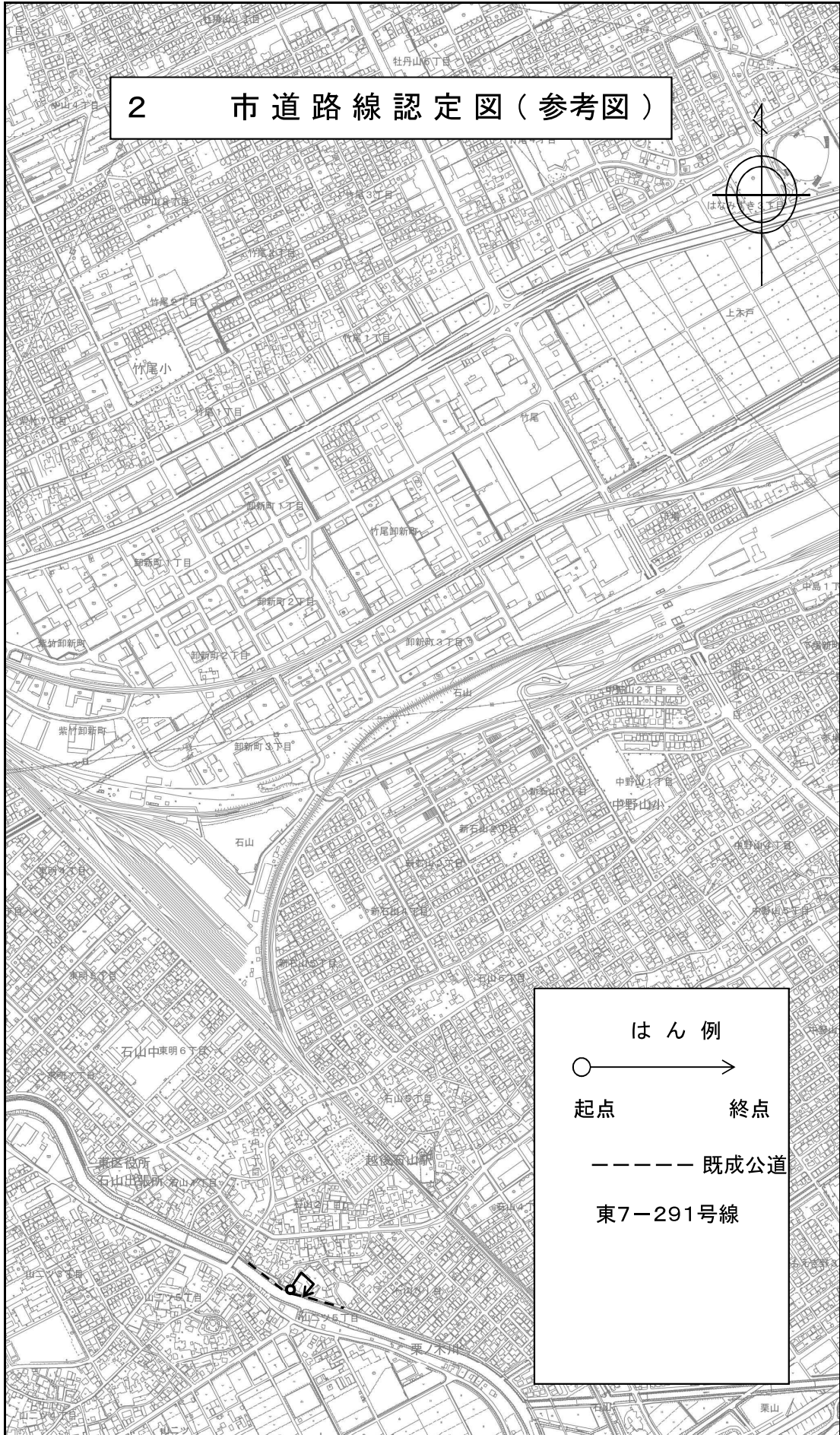
起点

終点

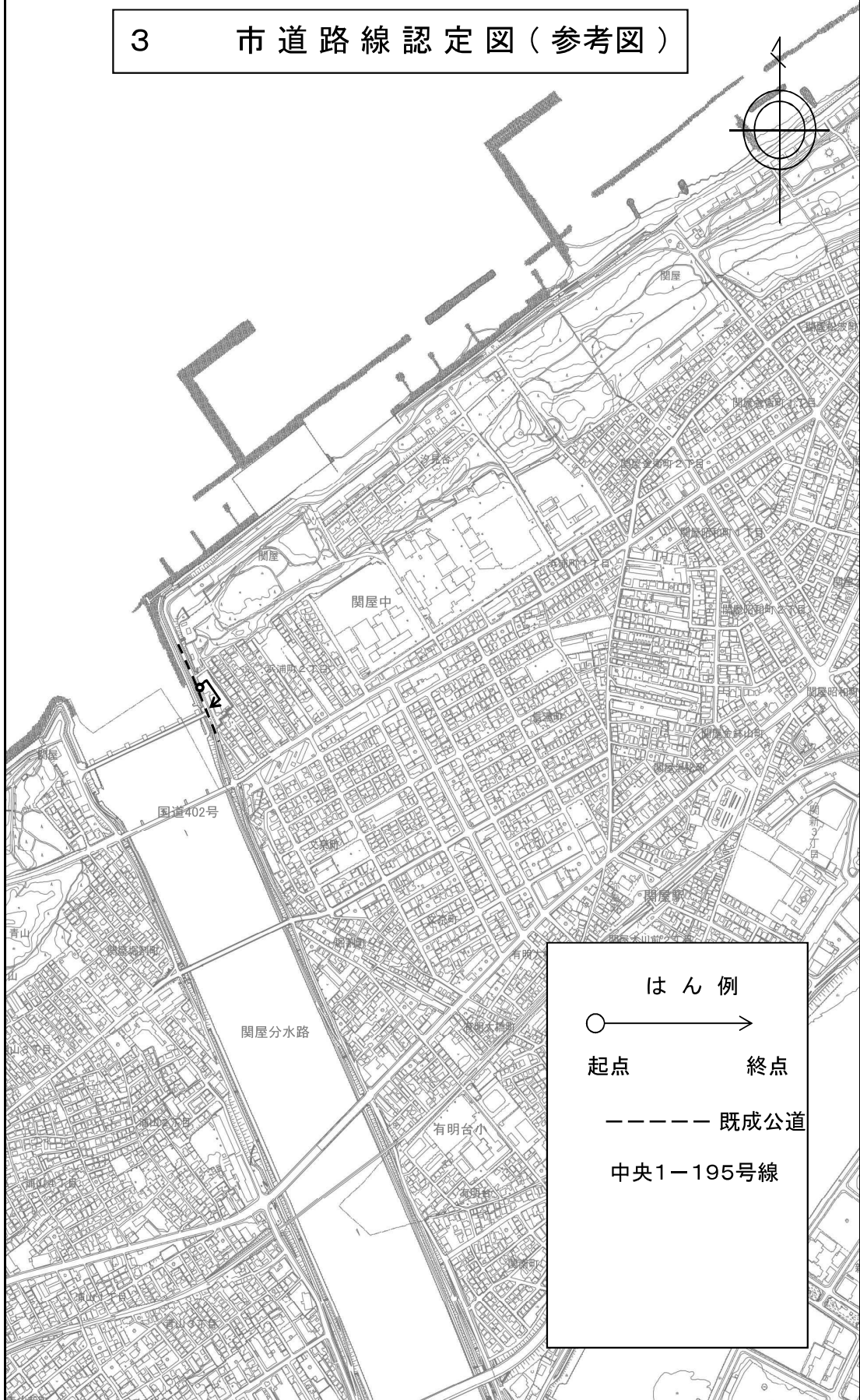
----- 既成公道

豊栄1-924号線

2 市道路線認定図（参考図）



3 市道路線認定図（参考図）



はん例

○ →

起点 終点

----- 既成公道

中央1-195号線

4 市道路線認定図（参考図）



はん例

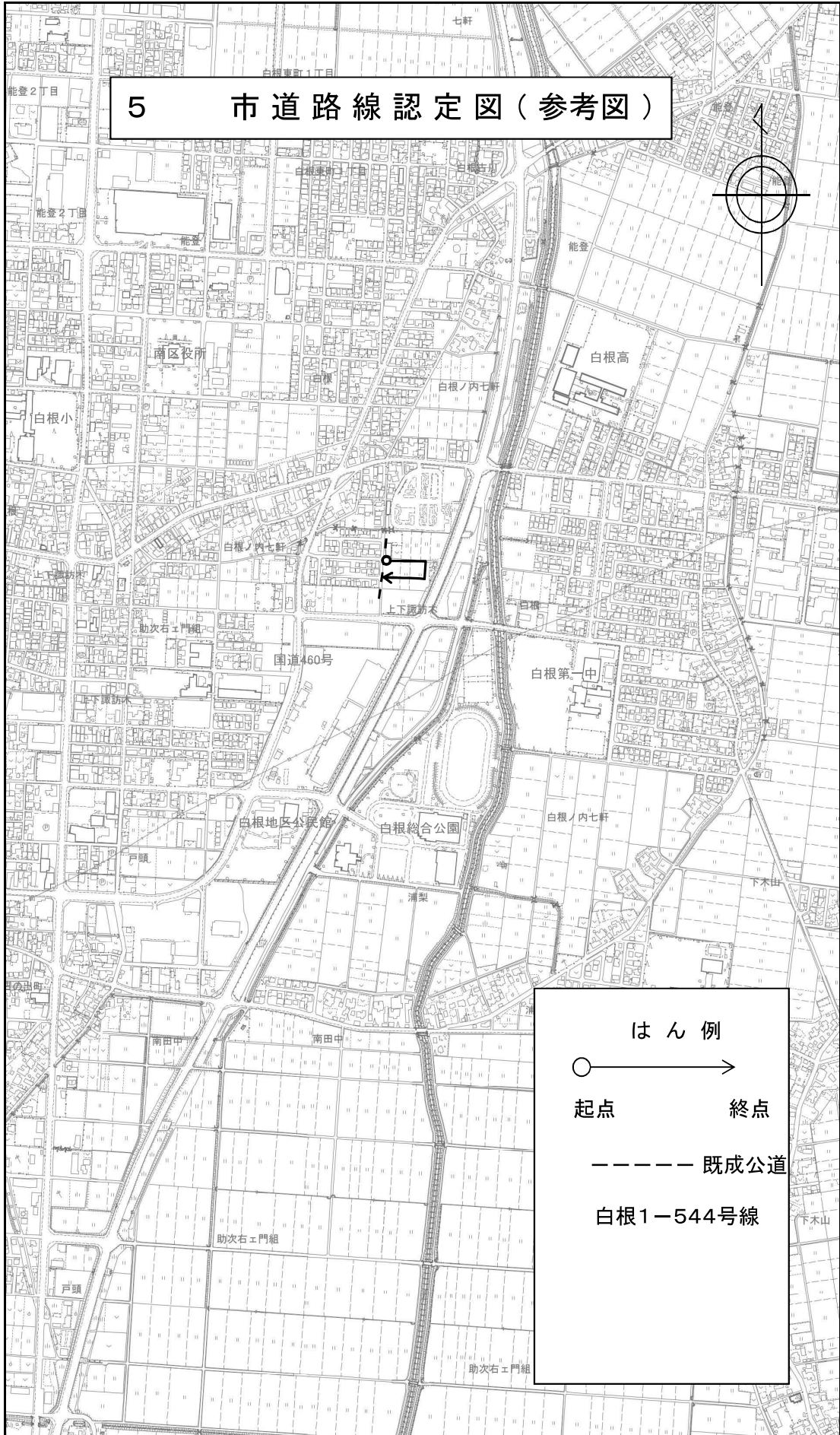
○ →

起点 終点

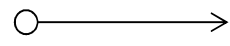
----- 既成公道

小須戸1-344号線

5 市道路線認定図(参考図)



はん例



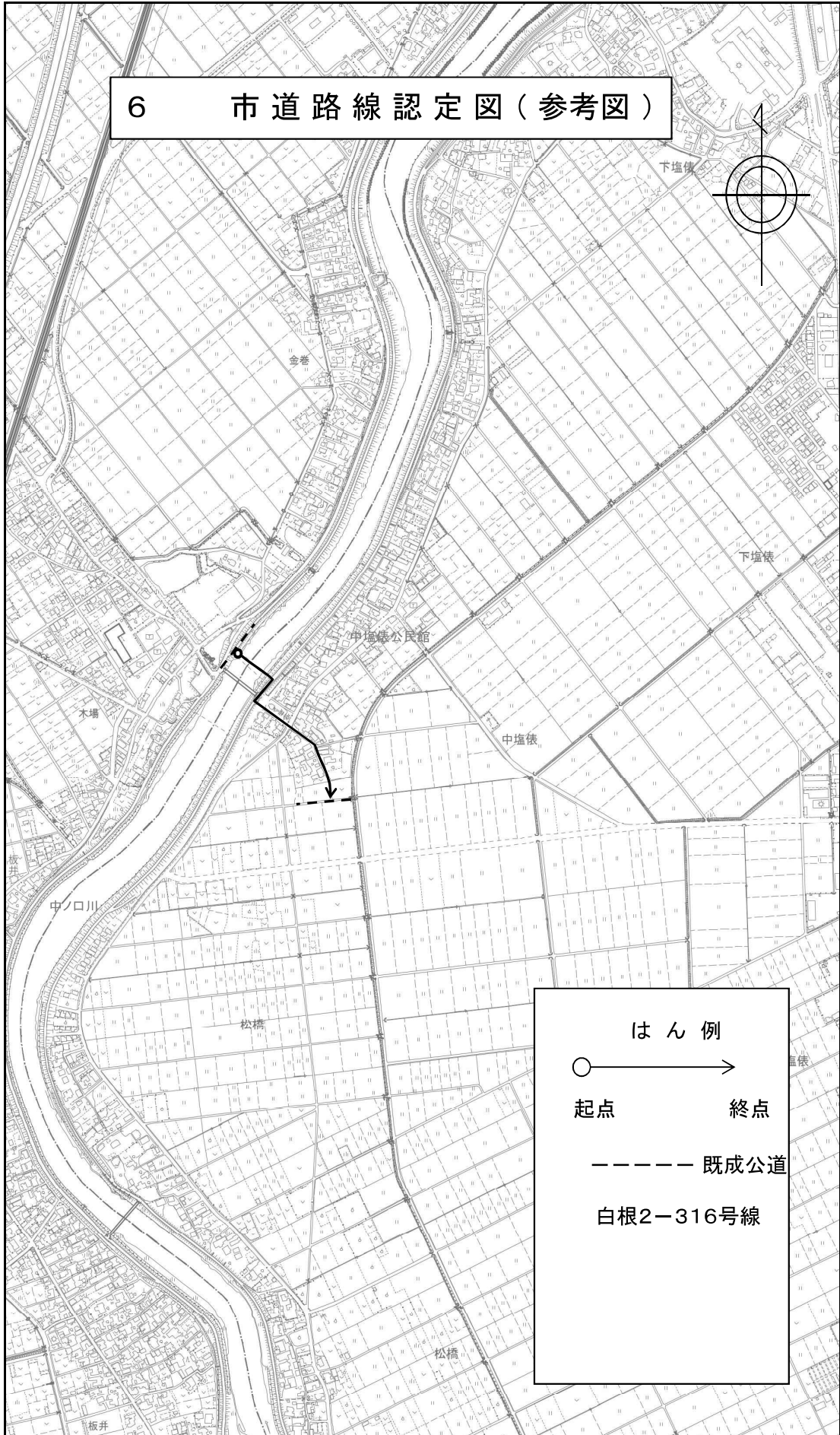
起点

終点

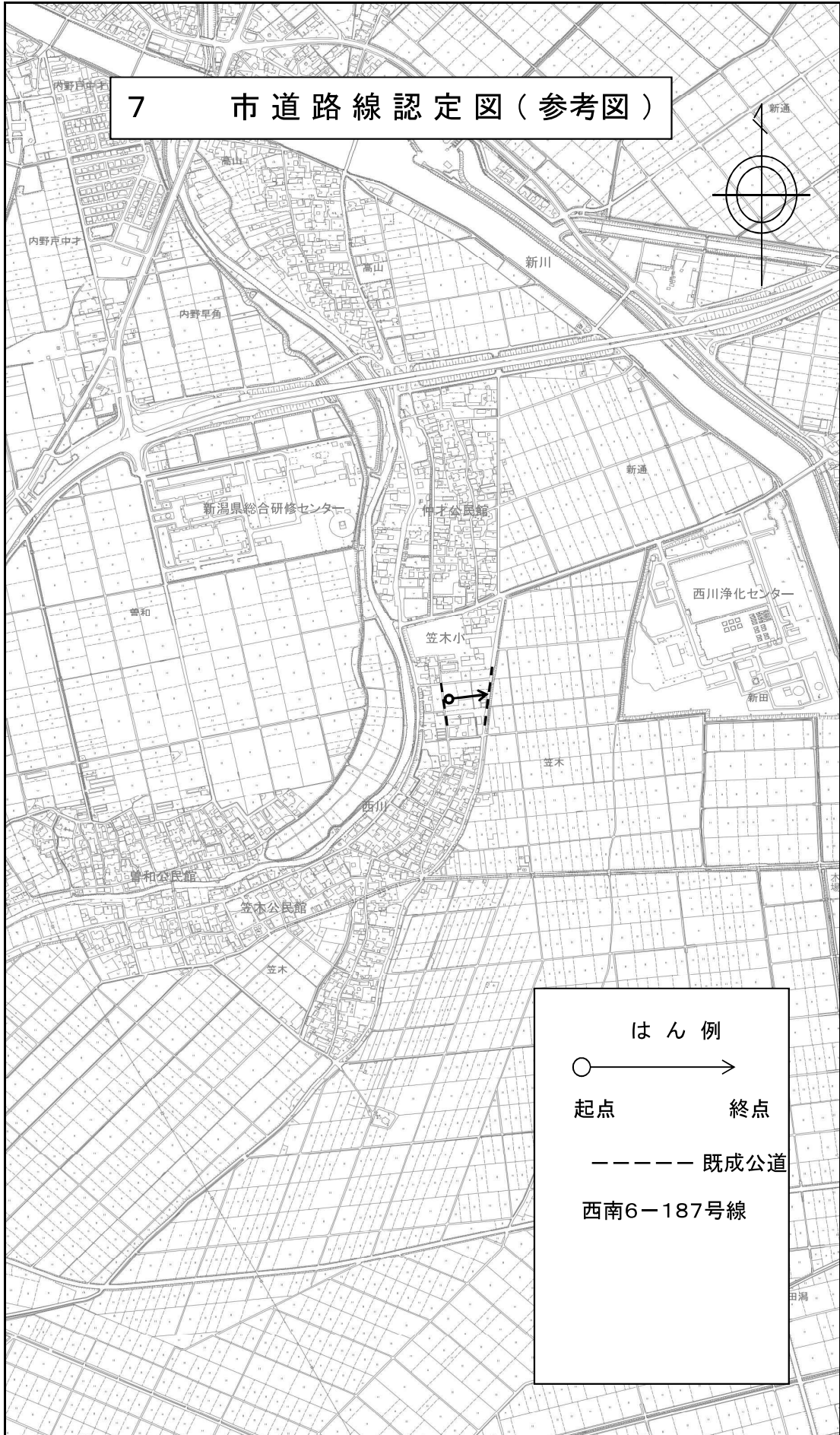
----- 既成公道

白根1-544号線

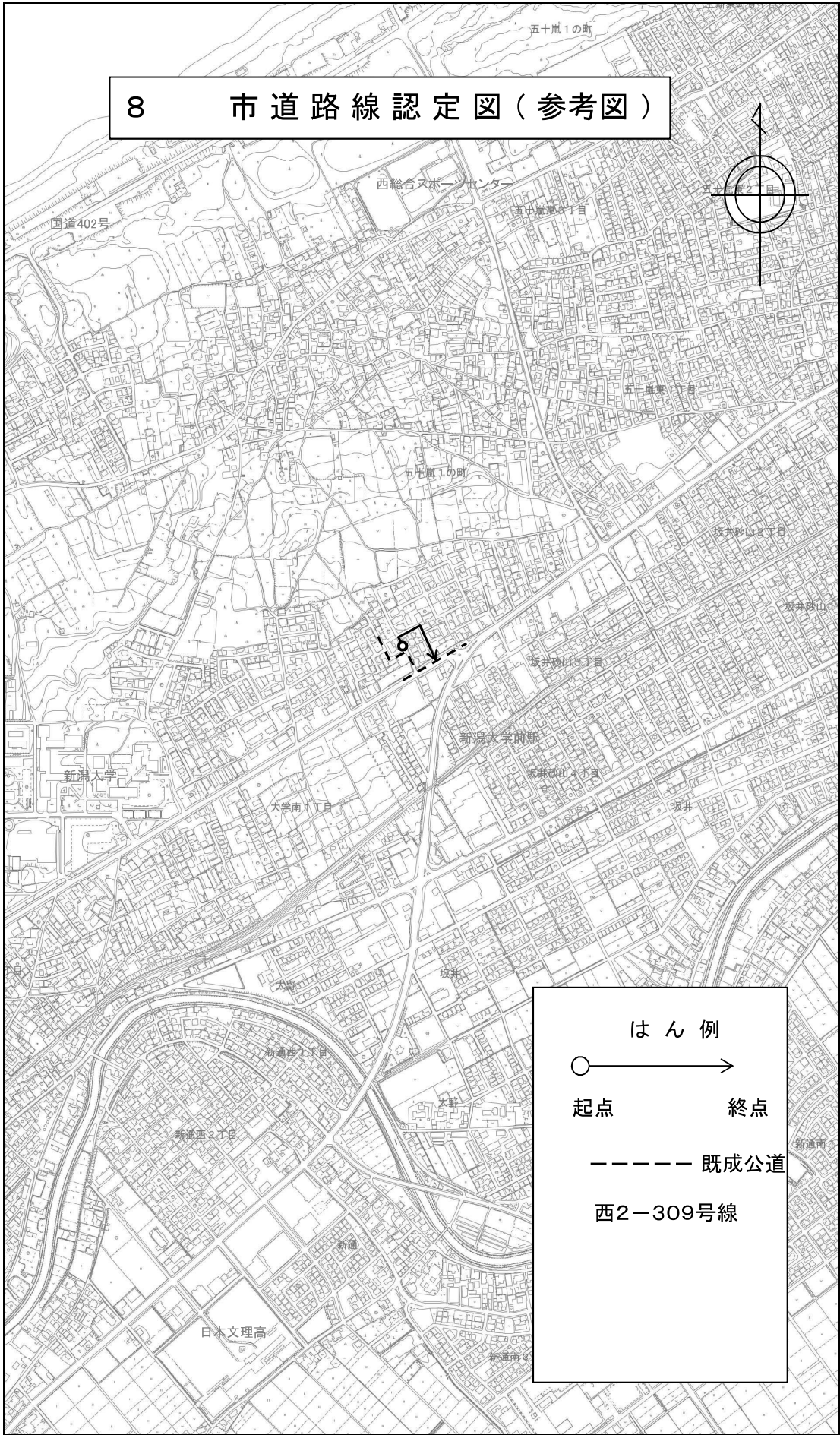
6 市道路線認定図（参考図）



7 市道路線認定図（参考図）

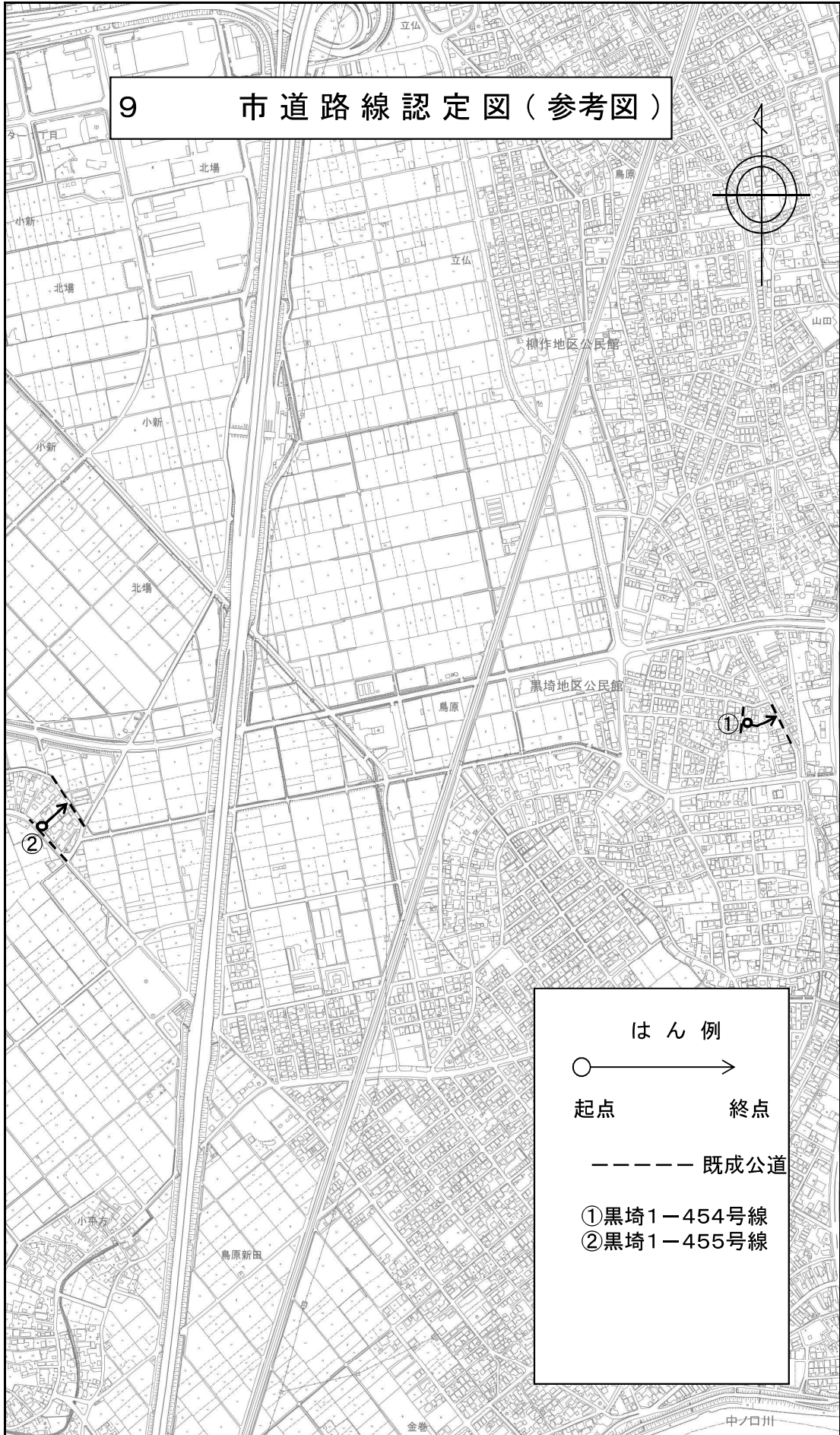


8 市道路線認定図（参考図）

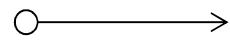


9

市道路線認定図（参考図）



はん例



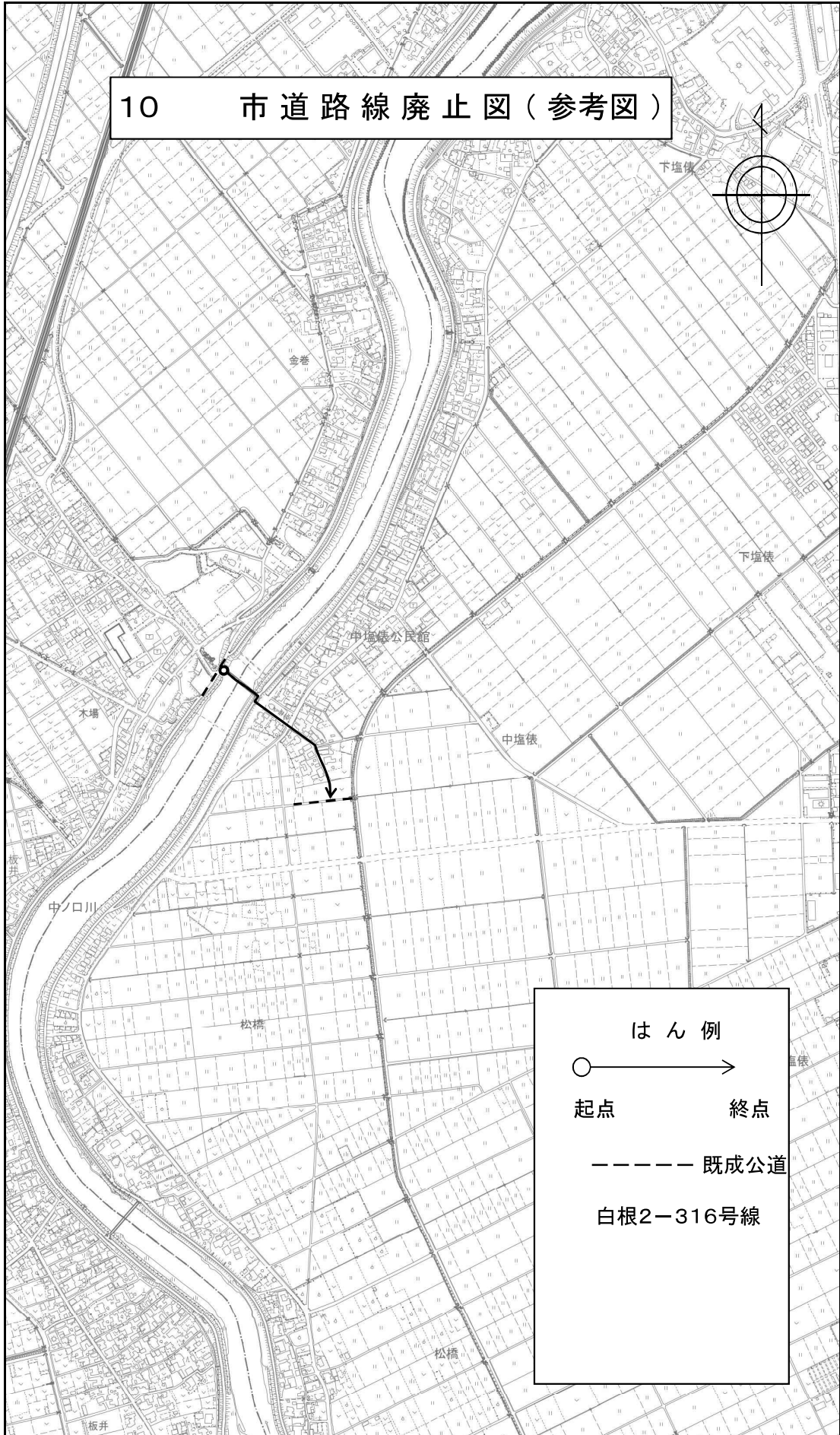
起点

終点

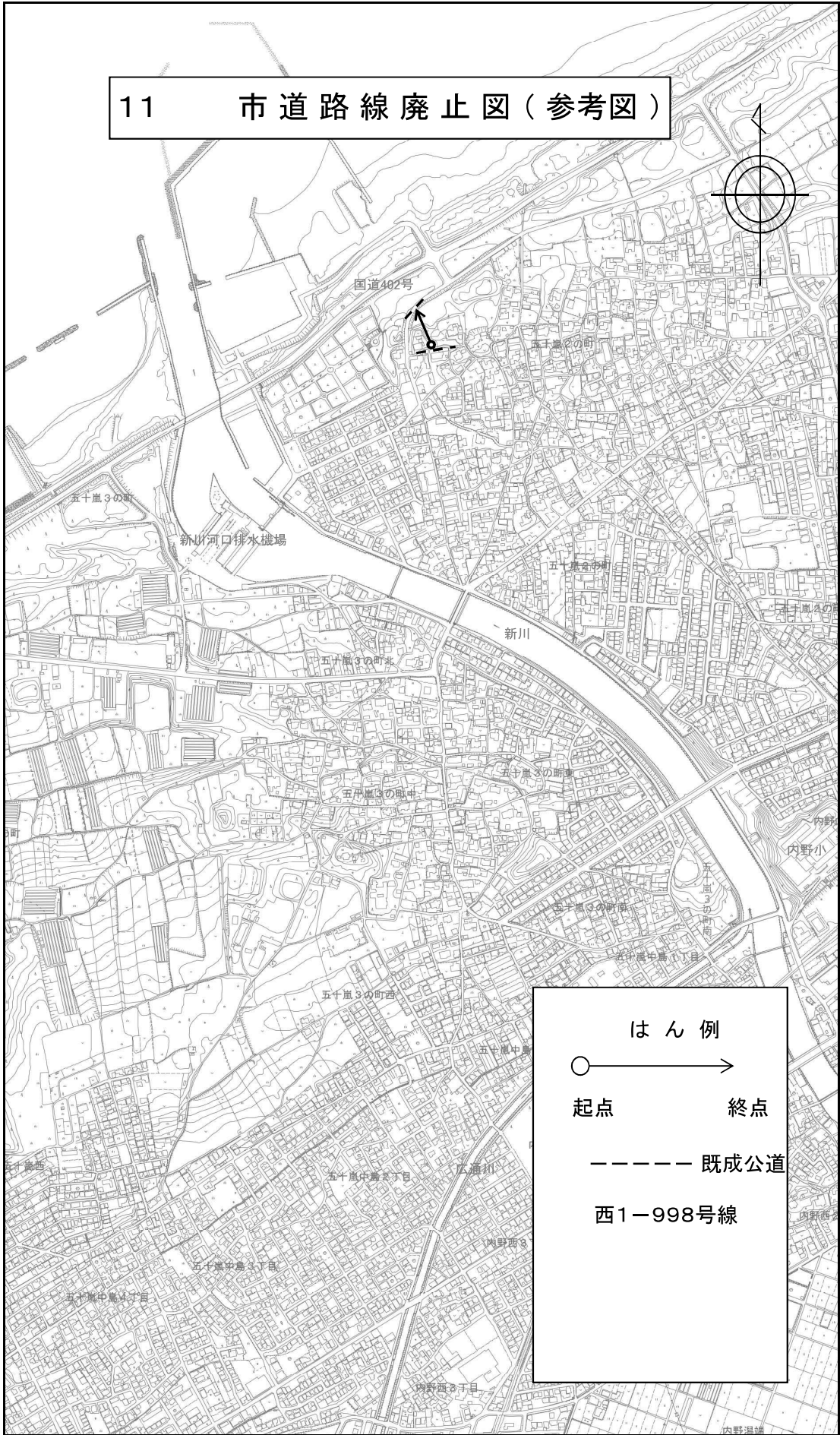
----- 既成公道

- ①黒埼1-454号線
- ②黒埼1-455号線

10 市道路線廃止図（参考図）



11 市道路線廃止図（参考図）



議案第119号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を得たい。

令和6年9月13日提出

新潟市長 中原 八一

桜井 昇

議案第120号

未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和5年度新潟市下水道事業会計未処分利益剰余金2,025,021,608円のうち、836,263,424円を資本金に組み入れ、残余を繰り越すものとする。

令和6年9月13日提出

新潟市長 中原 八一

議案第 121 号

未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、令和 5 年度新潟市水道事業会計未処分利益剰余金 3,552,940,082 円のうち、752,345,086 円を建設改良積立金に積み立て、2,305,503,865 円を資本金に組み入れ、残余を繰り越すものとする。

令和 6 年 9 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

議案第 1 2 2 号

決算の認定について

令和 5 年度新潟市下水道事業会計決算、令和 5 年度新潟市水道事業会計決算及び令和 5 年度新潟市病院事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 1 3 日提出

新潟市長 中原 八一

決算書及び決算審査意見書は、別冊のとおり。